

平成 1 8 年 3 月 7 日

平成 1 8 年第 1 回岬町議会定例会

第 1 日会議録

平成18年第1回(3月)岬町議会定例会第1日会議録

日時 平成18年3月7日(火)午前11時12分開議

場所 岬町役場議場

出席議員 次のとおり13名であります。

1番 川端啓子	2番 鍛冶末雄	3番 和田博之
5番 奥野学	6番 中原晶	7番 辻下正純
8番 竹内邦博	9番 出口実	10番 反保多喜男
11番 岡本重樹	12番 和田勝弘	14番 福田収
16番 田島乾正	17番 (欠員)	

欠席議員 次のとおり2名であります。

13番 鳥谷部 昭	15番 谷本 貢
-----------	----------

欠員 1名

傍聴 0名

地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町長	石田正弘	助役	平 徹也
教育長	田中繁樹	総務部長	中口守可
総務部理事	後藤保雄	総務部副理事	竹本靖典
総務部副理事兼		兼秘書政策室長	
行政改革推進室長	白井保二	総務部副理事	南 康明
住民福祉部長		兼行政管理課長	
兼保険年金課長	芦田貴志雄	住民福祉部副理事	岡本 茂
事業部長		兼住民生活課長	
兼事業課長	松永英三	事業部理事	児玉裕治
上下水道部長		収入役室副理	
兼水道課長	末原光喜	事兼会計課長	谷口桂三
教育委員会教育次長兼		教育委員会副理事	
給食センター所長	笠間光弘	兼生涯学習課長	淵原義仁

教育委員会副理事

一 本 稔 明

兼青七文七所長  
総務部

吉 田 一 人

税務課長  
事業部

亀 崎 義 夫

まちづくり推進室長

教育委員会副理事兼

入 口 博 行

淡輪公民館長  
健康福祉部

古 谷 清

健康福祉課長  
上下水道部

古 橋 重 和

水道課参事

本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻 下 一 博

議会事務局主

竹 下 雅 樹

幹兼議会係長

会 期

平成18年3月7日～3月23日(17日間)

会議録署名議員

8番 竹 内 邦 博

11番 岡 本 重 樹

---

議事日程

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定
- 日程3 諸般の報告
- 日程4 議案第1号 専決処分の承認を求める件(平成17年度岬町一般会計補正予算(第7次))
- 日程5 議案第2号 平成17年度岬町一般会計補正予算(第8次)の件
- 日程6 議案第3号 平成17年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第3次)の件
- 日程7 議案第4号 平成17年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)の件
- 日程8 議案第5号 平成17年度岬町老人保健特別会計補正予算(第2次)の件
- 日程9 平成18年度施政方針・予算に関する説明
- 日程10 議案第6号 平成18年度岬町一般会計予算の件
- 日程11 議案第7号 平成18年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件
- 日程12 議案第8号 平成18年度岬町国民健康保険特別会計予算の件
- 日程13 議案第9号 平成18年度岬町老人保健特別会計予算の件
- 日程14 議案第10号 平成18年度岬町下水道事業特別会計予算の件
- 日程15 議案第11号 平成18年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件
- 日程16 議案第12号 平成18年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)予算の件

- 日程17 議案第13号 平成18年度岬町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算の件
- 日程18 議案第14号 平成18年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件
- 日程19 議案第15号 平成18年度岬町深日財産区特別会計予算の件
- 日程20 議案第16号 平成18年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件
- 日程21 議案第17号 平成18年度岬町谷川財産区特別会計予算の件
- 日程22 議案第18号 平成18年度岬町住宅用地造成事業特別会計予算の件
- 日程23 議案第19号 平成18年度岬町水道事業会計予算の件
- 日程24 会派代表質問
- 日程25 議案第20号 工事請負契約中変更の件(公共下水道汚水管埋設工事(20-5))
- 日程26 議案第21号 損害賠償の額の決定及び和解の件
- 日程27 議案第22号 阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置に関する協議の件
- 日程28 議案第23号 町道路線の認定の件
- 日程29 議案第24号 岬町国民保護協議会条例を制定する件
- 日程30 議案第25号 岬町国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例を制定する件
- 日程31 議案第26号 岬町海釣り公園条例を制定する件
- 日程32 議案第27号 岬町事務分掌条例の一部を改正する件
- 日程33 議案第28号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件
- 日程34 議案第29号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件
- 日程35 議案第30号 岬町特別会計条例の一部を改正する件
- 日程36 議案第31号 岬町税条例の一部を改正する件
- 日程37 議案第32号 岬町立保育所条例の一部を改正する件
- 日程38 議案第33号 岬町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正する件
- 日程39 議案第34号 岬町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する件
- 日程40 議案第35号 岬町身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する件

- 日程41 議案第36号 岬町国民健康保険条例の一部を改正する件
- 日程42 議案第37号 岬町介護保険条例の一部を改正する件
- 日程43 議案第38号 岬町営住宅条例の一部を改正する件
- 日程44 議案第39号 岬町公民館条例の一部を改正する件
- 日程45 議案第40号 岬町財産区基金条例の一部を改正する件
- 日程46 議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件
- 日程47 議案第42号 固定資産評価員の選任について同意を求める件

(午前11時12分 開会)

和田博之議長 皆さん、おはようございます。ただいまから平成18年第1回岬町議会議定例会を開会いたします。

ただいまの時刻、午前11時12分でございます。

本日の出席議員は13名であります。欠席者数は2名であります。欠員は1名であります。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

---

和田博之議長 日程1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名をさせていただきます。8番竹内邦博君、11番岡本重樹君、以上の2名の方をお願いいたします。

---

和田博之議長 日程2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日3月7日から3月23日までの17日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日3月7日から3月23日までの17日間と決定いたしました。

---

和田博之議長 日程3、「諸般の報告」を行います。

去る2月9日、全国町村議長会第57回定期総会におきまして、全国町村議長会30年特別表彰を受けられました和田勝弘君、並びに、去る3月3日、大阪府町村議長会第54回定期総会におきまして、大阪府町村永年在職議会議員表彰を受けられました鳥谷部昭君、田島乾正君の伝達式を行いたいと思っておりますが、鳥谷部議員が本日欠席でありますので、鳥谷部議員につきましては最終日に伝達式を行いたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

それでは、受賞者の皆さん、前へお越し下さい。

表 彰 状

大阪府岬町議会議員 和田勝弘殿

あなたは町村議会議員として30年の永きにわたり議会制度の高揚、地域の振興及び住民福祉の向上に尽くされた功績はまことに顕著であります。

よってここにこれを特別表彰いたします。

平成18年2月9日

全国町村議会議長会会長 川股 博

以上でございます。おめでとうございます。（拍手）

表 彰 状

岬町議会議員 田島乾正殿

あなたは10年以上にわたり町村議会議員として自治の振興発展に貢献されましたので、その功績をたたえ、ここに記念品を贈呈して表彰いたします。

平成18年3月3日

大阪府町村議会議長会会長 北林 充

おめでとうございます。（拍手）

和田博之議長 おめでとうございます。引き続きまして、町長から感謝状の贈呈がございます。

石田町長、前へどうぞ。お2人の方もお願いします。

石田町長

感 謝 状

和田勝弘殿

あなたは多年にわたり岬町議会議員として岬町自治の振興発展に貢献せられましたので、深く感謝の意を表します。

平成18年3月7日

大阪府泉南郡岬町長 石田正弘

本当にありがとうございます。（拍手）

感 謝 状

田島乾正殿

あなたは多年にわたり岬町議会議員として岬町自治の振興発展に貢献せられましたので、深く感謝の意を表します。

平成18年3月7日

大阪府泉南郡岬町長 石田正弘

どうもありがとうございます。（拍手）

和田博之議長 大変おめでとうございます。ただいま表彰状並びに感謝状の贈呈が終了いたしました。受賞者から謝辞を述べたいとのこと。よろしく願いいたします。和田勝弘議員。

和田勝弘議員 ただいま議長のお許しが出ましたので、貴重なお時間をお借りいたしまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび全国町村議長会から特別表彰をいただきましたことは、まことに感激にたえない次第であります。これもひとえに議員の皆様、理事者各位並びに関係各位の格別のご指導、ご鞭撻のたまものと心より御礼申し上げます。

顧みますと、各位のご支援、ご協力により議会内の役職も多く経験させていただきましたが、これらは私1人の力ではなく、同僚議員各位のお力によるものと深く感謝の意をあらわすものであります。

さて、地方自治を取り巻く状況は大きく変化しております。長引く不況による財政危機の克服、地域の活性化など、議員として我々が取り組むべき課題も多くあります。もとより微力な私ではありますが、この表彰を機により一層の地方自治の振興と岬町の発展のために邁進していく所存であります。今後とも変わらぬご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、お礼の言葉とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

和田博之議長 おめでとうございます。それでは田島乾正君。

田島議員 今回の当初予算審議、まだまだこれ尽くさないかんですが、貴重な時間をいただきまして本当にありがとうございます。

先ほど大先輩の和田議員が大変難しい言葉で謝辞を述べたのですけれども、私、謝辞の中で、平成7年の5月に初めての臨時議会の場で、新人議員として、本当のことを言いますと大変なところに来てしまったのと、何もかもわからん中で、そして本日、10年という節目において振り返ってみますと、本当に住民の意思、意向を反映できてきたのかと、そういう反省というか、まだまだ住民代表の議員として本当に住民のために町

政にいろんな要望なりをぶっつけてきたのかと、そういう反省もありながら、また今日まで新米の議員を育てていただいた諸先輩、同僚議員の皆さん、また町長を筆頭に各部長さん、職員の方々のおかげで本日を迎えられることになったと私は確信しております。これからもまだまだ、和田先輩のように長年住民の意思を反映できるように頑張る所存でございますので、甚だ簡単でございますが、私の御礼の言葉といたします。

どうもありがとうございます。（拍手）

和田博之議長 受賞者の皆様におかれましては、多年にわたり本当にご苦労さまでございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

和田博之議長 それでは、今期定例会の開会に当たりまして、町長からあいさつを求められていますので、これを許可いたします。町長、石田正弘君。

石田町長 改めましておはようございます。3月定例会の開会に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

私が昨年10月に町長に当選させていただきましてから初めての予算編成となっております。この平成18年度は、第3次岬町総合計画の折り返しの年に当たっております。厳しい財政状況の中ではございますが、事業の選択と集中を念頭に置き予算編成を行っておりますので、どうぞ議会の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

なお、本定例会にご提案申し上げております議案でございますが、専決処分の承認1件、補正予算として平成17年度一般会計補正予算（第8次）の件ほか3件、当初予算として平成18年度一般会計予算の件、特別会計12件及び水道事業会計予算の件、事件案件といたしましては、工事請負契約中変更の件ほか3件、条例制定といたしまして国民保護協議会条例を制定する件ほか2件、条例の一部改正として事務分掌条例の一部を改正する件ほか13件、最後に人事案件として固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件ほか1件であります。

どうかよろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

和田博之議長 以上で町長のあいさつが終わりました。

和田博之議長 日程4、議案第1号「専決処分の承認を求める件（平成17年度岬町一般会計補正予算（第7次）の件）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程4、議案第1号、専決処分の承認を求める件（平成17年度岬町一般会計補正予算（第7次）の件）につきまして説明させていただきます。

助役及び収入役の退任に伴う特別職退職手当の補正予算及び身体障害者更生医療給付費における重篤な患者に対する給付費増加に伴いまして補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないため、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成18年1月11日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

議案書の1ページをご参照願います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,091万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億7,414万5,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。歳入につきましては、国庫支出金として、身体障害者保護費国庫負担金868万6,000円、府支出金として身体障害者更生医療給付費負担金434万3,000円を計上するとともに、基金繰入金については本補正予算の財源調整といたしまして、財政調整基金繰入金211万7,000円を減額いたしておるところでございます。

歳出につきましては、総務費において、助役及び収入役の特別職退職手当466万8,000円を計上するとともに、退職金の分割申し出に係る一般職退職手当1,112万9,000円を減額計上いたしておるところでございます。

民生費につきましては、身体障害者更生医療給付費1,737万3,000円を計上いたしております。

以上が専決補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。中原議員。

中原議員 もう一度説明を詳しくいただきたいと思ひまして、特別職退職手当と一般職退職手当、合わせてマイナス補正のようなんですけれども、もう一度細かく説明をお願いできますでしょうか。

和田博之議長 白井副理事。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 お答えいたします。

まず、退職金の件でございますけれども、特別職の退職金といたしまして466万8,000円、これにつきましては、今提案理由でご説明申し上げましたとおり、助役並びに収入役が昨年12月末で退職いたしておりますので、これに係りまず退職手当でございます。

一方、一般職の退職手当といたしまして、マイナスの1,112万9,000円でございます。これにつきましては、昨年の11月の議会におきまして退職金の分割制度がスタートいたしております。それで、内容等につきましては、1,000万円を超える退職者につきましては、本人の申し出によりまして2年以内で3回以内の分割を行うわけなんですけれども、今回11月の末の退職者が22名出ておりまして、そのうちの21名につきましては1,000万円を超える退職者でございました。これにつきましては、退職の分割についての申し出を受け付けしたわけなんですけれども、今回1名の方から分割の申し出がございまして、これに係りまず分割、すなわち17年度と18年度に分けて分割するとなっておりますので、今回18年度にお支払いする分につきましてマイナス補正をお願いするものでございます。そして、今回分割したのにつきましては、18年度の当初予算で分割の残額につきまして退職手当として予算計上しているものでございます。

以上でございます。

和田博之議長 よろしいですか。

中原議員 はい。

和田博之議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第1号「専決処分の承認を求める件(平成17年度岬町一般会計補正予算(第7次)の件)」を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

和田博之議長 日程5、議案第2号「平成17年度岬町一般会計補正予算(第8次)の件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程5、議案第2号、平成17年度岬町一般会計補正予算(第8次)の件につきましてご説明いたします。

議案書の1ページをご参照願います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ955万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億6,459万2,000円とするものでございます。

本補正予算につきましては、決算にできるだけ近づけるため、事業費の確定した経費の不用額を調整するとともに、緊急性の高い経費を中心として編成いたしております。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては8ページ以降に記載されておりますので、あわせてご参照ください。

町税につきましては、税収入の見込額の確定に伴いまして、個人町民税5,500万円、法人町民税2,400万円、合わせて7,900万円を計上いたしております。

地方交付税につきましては、国の補正予算に伴う普通地方交付税の調整額の復活交付分585万6,000円を計上いたしております。

使用料及び手数料につきましては、健康ふれあいセンター使用料90万7,000円の減額、墓地使用料33万5,000円の増額を合わせまして、合計57万2,000円を減額計上いたしております。

府支出金につきましては、大阪府市町村老人医療助成事業費補助金80万5,000円の増額、震災対策推進事業補助金51万3,000円の減額を合わせまして29万2,000円を計上いたしております。委託料につきましては大阪府農業経営基盤強化措置特別会計事務取扱交付金3万3,000円を計上いたしております。

寄附金につきましては、小学校費寄附金5万円、児童福祉費寄附金3万円、合わせて8万円を計上いたしております。

繰入金につきましては、町税や普通地方交付税の増額によりまして、これまで財源としておりました財政調整基金から、繰入金8,958万2,000円の減額、福祉金基金繰入金9万円の計上を合わせまして8,949万2,000円を減額計上いたしております。

諸収入につきましては、町道畑山線における車両破損事故補償保険金5万9,000円、町村及び町村議会活性化等支援金40万円、健康ふれあいセンターにおける共済保険金9万1,000円、合わせまして55万円を計上いたしております。

町債につきましては、事業費の確定に伴い小学校整備事業債530万円を減額計上いたしておるところでございます。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。4ページをご参照願います。なお、詳細につきましては11ページ以降に記載されておりますので、あわせてご参照ください。

議会費につきましては、町村及び町村議会活性化等支援金による備品購入費の4万4,000円を計上いたしております。

総務費につきましては234万1,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては、議会事務局録音室階段補修及び音響設備補修に係る修繕料35万6,000円を計上するとともに、特別職報酬審議会委員報酬22万9,000円、町長選挙の経費確定に伴う不用額165万6,000円、岬町議会議員補欠選挙の経費確定に伴う不用額81万2,000円を、それぞれ減額計上いたしております。

次に、民生費につきましては964万7,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、老人医療費の増加に伴う扶助費134万3,000円、老人保健特別会計繰出金595万円、淡輪老人福祉センター備品購入費38万円、健康ふれあいセンター費につきましては、燃料費及び修繕料129万6,000円、指定寄附に伴う保育所の備品購入費3万円等を計上するとともに、福祉金基金繰入金に伴い社会福祉対策費の財源更正をいたしておるところでございます。

次に、衛生費につきましては232万円を減額計上いたしております。墓地使用の返還に伴う使用料返還金30万7,000円を計上し、粗大ごみ等処分委託料の不用額262万7,000円を減額計上いたしております。なお、保健センター費につきましては、支出科目の変更について補正を行っております。

次に、農林水産業費につきましては、府補助金3万3,000円の増額に係る財源更正を行っております。

次に、土木費につきましては447万5,000円を減額計上いたしております。町道における車両損傷事故補償賠償金5万9,000円を計上するとともに、道路台帳修正委託料140万3,000円、第二阪和国道沿線地域整備等調査委託料210万6,000円、既存民間建築物耐震診断補助金102万5,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

次に、消防費につきましては、緊急消防自動車二輪車3台の寄贈に伴う車両登録等の経費26万9,000円を計上いたしております。

次に、教育費につきましては529万3,000円を減額計上いたしております。小学校備品購入費240万3,000円を計上するとともに、外国青年招致事業に係る賃金31万2,000円、修繕料10万円、小学校改修事業費637万7,000円、夏季における健康ふれあいセンターでのプール開放使用料90万7,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

次に、公債費につきましては、地方債利子償還金508万7,000円を減額計上いたしておるところでございます。

次に、16ページをご参照願います。第2表、繰越明許費につきましては、地方自治法第213条第1項の規定によりまして、翌年度に繰り越して使用できる経費について定めており、事業名、金額につきましては、障害者計画策定事業390万9,000円、農業施設改良事業272万円となっております。

第3表、地方債補正につきましては、事業費の確定によりまして、小学校整備事業債の限度額を2,730万円から2,200万円に変更するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。なお、本件につきましては二常任委員会に付託の予定と伺っておりますが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教、事業民生の各常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成17年度岬町一般会計補正予算(第8次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、事業民生の各常任委員会に付託いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教、事業民生の各常任委員会に付託することに決しました。

---

和田博之議長 日程6、議案第3号「平成17年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第3次)の件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程6、議案第3号、平成17年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第3次)の件につきましてご説明いたします。

議案書の1ページをご参照願います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ523万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,886万5,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましてご説明いたしますと、まず2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては4ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

補正予算の内容といたしましては、貸付金の繰上償還に伴いまして、地方債の繰上償還を行うものでございます。

歳入につきましては諸収入として貸付元利収入を、歳出につきましては公債費として、地方債元利償還金にそれぞれ523万5,000円を計上いたしております。土地建物における貸付金の繰上償還が行われましたので、補正するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。本件につきましては総務文教委員会に付託の予定と伺っておりますが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑

を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成17年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第3次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教常任委員会に付託することに決しました。

---

和田博之議長 日程7、議案第4号「平成17年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)の件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。住民福祉部長、芦田貴志雄君。

芦田住民福祉部長兼保険年金課長 日程7、議案第4号、平成17年度国民健康保険特別会計補正予算(第3次)の件についてご説明いたします。議案書の1ページをご参照ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,653万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億562万3,000円とするものでございます。

歳入歳出の概要につきましては2ページをご参照ください。

まず、歳入につきましては、歳出補正額に対応して基金繰入金から3,653万3,000円を充当財源として歳入するものです。

続きまして、歳出の保険給付費につきましては、当初予算での国民健康保険医療給付見込みを、厚生労働省の内かん通知などに従って過去2年間の医療費実績等を基本として算出しておりましたけれども、本年度の退職被保険者医療費推移と比較しました結果、当初見込みを上回る推移であるために3,653万3,000円の増額補正をお願いす

るものでございます。

なお、歳入の基金繰入金でございますけれども、これは当面の措置でありまして、退職者医療交付金から交付されるのが本来でありますけれども、今年度は間に合いませんので、来年度精算になりますので、当面基金繰入金から充当しているものでございます。

以上、平成17年度国民健康保険特別会計補正予算（第3次）の件について、概要を説明させていただきました。なお、本件につきましては事業民生委員会に付託の予定と聞いておりますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業民生常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成17年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業民生常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会に付託することに決しました。

---

和田博之議長 日程8、議案第5号「平成17年度岬町老人保健特別会計補正予算（第2次）の件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。住民福祉部長、芦田貴志雄君。

芦田住民福祉部長兼保険年金課長 日程8、議案第5号、平成17年度岬町老人保健特

別会計補正予算（第2次）の件についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご参照願います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,759万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億5,440万6,000円とするものでございます。

続きまして、歳入歳出の概要についてご説明申し上げます。2ページをご参照ください。

まず、歳入につきましては、歳出補正額に対応しまして支払基金から4,190万3,000円、国庫負担金として2,379万7,000円、府負担金として594万9,000円、及び一般会計繰入金として府と同額の595万円が歳入として予算を計上いたしております。

続きまして歳出ですけれども、歳出の医療諸費につきましては、当初予算での厚生労働省の内かん通知などに従っての過去2年間の医療費実績等を基本としての算出に比べまして、本年度の医療推移を見ますと、当初見込みを上回る推移であるために7,759万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、平成17年度岬町老人保健特別会計第2次補正予算の件について、概要を説明させていただきました。なお、本議案につきましては事業民生委員会に付託の予定と聞いておりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業民生常任委員会に付託の予定ではありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成17年度岬町老人保健特別会計補正予算（第2次）の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会に付託することに決しました。

お諮りいたします。暫時休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩します。再開は12時50分ということで、よろしくお願いします。

(午前11時50分 休憩)

(午後 0時50分 再開)

和田博之議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

和田博之議長 お諮りいたします。日程9、「平成18年度施政方針・予算に関する説明」から日程23、議案第19号「平成18年度岬町水道会計予算の件」までの15件を一括議題にいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、日程7から日程23、議案第19号までの15件を一括議題にすることに決定しました。

町長から、平成18年度施政方針について説明を求めます。町長、石田正弘君。

石田町長 議長のお許しを得ましたので、平成18年度岬町町政運営方針を述べさせていただきます。

さて、我が国はデフレ経済が続く中で、急激とも言える少子高齢化や本格的な地方分権社会の到来、構造改革の進展など時代の大きな転換期を迎えております。

右肩上がりの経済は終焉を迎え、予測より早くなった人口減少社会の到来により、成長、拡大を前提とする従来型の社会システムは立ち行かなくなり、国も、地方も、民間も、大きな変革が求められています。とりわけ、財政状況の悪化から「小さくて効率的な政府」が時代の要請となり、「官から民へ」といった流れも受け、国も地方も財政規模の縮小が避けられない状況となっております。

その一方で、地方においては、危機管理の構築や急速に進行する少子高齢化への対応、それに伴う福祉の充実、時代に即応した教育への取り組み、都市基盤の整備、環境への対応、地域産業の再生など、多くの課題への対応が求められています。

このような状況の中で、私たちに課せられた責務をどのようにして果たしていくのか、また、限られた財源の中で、自治体経営をどのように進めるのか、これまでも増して「自律し得る自治体」としての経営感覚が問われています。ただし、経営感覚だけが先行し、採算の取れない事業はすべて行わない、という姿勢は私たちはとるべきではないと認識いたしております。

本町におきましては、中央における景気回復の波がはまだ及ばず、地域経済の低迷による税収の落ち込み、国の三位一体の改革に伴う地方交付税の見直しや国庫補助負担金の削減など歳入の減少が進む一方で、過去の施設整備に発行した地方債の償還金の増加や少子高齢化による地域福祉の充実など歳出の増加に伴い、財政構造が一段と悪化し、これまでの行財政運営からの大きな変革が求められています。

このような状況の下、本町の恵まれた自然や歴史などの特性を生かしつつ、効率的、効果的な町政運営を実現し、より一層の住民福祉の向上を図るため、常にコスト意識を心がけ、事業の「選択と集中」を念頭に、従来手法や過去の慣習にとらわれず、さらなる改革と新しいまちづくりをめざしていく必要があると考えております。

そして、新たな時代にふさわしい、魅力あふれるまちをつくりあげるために、住民の皆様とともにビジョンを明確にし、共有し、その達成に向けて、全力で町政運営にあたってまいります。

その中でも、特に重点を置くべき最重要課題が、行財政改革の断行であります。

本町では、これまでも数次の行政改革大綱を策定し、行財政の効率化に努め、厳しい財政状況乗り越ってまいりました。しかしながら、長引く不況の影響と全国最高水準をいく地価の下落により本町の財政状況は予断を許さない局面を迎えております。

今日の大きな変革期を迎える中で、地方分権時代を生き抜き、自治体間の競争に勝ち抜くには、相当の努力と覚悟が必要であります。

そのためには、現在の厳しい財政状況を早期に克服し、持続可能な行財政基盤を確立することが、岬町のさらなる発展と住民生活の向上に向けて不可欠であることから、行財政改革を町政の最重要課題として位置づけ、その推進に全力を尽くしてまいります。

現在、平成16年度に策定しました「行財政改革プラン」をもとに、平成21年度ま

での行財政改革への取り組みを示す「岬町集中改革プラン」の策定を進めており、今後は、この計画を着実に実施し、財政基盤の健全化を図るとともに、特色ある魅力的なまちづくりに向けて邁進していく所存でございます。

それでは、平成18年度当初予算につきましてご説明申し上げます。

平成18年度の地方財政は、公債費が高い水準で推移することや社会保障関係経費の自然増等により、依然として大幅な財源不足が生じると見込まれております。

このため、国が示した地方財政計画における歳出につきましては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」に沿って、国の歳出予算と歩を一にして見直すこととし、定員の純減や給与構造改革等による給与関係経費の抑制、さらには地方単独事業費の抑制に努め、財源不足額の圧縮を図るとしております。

このような中、本町の平成18年度当初予算は、歳入面では関西電力多奈川発電所の操業休止や地価の下落の影響を受け、町税収入が引き続き減少し、地方交付税も三位一体改革による見直しや算定の単位となる国勢調査人口の減少により前年度予算を下回るなど、歳入の確保は一段と困難な状況となっております。私の選挙公約でもありました町有財産の有効活用も、17年度予算15万6,000円から18年度予算は694万3,000円へと大幅に拡大をいたしております。しかしながら、歳入確保の困難さを解決するには到底至るものではありません。

一方、歳出面においては、行財政改革の取り組みにより人件費や物件費は減少したものの、公債費は依然として高い水準にあり、進行する高齢化の影響により、社会保障関係経費である扶助費や、介護保険などへの繰出金が増加するなど、引き続き多額の財源不足が生じる事態となりました。

この財源不足を補うため、行政改革推進債の発行や財政調整基金を初め各種基金をすべて取り崩して必要な財源を確保するという非常に厳しい予算編成となりました。

こうした厳しい状況にありましても、社会経済状況等の変化に伴う行政需要や、その時々々の住民ニーズに的確に対応しながら、さらなる行政サービスの向上に積極的に取り組んでいく必要があります。

今年度の当初予算には、次世代を担う子供たちの教育環境や子育て支援施策の充実、介護保険制度の改正に的確に対応する地域包括支援センターの設置、近い将来発生が懸念される東南海・南海地震への防災対策、地域の活性化に向けた地域整備事業などの重要課題に対しても積極的に取り組むなど、施策の「選択と集中」を進め、限られた財源

の中でも「第3次岬町総合計画」に掲げる“笑顔あふれる いきいきタウン みさき”の実現に積極的に取り組む内容といたしております。

こうして編成いたしました平成18年度当初予算案は、一般会計は78億4,700万円、対前年度比26.6%の増、特別会計は74億880万8,000円、対前年度比4.3%の増、公営企業会計は10億6,755万3,000円、対前年度比2.6%の減となりました。

一般会計につきましては、平成7年度借り入れの地海環境遊園整備事業債の借り換えに伴い、歳入歳出にそれぞれ12億7,920万円を計上いたしておりますので、借換債を除いた実質的な予算額は65億6,780万円、対前年度比6.0%の増となります。

それでは、歳出における主な施策の概要につきまして「第3次岬町総合計画」に従いまして、順次ご説明申し上げます。

まず、総合計画の第2部、基本計画の第1章でございます「自然のもとで、元気に安心して暮らせるまち」。

これにつきましては、まず町民の健康づくりについてですが、65歳以上の高齢者については、新たに要介護状態となるおそれのある方の生活機能評価を導入し、個人対応プログラムによる介護予防事業を平成18年度から実施してまいります。また、生活習慣病対策では、国民健康保険事業との連携を強める中で、受診率の向上と早期発見に努めてまいります。

母子保健事業では、早期からの個別育児支援サポートを充実するため、第1子新生児の全戸訪問を実施いたします。

また、健康づくりの指針である「健康みさき21」計画の中間評価年にあたることから、計画の進捗状況について関係機関とともに評価し、計画の見直しを行います。

子育て支援施策といたしましては、地域全体で子育て家庭に対する育児支援を行うために、「地域子育て支援センター」を新たに設置し、保育所や保健センターと連携しながら、育児不安等に関する相談、指導、子育てサークル等の育成支援や地域の保育資源の情報提供等を、子育て中の保護者とともに考え、ともに実施してまいります。

平成16年度保育時間を延長した学童保育や保育所においては、集団保育が児童の成長と発達に大きく寄与することを踏まえ、障害児の受け入れやこぐま園との並行通園を引き続き行ってまいります。

来る3月15日には、児童福祉法の規定に基づく「岬町要保護児童対策地域協議会」

を関係機関のご協力を得て設置することとしており、18年度はこの協議会の具体的かつ確かな運用により、児童の虐待予防、要保護児童の早期発見、早期対応による適切な支援と保護を進めてまいります。

障害者施策といたしましては、平成18年度から、これまでの「支援費制度」にかわる「障害者自立支援法」に基づく新たな障害福祉サービス体系を実施いたします。それに伴い、自立支援サービス提供体制の整備のために「障害福祉計画」を策定いたします。

サービスの利用に当たっては、支援の度合いに応じて公平に利用できるよう、阪南市泉南市岬町の二市一町で障害程度区分の認定審査会を共同で設置することにより、事務の効率化を図るとともに手続の透明化、審査の客観性の確保を図ります。

また、生活基盤の施設から地域への移行を促進し、地域生活を支援するための知的障害者グループホームへの支援や、各種講座、スポーツ・レクリエーション事業等を通じての社会参加促進事業を18年度も引き続き実施してまいります。

地域福祉施策といたしましては、障害者、ひとり親家庭、子育て家庭、高齢者が「地域」で安心して暮らせるように、地域の社会資源や人材サービスをコーディネートする「コミュニティソーシャルワーカー」を18年度も引き続き配置し、各相談支援機関と連携し、相談・サポート事業を実施してまいります。

高齢者福祉・介護保険につきましては、3月中に策定予定の「岬町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき各種施策を展開してまいります。特に、高齢者が新たに要支援・要介護状態になることや要介護状態が重度化することを防止するため、予防重視型の事業を展開し、介護保険制度の改正に伴う新たな予防給付や地域支援事業の実施、地域密着型サービスの提供、高齢者が住み慣れた地域で健康に生活することができるよう「地域包括支援センター」を設置するなど、介護保険制度の充実を行います。

健康ふれあいセンターの管理運営につきましては、公の施設の管理手法として指定管理者制度が導入され、管理運営の範囲を民間事業者に広げることにしたことから、利用者ニーズに柔軟に対応した新たな催し等、民間ノウハウを活用した運営とサービスの向上、また各施設の有効活用が最大限に発揮された魅力的な施設運営を実施してまいります。

続きまして、第2章の「自然にふれあい、心豊かに暮らせるまち」。

この第2章につきましては、人権施策についてですが、昨今のインターネットの普及

により、個人情報取り扱いを初めとする新たな問題が発生しています。今、ここで私たちは、「私たち一人ひとりがもつ人権」について考え直さなければいけないのではないかと考えております。自分自身の人権を大切にすると同時に、いかなる場合でも他の人の人権を侵してはならない。これは普遍に守らなければなりません。そのため、引き続き人権尊重のための取り組みを推進してまいります。

また、「岬町男女共同参画プラン」に基づく事業を実施するにあたっては、平成14年度にパートナーシップ制度を設け、現在7名の住民の方々がボランティアで「みさきウィッシュ講座」の企画・運営に参画されており、これからも引き続き住民と行政の協働で事業を行ってまいります。

学校施設は、児童・生徒が1日の大半を過ごし、豊かな人間性を育むための教育環境として重要な意義を持つとともに、災害時には地域の人々の応急避難場所としての役割を果たすことから、防災機能の充実強化は最優先課題と考え、平成18年度は深日小学校体育館の耐震補強工事のための実施設計を実施いたします。今後、年次計画で順次各小学校の耐震化を図ってまいります。

また、平成17年度より小学校においてネイティブスピーカーによる外国語教育を実施いたしていますが、引き続き18年度もAETを配置し、国際理解教育に努めます。

プール利用については、町民プール・中学校プール・関電プールを閉鎖いたしますが、夏季期間中の一般開放は引き続きピアツァ5で行います。また、小学校におけるプール授業についてもピアツァ5を利用し、専門的に指導するインストラクターを配置し、「小学校卒業までにみんな泳げる子ども」を目標に質の高い授業を目指します。さらに夏休み中にも「泳げない子ども」を対象に、仮称ではございますが、「夏季講習を開いてまいります。

子どもの安全を脅かす事件が多発している厳しい状況に対して、子どもたちが安全に安心して地域や学校で過ごせるよう、「子ども110番」活動や毎月8日を「子ども安全デー」として設定するとともに、「岬町学校安全ボランティア」により、子どもたちの安全確保に向けて取り組んでまいります。

また、各小学校の新生へ防犯ホイッスルの配布や安全マップの作成、不審者対応の防犯訓練及び教職員対象の護身術研修等を行ってまいります。

さらに、学校においては学校巡視員を配置し、校内を見回り児童たちの安全を見守ってまいります。

第3章の「自然を生かして、いきいき魅力満載のまち」。

ここにつきましては、本町には青い海や緑豊かな山など恵まれた自然環境があり、この資源を活用した人々との交流やレクリエーション活動、健康増進等を促進し、活性化を図ってまいります。

平成17年4月から、大阪府と大阪泉州農業協同組合の協力を得て、「岬農業塾」を開講し、技術習得を希望する農業者を対象に講習会を開催し、12月から毎週日曜日に営農センターの店舗前で塾生みずから生産した野菜等の販売も手がけております。18年度も商品性のある農産物の生産と地域農業の活性化を図るとともに、地産地消を推進することを目標に、農業者の育成と地域農業の活性化を推進してまいります。

続いて、平成17年度から実施している深日南条上池改修事業につきましては、農業振興と農地防災の観点から、18年度も改修事業を実施してまいります。

次に、有害鳥獣対策につきましては、農業委員会、実行組合、猟友会を中心に「有害鳥獣対策協議会」を平成16年2月に設立し、イノシシやアライグマを駆除していただいておりますが、18年度も引き続きこれらの駆除を実施していただき、農業被害対策を推進してまいります。

次に、地域就労支援事業につきましては、働く意欲がありながら雇用・就労を妨げるさまざまな阻害要因を抱える人たちを対象に、平成18年度も引き続き、職業能力の開発など雇用・就労に結びつく取り組みを進めてまいります。

次に、漁港整備については、平成18年度も引き続き、漁港漁場整備長期計画に基づき、府民と漁業者との交流を促進する拠点の形成を目的に、親水機能を持った防波堤・護岸等を整備する「ふれあい漁港漁村整備事業」として、深日漁港及び小島漁港の整備を実施してまいります。

また、近年漁獲量が減少傾向にある中、漁業資源回復の取り組みとして、漁礁となる花崗岩の投石等を実施し、有用海藻類や水産物のエサとなる海藻を繁殖させ、かつ、魚類の生育の場となる漁業環境の整備を図ってまいります。

第4章の「自然を守り、安全で快適に暮らせるまち」につきましては、環境分野につきましては、本町が行う事務事業につきましては、燃料・用紙の節約、節電、再生紙の利用などを一層進めてまいります。

また、循環型社会を構築するため、ごみの減量、リサイクルシステムの整備の促進を図り、岬町分別収集計画を的確に実施してまいります。

さらに、既に他の市町村で実施されているごみの有料化につきまして、平成18年度実施に向け検討してまいります。物を長く大切に使うことやごみの減量、リサイクルの促進につながることから、広域的な廃棄物行政のあり方も検討してまいりたいと考えております。

次に防災関係では、地域防災計画に基づき、災害時における防災体制の整備・充実を図るため、消防ポンプ自動車の更新事業の実施、また各自治区単位での自主防災組織の育成を図るなど、消防力の強化や関係機関との連携に鋭意取り組んでまいります。

国民保護法関係では、岬町の武力攻撃事態等における国民保護措置に関し必要な事項を定めるため、岬町国民保護計画を策定いたします。

最後の第5章、「自然と共生し、便利に暮らせるまち」。

この部分につきましては、町内道路網の整備を行う上で主要な道路として位置づけられている町道西畑線の整備を継続して行います。また、小島海岸線の法面整備を初め、町道の安全で円滑な通行を確保するため、今後も継続して維持補修を行ってまいります。その際には、今般60自治区のすべてを各自治区長さんの案内で回らせていただいた経験を生かし、緊急性の高い箇所等優先順位を的確に判断し、限られた予算の有効活用に配慮してまいります。

上水道につきましては、引き続き下水道関連事業及び老朽管更新事業を実施するとともに、適切な水質監視や配水設備の維持管理を行うことにより、安全な水の安定供給に努めてまいります。

また、下水道整備については、平成17年度末において人口普及率58.1%を達成する見込みでございます。しかし、下水道整備には多額の財源を必要とし、一般会計の財政状況との整合性を図りながら、計画的に事業を推進し、住民の生活環境の改善、河川及び海域の水質保全に努めてまいります。

なお、平成18年度より、小島ふれあい漁港整備の一環として位置づけられる漁業集落排水事業の面整備が、本格的に始まりますので、今後は公共下水道整備とあわせて、小島地区の生活排水処理の促進、地域活性化、環境保全による地場産業育成等を図ってまいります。

道路整備につきましては、本町の最重要課題であります第二阪和国道、これは平成17年3月に地域高規格道路「第二阪和国道」岬町淡輪ランプから和歌山市大谷ランプまでの約9キロメートルが調査区間に指定され、このうち岬町淡輪ランプから岬町深日ラ

ランプまでの約2キロメートルについて整備区間に指定されました。この指定により、長年の悲願であります全線の早期供用に向けて大きく前進いたしました。

また現在、岬町域におきましては淡輪ランプまでの早期供用に向け、用地買収の完了した箇所から文化財調査等の事業が順次進められており、平成18年度には早期に工事着手できるよう推進してまいります。今後におきましても、関係機関と協調を図るとともに、地権者や関係住民の理解を得ながら、さらなる促進が図られるよう努めてまいります。

関西国際空港二期事業に係る土砂採取事業の跡地利用については、民間の活力やノウハウを活用して、憩いの場の創出や地元の発展のための多目的公園として整備することとし、大阪府と岬町で構成する「岬町多奈川地区整備促進協議会」において検討を進め、平成18年2月に具体的な整備方針となる「基本コンセプト」を策定いたしました。

現在、基本コンセプトに沿った事業活動を行っていただける事業者と協議中であり、早期に事業者の決定を行ってまいります。平成18年度から、道路・水路等インフラ整備を行い、公共と民間が協働で創造する多目的公園の整備に大阪府とともに精力的に取り組んでまいります。

続いて、関西国際空港第二期事業に伴う土砂搬出施設の有効活用を図り、町の活性化と地域振興に寄与するため、大阪府と連携して実施する道の駅整備事業と、周辺海岸で行われている磯遊びや魚釣りなど、人々が海と出会い、海と親しみ、海との共生を体験・学習する場所として、また新たな海洋及び観光のレクリエーション拠点となるよう、多奈川小島地区に海釣り公園の整備を実施してまいります。

以上のとおり厳しい財政状況ではございますが、事業の「選択と集中」を念頭に置き、自治体間の競争に勝ち抜いてまいりたいと職員一丸となって努力いたしてまいりますので、議員の皆様方におかれましては、今後なお一層のご支援とご協力をお願いいたします。私の町政運営方針とさせていただきます。

和田博之議長 町長の説明が終わりました。

引き続きまして、助役より、平成18年度当初予算に関する説明を求めます。助役、平徹也君。

平助役 町長の施政方針に引き続きまして、私の方から、平成18年度各予算案に対する提案説明を行わせていただきます。

日程10、議案第6号「平成18年度岬町一般会計予算の件」、日程11、議案第7号「平成18年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件」、日程12、議案第8号「平成18年度岬町国民健康保険特別会計予算の件」、日程13、議案第9号「平成18年度岬町老人保健特別会計予算の件」、日程14、議案第10号「平成18年度岬町下水道事業特別会計予算の件」、日程15、議案第11号「平成18年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件」、日程16、議案第12号「平成18年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件」、日程17、議案第13号「平成18年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件」、日程18、議案第14号「平成18年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件」、日程19、議案第15号「平成18年度岬町深日財産区特別会計予算の件」、日程20、議案第16号「平成18年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件」、日程21、議案第17号「平成18年度岬町谷川財産区特別会計予算の件」、日程22、議案第18号「平成18年度岬町住宅用地造成事業特別会計予算の件」及び日程23、議案第19号「平成18年度岬町水道事業会計予算の件」の各予算につきまして、地方自治法第211条第1項及び地方公営企業法第24条第2項の規定に基づき議会の議決をいただきたくご提案申し上げます。

それでは、まず「平成18年度岬町一般会計予算の件」につきましてご説明いたします。

予算書の2ページをごらんください。

第1条の予算総額といたしまして、歳入歳出それぞれ78億4,700万円を計上いたしており、対前年度比26.6%の増となっております。

平成7年度借り入れの地海環境遊園整備事業債の借り換えに伴い、歳入歳出にそれぞれ12億7,920万円を計上いたしておりますので、借換債を除いた実質的な予算額は65億6,780万円、対前年度比6.0%の増となります。

なお、一般会計予算には国と大阪府、あわせて6億1,673万7,000円の受託事業を計上いたしておりますので、受託事業経費を除けば、予算総額は59億5,106万3,000円となり、対前年度比3.8%のマイナス予算となるところでございます。

内容につきましては、後ほど事項別明細書でご説明いたします。

第2条の債務負担行為につきましては、予算書10ページ「第2表債務負担行為」に掲げております。内容は、大阪府議会議員選挙に伴います期日前投票用仮施設借上事業、指定管理者制度導入による健康ふれあいセンター運営事業の2件について債務負担

行為を設定しているところでございます。

第3条の地方債につきましては、予算書11ページ「第3表地方債」に掲げております。農地防災事業ほか9事業について、事業ごとの地方債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めているところでございます。

第4条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を20億円と定めております。

第5条の歳出予算の流用につきましては、各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

引き続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書13ページをごらんください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては16ページ以降に記載されておりますので、あわせてご参照ください。

まず、款1の町税につきましては、19億7,760万9,000円を計上いたしております。関西電力多奈川発電所の操業休止などによる法人町民税の減少や地価の下落による固定資産税の減少により対前年度1億2,745万9,000円の減額となっております。

次に、款2の地方譲与税から款9.地方特例交付金までの各種譲与税・交付金につきましては、5億2,924万6,000円を計上いたしております。平成17年度の収入状況、平成18年度の地方財政計画などを考慮するとともに、三位一体改革に伴う税源移譲を踏まえ、対前年度3,907万8,000円の増額となっております。

続いて、款10.地方交付税につきましては、地方財政計画の伸び率、平成17年度国勢調査の速報人口などを勘案し、対前年度6,700万円減額の16億1,000万円を計上いたしております。内訳といたしましては、普通地方交付税が13億6,000万円、特別地方交付税が2億5,000万円となっております。

続いて、款11.交通安全対策特別交付金につきましては、前年度と同額の400万円を計上いたしております。

次に、款12の分担金及び負担金につきましては、保育料の増加などにより、対前年度513万7,000円増額の1億1,256万円を計上いたしております。

続きまして、款13.使用料及び手数料につきましては、健康ふれあいセンターの利用料金制度の導入により、利用料収入が指定管理者の収入となることなどにより、対前

年度5,427万9,000円減額の1億6,614万8,000円を計上いたしております。

款14. 国庫支出金につきましては、三位一体改革に伴う国庫補助負担金の見直しや漁業経営構造改善事業の完了などにより、対前年度7,439万4,000円減額の1億7,922万円を計上いたしております。

続きまして、款15. 府支出金につきましては、介護保険制度の改正により老人福祉費補助事業の一部が介護保険事業へ移管される一方で、国庫補助負担金の見直しにより国民健康保険基盤安定負担金が増額となることなどにより、対前年度887万5,000円増額の3億1,878万7,000円を計上いたしております。

続きまして、次のページの款16. 財産収入につきましては、土地建物売払収入の減少により、対前年度389万2,000円減額の718万2,000円を計上いたしております。

款18. 繰入金につきましては、対前年度9,532万9,000円減額の4億1,140万2,000円を計上いたしております。当初予算で必要となる財源を確保するため、財政調整基金のほか、一般会計に属するすべての基金の全額を繰り入れるとともに、消防施設整備等に充当するため深日財産区特別会計、多奈川財産区特別会計から繰り入れを行うものでございます。

続いて、款20. 諸収入につきましては、8億4,894万6,000円を計上いたしております。関西国際空港二期事業の土砂採取跡地の整備事業に係る大阪府受託事業収入6億円、(仮称)海釣り公園整備事業に係る宝くじ助成金1億円の計上などにより、対前年度7億6,226万4,000円の増額となっております。

款21. 町債につきましては、16億8,190万円を計上いたしております。借換債の発行により、対前年度12億5,800万円の増額となっておりますが、借換債を除けば、4億270万円、対前年度2,120万円の減額となります。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

予算書15ページをごらんください。なお、詳細につきましては32ページ以降に記載されておりますので、あわせてご参照ください。

まず、款1の議会費につきましては、対前年度923万5,000円減額の1億1,504万6,000円を計上いたしております。

款2. 総務費につきましては、職員給や退職手当など人件費の減少などにより、対前年度1億7,212万8,000円減額の6億402万2,000円を計上いたしております。

す。

続いて、款3．民生費につきましては、健康ふれあいセンター費の減少などにより、対前年度6,117万3,000円減額の17億1,288万7,000円を計上いたしております。新規事業といたしましては、障害者福祉計画策定事業、障害者介護給付等認定調査・審査会事業、健康ふれあいセンター指定管理者事業及び子育て支援センター事業を計上いたしております。

款4．衛生費につきましては、公害監視センター局管理費や塵芥処理費の減少などにより、対前年度比1,272万円減額の6億740万円を計上いたしております。

次に、款6．農林水産業費につきましては、漁業施設改修負担金の減少により、対前年度3,661万3,000円減額の9,640万7,000円を計上いたしております。新規事業といたしましては、大藤池改良事業を計上するほか、南条上池改修事業、深日漁港・小島漁港整備事業などを計上いたしております。

次に、款7．商工費につきましては、（仮称）海釣り公園整備事業の実施により、対前年度1億4,521万8,000円増額の1億7,829万円を計上いたしております。

次に、款8．土木費につきましては、大阪府からの受託事業である関西国際空港二期事業土砂採取跡地の整備事業の実施により、対前年度5億5,865万7,000円増額の12億3,871万1,000円を計上いたしております。新規事業として、土砂採取跡地整備事業を計上するほか、町道西畑線整備事業、公営住宅改修事業、第二阪和国道建設促進事業などを計上いたしております。

次に、款9．消防費につきましては、消防ポンプ自動車の購入などにより、対前年度3,307万9,000円増額の3億5,091万6,000円を計上いたしております。新規事業として、非常備消防設備整備事業（分団車庫改修）、非常備消防整備事業（消防ポンプ自動車購入）及び国民保護計画策定事業を計上いたしております。

次に、款10．教育費につきましては、人件費の減少などにより、対前年度5,965万5,000円減額の5億4,136万9,000円を計上いたしております。新規事業といたしましては、健康ふれあいセンターでの水泳事業を計上するほか、淡輪小学校大規模改修事業、深日小学校体育館の耐震改修事業などを計上いたしております。

款12．公債費につきましては、歳入と同じく借換債の計上により、対前年度12億6,609万1,000円増額の23億9,680万円を計上いたしておりますが、借換債を除けば11億1,760万円、対前年度1,310万9,000円の減額となります。

次に、款13．諸支出金につきましては、基金積立金の減少により、対前年度52万1,000円減額の15万2,000円を計上いたしております。

款15．予備費につきましては、前年度と同額の500万円を計上いたしております。

次に、「平成18年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件」につきましてご説明いたします。予算書110ページをごらんください。

第1条の予算総額といたしましては、歳入歳出それぞれ1,358万1,000円を計上いたしております。対前年度比11%の減となっております。事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書114ページをごらんください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては116ページに記載されておりますので、あわせてご参照ください。

まず、款1．諸収入につきましては、貸付対象者からの貸付元利収入といたしまして、1,158万8,000円を計上いたしております。

款2．府支出金につきましては、住宅新築資金等貸付事業府補助金といたしまして、199万3,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明いたします。予算書115ページをごらんください。なお、詳細につきましては117ページに記載されておりますので、あわせてご参照ください。

款1．住宅新築資金等貸付事業費におきましては、管理事務経費といたしまして、6万円を計上いたしております。

款2の公債費につきましては、地方債元利償還金といたしまして、1,157万1,000円を計上しているところでございます。

款3の前年度繰上充用金につきましては、平成17年度の財源不足見込額のうち補助金相当額といたしまして、195万円を計上いたしております。

次に、「平成18年度岬町国民健康保険特別会計予算の件」につきましてご説明いたします。予算書の120ページをごらんください。

第1条の予算総額といたしましては、歳入歳出それぞれ24億5,919万1,000円を計上いたしており、対前年度比0.2%の減となっております。内容につきましては、後ほど事項別明細書でご説明いたします。

第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を5億円と定めております。

第3条の歳出予算の流用につきましては、各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書126ページをごらんください。

まず、歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては128ページ以降に記載されておりますので、あわせてご参照ください。

まず、款1．国民健康保険料につきましては、対前年度152万6,000円減額の8億7,762万1,000円を計上いたしております。

款2．一部負担金につきましては、前年度と同額の2,000円を、款3．使用料及び手数料につきましても、前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

続きまして、款4．国庫支出金につきましては、国の三位一体改革による国保給付の財源構成の変更により、対前年度1億3,535万6,000円減額の7億5,630万9,000円を計上いたしております。

次に、款5．療養給付費交付金につきましては、退職被保険者の保険給付費の高騰により、対前年度6,089万5,000円増額の4億9,381万1,000円を計上いたしております。

款6．府支出金につきましても、国の三位一体改革による国保給付の財源構成の変更により、対前年度7,002万1,000円増額の1億2,016万7,000円を計上いたしております。

続いて、款7．共同事業交付金につきましては、対前年度237万円増額の4,739万9,000円を計上いたしております。

款8．繰入金につきましては、対前年度194万7,000円減額の1億6,368万円を計上いたしております。内訳といたしましては、一般会計繰入金が1億5,897万2,000円、基金繰入金が470万8,000円となっております。

次に、款9．財産収入につきましては、対前年度11万9,000円減額の9万円を計上いたしております。

款10．繰越金につきましては、前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

款11．諸収入につきましては、第三者行為代位取得分などとしたしまして、前年度

と同額の11万円を計上しております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。予算書127ページをごらんください。なお、詳細につきましては132ページ以降に記載されておりますので、あわせてご参照ください。

款1．総務費につきましては、人件費の減などによりまして対前年度689万7,000円減額の5,039万9,000円を計上いたしております。

款2の保険給付費につきましては、医療費見込みを厚生労働省の内かん通知などに従い算出し、対前年度3,441万3,000円増額の17億6,041万5,000円を計上いたしております。

次に、款3．老人保健拠出金につきましても、厚生労働省の内かん通知などに従い算出し、対前年度3,953万2,000円減額の4億2,984万円を計上いたしております。

続いて、款4．介護納付金につきましても、厚生労働省の内かん通知などに従い算出し、対前年度157万円増額の1億2,290万5,000円を計上いたしております。

款5．共同事業拠出金につきましては、対前年度237万円増額の4,740万円を計上いたしております。

続いて、款6．保健事業費につきましては、対前年度206万1,000円増額の1,564万7,000円を計上いたしております。主な事業といたしましては、平成17年度に引き続き、国保ヘルスアップ事業、個別訪問指導事業、医療費の適正化事業を実施してまいります。

款7．基金積立金につきましては、対前年度11万9,000円減額の9万円を計上いたしております。

款8．公債費につきましては、一時借入金利子といたしまして対前年度47万2,000円増額の149万5,000円を計上いたしております。

款9．諸支出金につきましては、前年度と同額の100万円を、款10．予備費につきましても、前年度と同額の3,000万円を計上いたしております。

高齢化の急速な進展等により、医療費が高額となっている現状を踏まえ、国民健康保険の適正かつ安定的な事業運営を図るため、医療費適正化対策や保険料の収納率向上対策等収支両面にわたる対策を一層推進してまいります。

次に、「平成18年度岬町老人保健特別会計予算の件」につきまして、ご説明いたし

ます。予算書147ページをごらんください。

第1条の予算総額といたしましては、歳入歳出それぞれ23億892万3,000円を計上いたしており、高齢化の進捗により、対前年度比6.7%の増となっております。事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書の151ページをごらんください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては153ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

まず、款1.支払基金交付金につきましては、公費負担の割合の見直しなどにより、対前年度870万5,000円減額の12億4,638万9,000円を計上いたしております。

款2.国庫支出金につきましては、対前年度1億189万4,000円増額の7億766万9,000円を計上いたしております。

次に、款3.府支出金につきましては、対前年度2,547万5,000円増額の1億7,691万8,000円を計上いたしております。

款4.繰入金につきましては、一般会計からの繰り入れといたしまして、対前年度2,546万8,000円増額の1億7,794万7,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。予算書152ページをごらんください。なお、詳細につきましては155ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

まず、款1.医療諸費につきましては、高齢化によります医療費の増加により、前年度に比べ1億4,413万2,000円増額の23億892万3,000円を計上いたしております。

次に、「平成18年度岬町下水道事業特別会計予算の件」につきまして、ご説明いたします。予算書157ページをごらんください。

第1条の予算総額といたしまして、歳入歳出それぞれ7億9,598万3,000円を計上いたしており、対前年度比12.2%の減となっております。内容につきましては、後ほど事項別明細書でご説明いたします。

第2条の地方債につきましては、予算書161ページ「第2表地方債」に掲げております、下水道事業について、地方債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法等を定めております。

第3条の一時借入金につきましては、借り入れの最高限度額を5億円と定めております。

第4条の歳出予算の流用につきましては、各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の163ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては165ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

まず、款1．繰入金につきましては、対前年度3,084万5,000円増額の3億6,094万2,000円を計上いたしております。内訳といたしましては、一般会計繰入金が3億3,177万2,000円、下水道基金繰入金が2,917万円となっております。

次に、款2．町債につきましては、対前年度9,000万円減額の2億5,670万円を計上いたしております。

款3の国庫支出金につきましては、前年度と同額の7,500万円を計上いたしております。

款4．諸収入につきましては、広告掲載料、淡輪中継ポンプ場維持管理受託事業収入、あわせて90万円を計上いたしております。

次に、款6．使用料及び手数料につきましては、下水道使用料など8,566万2,000円を計上いたしております。

款7．分担金及び負担金につきましては、受益者負担金1,668万3,000円を計上いたしております。

款8．財産収入につきましては、基金預金利子といたしまして9万6,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。予算書164ページをごらんください。なお、詳細につきましては168ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1．総務費につきましては、対前年度338万3,000円減額の1億2,964万7,000円を計上いたしております。

款2の事業費につきましては、流域下水道事業費といたしまして、対前年度365万8,000円増額の676万7,000円、公共下水道事業費といたしまして、対前年度1

億1,326万7,000円減額の2億9,306万2,000円、あわせて2億9,982万9,000円を計上いたしております。公共下水道事業費の減額の主な要因といたしましては、漁業集落排水事業特別会計への人件費の振り替え、移設補償費の減額などによるものでございます。

款3．公債費につきましては、対前年度233万1,000円増額の3億6,650万7,000円を計上いたしております。

次に、「平成18年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件」につきまして、ご説明いたします。予算書182ページをごらんください。

第1条の予算総額といたしましては、歳入歳出それぞれ2億180万4,000円を計上いたしております。平成18年度より、污水管渠埋設工事等の面整備が始まりますので、対前年度比421.8%の増となっております。内容につきましては、後ほど事項別明細書でご説明いたします。

第2条の地方債につきましては、予算書185ページ「第2表地方債」に掲げております。漁業集落排水事業について、地方債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

第3条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を1億8,600万円と定めております。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の187ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては189ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1．府支出金につきましては、大阪府漁業集落環境整備事業補助金といたしまして、8,099万円を計上いたしております。

款2の繰入金につきましては、一般会計繰入金1,561万4,000円を計上いたしております。

款4．町債につきましては、対前年度8,440万円増額の1億520万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。予算書188ページをごらんください。なお、詳細につきましては190ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款2．事業費につきましては、対前年度1億6,236万2,000円増額の2億93万2,000円を計上いたしております。主な事業といたしまして、漁業集落排水工事1億4,362万9,000円、工事支障物件移設補償費4,630万円などを計上いたしております。

次に、款3．公債費につきましては、地方債利子償還金など87万2,000円を計上いたしております。

次に、「平成18年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件」につきまして、ご説明いたします。

介護保険制度は第三期の事業運営期間に入りますが、将来にわたり生活の安心を支え、高齢者が元気に自立した生活を送ることができる制度になることを目指し、平成18年度から介護保険制度が大きく見直され、従来の介護中心の制度から、予防重視型の制度に変わることになります。

平成18年度からは、高齢者が要支援・要介護になることを予防する「地域支援事業」や軽度の要介護者を対象に、状態が悪化しないよう「新予防給付」サービスを実施するとともに、「地域包括支援センター」を設置し、高齢者の方が住み慣れた地域で生活を継続できるよう支援を行います。

それでは、予算書の203ページをごらんください。

第1条の予算総額といたしましては、歳入歳出それぞれ15億5,029万3,000円を計上いたしており、介護費用の増加により、対前年度比7.5%の増となっております。内容につきましては、後ほど事項別明細書で説明いたします。

第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を2億円と定めております。

第3条の歳出予算の流用につきましては、各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書209ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては211ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

まず、款1．保険料につきましては、第1号被保険者負担金といたしまして、対前年度9,447万5,000円増額の2億9,221万6,000円を計上しております。

款3の使用料及び手数料につきましては、督促手数料といたしまして5万7,000円

を計上しております。

次に、款４．国庫支出金につきましては、施設費用負担の見直しなどにより、対前年度 9 4 5 万 3, 0 0 0 円減額の 3 億 4, 0 0 1 万 4, 0 0 0 円を計上しております。

款５．支払基金交付金につきましては、対前年度 3 1 7 万 7, 0 0 0 円増額の 4 億 4, 3 1 0 万 9, 0 0 0 円を計上しております。

次に、款６．府支出金につきましては、施設費用負担の見直しなどにより、対前年度 4, 4 8 7 万 4, 0 0 0 円増額の 2 億 1, 6 7 2 万 3, 0 0 0 円を計上しております。

款８．財産収入につきましては、基金運用利子 1, 0 0 0 円を計上いたしております。

款 1 0．繰入金につきましては、一般会計からの繰り入れといたしまして、対前年度 2, 1 8 9 万 5, 0 0 0 円増額の 2 億 5, 7 9 9 万 2, 0 0 0 円を計上しております。

款 1 1．繰越金につきましては、前年度繰越金として 1 0 万円を計上しております。

款 1 2．諸収入につきましては、保険料延滞金など 8 万 1, 0 0 0 円を計上しているところでございます。

次に、歳出予算の概要を説明いたします。予算書の 2 1 0 ページをごらんください。なお、詳細につきましては 2 1 5 ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

まず、款 1．総務費につきましては、介護保険システムの更新などにより、対前年度 1, 0 8 0 万 6, 0 0 0 円増額の 7, 4 6 9 万円を計上しております。

款 2．保険給付費につきましては、対前年度 4, 7 5 9 万 5, 0 0 0 円増額の 1 4 億 2, 2 4 3 万 7, 0 0 0 円を計上しております。

このうち介護サービス等諸費につきましては、新たにスタートする地域密着型サービス事業を計上しておりますが、居宅介護、施設介護サービス給付費の減により、対前年度 1 億 2, 3 7 8 万 5, 0 0 0 円減額の 1 2 億 1, 1 3 3 万 2, 0 0 0 円を計上しております。

介護予防サービス等諸費につきましては、軽度の要介護者を対象とした新しい介護予防サービス事業を計上していることから、対前年度 1 億 2, 0 3 3 万 7, 0 0 0 円増額の 1 億 4, 2 1 8 万 3, 0 0 0 円を計上しております。

また、施設入所者の食費・居住費の負担の軽減を図るため、低所得者に対する新たなサービス事業といたしまして特定入所者介護サービス費 4, 5 6 2 万 2, 0 0 0 円を計上しております。

款 3．財政安定化基金拠出金につきましては、拠出率より算出し、1 4 8 万 3, 0 0 0

円を計上しております。

款５．地域支援事業費につきましては、2,826万6,000円を計上しております。地域支援事業は、介護予防の推進と、地域におけるマネジメント機能の強化を図るため、平成18年度からスタートする新しいサービス事業であります。

その内訳ですが、介護予防事業費といたしまして、介護予防特定高齢者施策事業、介護予防一般高齢者施策事業を計上いたしております。

また、包括的支援事業・任意事業費といたしまして、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業などを計上しております。

いずれも介護を必要としない65歳以上の高齢者を対象に、要介護状態に移行するのを防ぐための新しい介護予防事業でございます。

款７の基金積立金につきましては、前年度と同額の1,000円を計上しております。

款８．公債費につきましては、一時借入金利子45万3,000円、財政安定化基金からの借り入れに対する償還金2,084万3,000円を計上しております。

款９．諸支出金につきましては、保険料返還経費といたしまして10万円を計上しております。

次に、款10．予備費につきましては、前年度と同額の200万円を計上いたしております。

続きまして、「平成18年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件」について、説明いたします。

本特別会計につきましては、今回の介護保険制度の改正を受けて新たに設置する「地域包括支援センター」が実施する指定介護予防支援事業の必要経費を計上するものでございます。予算書の234ページをごらんください。

第1条の予算総額といたしまして、歳入歳出それぞれ1,622万4,000円を計上しております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の238ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては240ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

まず、款1．サービス収入につきましては、1,622万4,000円を計上しております

す。地域包括支援センターが指定介護予防支援事業者の指定を受けて作成する新予防給付のケアプラン作成に対し、国保連合会から支払われる介護報酬の収入を計上しております。

次に、歳出予算の概要を説明します。予算書の239ページをごらんください。詳細につきましては241ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款2．事業費につきましては、地域包括支援センター運営、サービス事業経費といたしまして、1,622万4,000円を計上しております。

次に、「平成18年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件」につきましてご説明いたします。予算書の251ページをごらんください。

第1条の予算総額といたしましては、歳入歳出それぞれ996万7,000円を計上いたしており、対前年度比10.7%の減となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の255ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては257ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

まず、款1の財産収入につきましては、土地貸付収入、松茸採取権売払収入など対前年度56万6,000円増額の396万9,000円を計上いたしております。

款2の繰越金につきましては、対前年度176万2,000円減額の599万6,000円を計上しております。

款3．諸収入につきましては前年度と同額の2,000円を計上しております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。予算書の256ページをごらんください。詳細につきましては259ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

まず、款1．財産費につきましては、財産区管理会費、維持管理費といたしまして対前年度110万2,000円減額の802万8,000円を計上いたしております。

款2の諸支出金につきましては、積立金といたしまして対前年度9万4,000円減額の43万9,000円を計上いたしております。

款3の予備費につきましては、前年度と同額の150万円を計上いたしております。

次に、「平成18年度岬町深日財産区特別会計予算の件」につきましてご説明いたします。予算書の263ページをごらんください。

第1条の予算総額といたしまして、歳入歳出それぞれ2,982万5,000円を計上いたしており、対前年度比25.4%の減となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の267ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては269ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

まず、款1の財産収入につきましては、土地貸付収入、松茸採取権売払収入など対前年度37万5,000円増額の2,362万2,000円を計上いたしております。

次に、款2の繰越金につきましては前年度と同額の1,000円を、款3.諸収入につきましても前年度と同額の2,000円を計上いたしております。

款4の繰入金につきましては、深日地区財産区基金繰入金といたしまして、対前年度1,052万9,000円減額の620万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明いたします。予算書268ページをごらんください。なお、詳細につきましては271ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1の財産費につきましては、財産区管理会費、維持管理費といたしまして、対前年度90万9,000円増額の542万9,000円を計上いたしております。

次に、款2の諸支出金につきましては、深日地区財産区基金への積み立て、一般会計で実施する深日会館下水道接続事業などに対する繰出金として、対前年度1,106万3,000円減額の2,289万6,000円を計上いたしております。

款3の予備費につきましては、前年度と同額の150万円を計上いたしております。

次に、「平成18年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件」につきましてご説明いたします。予算書の275ページをごらんください。

第1条の予算総額といたしましては、歳入歳出それぞれ2,147万6,000円を計上いたしております。対前年度比46.9%の増となっております。事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書の279ページをごらんください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては281ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

まず、款1.財産収入につきましては、多奈川財産区基金利子、土地貸付収入など、

対前年度46万5,000円減額の319万3,000円を計上いたしております。

次に、款3. 諸収入につきましては、預金利子、雑入といたしまして、対前年度25万1,000円減額の2,000円を計上いたしております。

款4. 繰入金につきましては、多奈川地区財産区基金繰入金といたしまして、対前年度757万4,000円増額の1,828万円を計上いたしております。

款5の繰越金につきましては、前年度繰越金といたしまして1,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。予算書の280ページをごらんください。なお、詳細につきましては283ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

まず、款1. 財産費につきましては、財産区管理会費及び維持管理費として対前年度74万4,000円増額の845万7,000円を計上いたしております。

款2の諸支出金につきましては、多奈川地区財産区基金への積み立て、一般会計で実施する消防車庫改修事業などに対する繰出金として、対前年度611万5,000円増額の1,151万9,000円を計上いたしております。

款3の予備費につきましては、前年度と同額の150万円を計上いたしております。

次に、「平成18年度岬町谷川財産区特別会計予算の件」につきましてご説明いたします。予算書の287ページをご参照ください。

第1条の予算総額といたしましては、歳入歳出それぞれ154万1,000円を計上いたしております。対前年度比53.7%の減でございます。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の291ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては293ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1. 繰越金につきましては、対前年度2万円減額の153万9,000円を、款2. 諸収入につきましては、前年度と同額の2,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして、ご説明いたします。予算書292ページをごらんください。なお、詳細につきましては294ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

まず、款1の財産費につきましては、財産区管理会費及び維持管理費といたしまし

て、対前年度179万円減額の104万1,000円を計上いたしております。

款2の予備費につきましては、前年度と同額の50万円を計上いたしております。

次に、「平成18年度岬町住宅用地造成事業特別会計予算の件」につきましてご説明いたします。予算書296ページをご参照ください。

第2条の平成18年度の業務の予定量につきましては、多奈川平野地区における住宅用地3,679.6平米の売却を予定いたしております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、収益的収入として1億9,723万8,000円を計上いたしております。内容といたしましては、営業収益（宅地売却収益）1億9,723万7,000円、営業外収益（受取利息）1,000円となっております。

また、収益的支出につきましては、8,901万8,000円を計上いたしております。内容といたしましては、宅地売却原価及び測量登記等一般管理費などの営業費用8,629万5,000円、支払利息などの営業外費用272万3,000円を計上いたしております。

土地の整理等に鋭意努力し、完成宅地の売却を図ってまいりたいと考えております。

次に、「平成18年度岬町水道事業会計予算の件」につきましてご説明いたします。予算書の306ページをご参照願います。

第2条の平成18年度の業務の予定量につきましては、給水戸数8,370戸、年間総給水量235万立方メートル、一日平均給水量は6,438立方メートルを予定しております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業収益5億7,657万8,000円、事業費6億5,083万3,000円を計上いたしております。

第4条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入1億6,644万円、資本的支出3億2,770万2,000円を計上いたしております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する1億6,126万2,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

第5条は、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

第6条では、一時借入金の限度額を2億円と定めております。

第7条では、予定支出の各項の経費の金額を流用できる項目を設定しております。

第8条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、第9条では、棚卸し資産の購入限度額を、第10条では、配水管整備事業の施工により取得する資産の予定額を、それぞれ定めております。

以上、平成18年度一般会計予算のほか13会計予算の概要につきましてご説明させていただきました。後日、開催が予定されております各常任委員会に付託されるものと存じますので、ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

長時間どうもありがとうございました。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号「平成18年度岬町一般会計予算の件」から議案第19号「平成18年度岬町水道事業会計予算の件」までの14件を、会議規則第39条第1項の規定のより、総務文教、事業民生の各常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教、事業民生の各常任委員会に付託することに決しました。

お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

休憩します。再開は30分からよろしくお願いいたします。

(午後2時21分 休憩)

(午後2時30分 再開)

和田博之議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

和田博之議長 日程24、「会派代表質問」を行います。

質問を許可します。公明党、川端啓子議員。

川端議員 ただいま議長のお許しを得ましたので、公明党会派を代表いたしまして質問させていただきます。

公明党は現場主義の旗を常に掲げ、改革の先頭に立ち続けるをモットーに、住民の視

点で改革を進める決意で質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

通告に従いまして、行財政改革、健康福祉、教育文化、男女共同参画社会、都市基盤、環境対策の順番でさせていただきます。

最初に、行財政改革についてであります。当町におきましては行財政計画を策定し、行財政改革の推進に鋭意努力されてきておりますが、厳しい社会状況も要因となり、基金も底をつくといった厳しい財政状況が続いております。そうした中、住民サービスを低下させずにむだをカットしなければならないといった行政手腕が望まれるものであります。

本年1月にも岬町集中改革プラン、岬町行財政改革プランが策定されております。これに基づき、事業仕分け、真に必要な事業には十分な予算を使い、むだな事業はなくしてメリハリをつける。公務員でなければできない仕事と民間でもできる仕事を振り分ける、がなされるのですが、当町の特色、これだけはどこにも負けない、これだけは誇れるといった力点の置き方についてお尋ねします。

また、住民は財政再建団体に転落するのではないかとといった不安を大半の方が持っており、「大丈夫ですか」と聞かれることがよくあります。絶対大丈夫といった確信があるのか、また確信となる根拠についてお尋ねいたします。

今後さらに行革を推進するに当たりましては、民間活力を重視し、住民自治を基盤とした取り組みが非常に大事だと思います。私は昨年6月の一般質問におきまして、埼玉県志木市の事例を引き、行政パートナー制度の導入、NPOの支援、育成の必要性などを提案させていただきました。これにさらにつけ加えまして、アドプト制度の拡大、またボランティアの意気を高揚するための表彰制度を設けるなど、こういった取り組みが大事と思いますが、当町の見解をお尋ねいたします。

健康福祉についてであります。健康づくり推進条例の制定をしてはどうかというものであります。急速に超高齢社会に突き進んでいる我が国の状況は、医療制度や介護保険制度などの維持・存続さえ危ぶまれるほどまことに重要な局面に差しかかっております。これら諸制度における保険者である本町におきまして、今後の財政需要の増大はまさに憂慮すべきものがあります。特に当岬町は、高齢化率が府下第1位ということもあり、医療費、介護費に係る負担は大きなものであります。高齢者だけでなく住民全体が健やかで充実した生活を送れることは、当人はもちろんのこと当町の財政にとっても大変よいこととあります。このことに私どもはあらゆる力と知恵を結集しなければいけ

ないと思います。自分の健康は自分でつくることはなかなか難しく、個人における自制・自律にも限界があります。社会全体で健康づくりを支援していく仕組みが必要ではないでしょうか。健康づくりの重要性にかんがみ、その意気込みを町が満天下に示すとともに、住民がみずから健康を維持・増進していく手助けとして、地域に多くの健康づくり推進員を配置し、健康体操を初め数多くの楽しいツールで、住民との共同で健康づくり運動を持続的に展開していくためにも、健康づくり推進条例を制定し、住民に周知徹底を図るべきと考えますが、当町の見解をお尋ねいたします。

乳幼児医療費助成制度拡充についてであります。昨年実施された国勢調査の速報値から、我が国が人口減社会に突入したことを示されております。また、出生率の低下もあり、急速な少子化社会の到来が危惧されており、少子化対策への対応が喫緊の課題と思います。子供を産まない要因として、子育てにはお金がかかるといった経済的な理由が挙げられており、負担軽減となる子育て支援が望まれるものであります。

今回、医療制度改革が閣議決定され、特に子育て支援としては、出産育児一時金が30万円から35万円に引き上げられます。また、平成20年からは医療費負担、2割負担が現行3歳未満児までであります。それが就学前まで引き上げられるとも聞き及んでおります。これに伴う負担軽減措置として乳幼児医療費助成制度の拡充ができないものでしょうか。また、少子化の改善のためにも、第3子以降の出産祝い金制度を設けるなどできないものでしょうか。これについて当町の見解をお尋ねいたします。

次に、障害者自立支援についてであります。昨秋、障害者自立支援法が制定され、本年4月1日より施行されます。この法律のポイントとしては、障害の種別、身体障害、知的障害、精神障害、この3障害にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化するものであります。障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指しますとの趣旨に反して、サービスを受ける際の利用者負担のこともあり、現場においてはかなり混乱し、不安を募らせていることも現実であります。これらを踏まえてどのように周知徹底を図るのか。また、精神障害者にとっては、あまり知られたくないといったことへはどのように配慮するのか。また、経済的な自立支援のために就労支援を抜本的強化というふうにあります。これについてはどのように取り組むのか、当町の見解をお尋ねいたします。

次に、教育、文化についてであります。文字・活字文化振興法が昨年公布、施行されました。国民の活字離れや若者の読解力の低下が著しいことから、文字や活字で人々

のコミュニケーションを図り、相互理解を深める力を養うために制定されたものであります。一昨年末に発表されました経済協力開発機構の2003年国際学習到達度調査では、経済協力開発機構（OECD）が41カ国・地域の15歳の高校1年生を対象に行った国際学習到達度調査におきまして、文章などの読解力が日本の高校1年生は前回の8位から14位に下がるなどの結果が判明しております。こうした日本国内の現状を踏まえ、文字・活字文化振興法では、自治体での責務、学校教育における言語力の涵養、財政上の措置などが明記されております。最初に当町における文字・活字文化の振興について、教育長のご所見をお聞かせ願います。

また、条文の中には、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備・充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、地域における文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるとうたわれておりますが、専任の司書教諭、もしくは十分に業務を担当し、その成果が出るだけの現場におきまして配置ができていますでしょうか、お尋ねいたします。

また、当町は読書ボランティアの方がたくさん活躍されておりますが、その方々への配慮は十分なされているのでしょうか、この点についてもお尋ねいたします。

次に、食育推進についてであります。食育基本法が昨年成立、施行されました。食をめぐる現状として、近年健全な食生活が失われつつあり、増加しつつある生活習慣病や子供の朝食の欠食等の改善、楽しく食卓を囲む機会の必要性などが挙げられております。国民運動として食育に取り組み、生涯にわたる健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができる社会の実現を目指さなければならないと思います。

同法では、都道府県及び市町村が食育推進基本計画を策定すること、食育の推進に関する普及・啓発を図るための行事の実施等の運動を展開することなどを義務づけております。「人」に「良」と書いて「食」という字になります。また、幼いころから日常生活の中で自然のうちに食の大切さを知り、体だけではなく心の健康を育むということは非常に重要なことでもあります。そのためにも、あらゆる世代の人々に食に関する知識と食を選択する力を習得させ、心身の健康と豊かな人間性を育む食育を積極的に推進してまいりたいと考えます。また、この機を逃さず、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、食育の推進に取り組むことが重要であります。当町における食育推進の取り組みについてお尋ねいたします。

次に、子供の安全対策についてであります。子供を取り巻く環境の劣化が憂える昨今です。特に登下校時における幼児・児童・生徒の安全確保が望まれます。当町といいたしましても地域力を結集しての学校安全ボランティア、また危険予測回避能力を身につけさせるための安全教育であるキャップ事業など、さまざまな取り組みがなされておりますが、全国的に相次いで起こる事件に遭遇するたびに身の毛がよだつ思いがするとともに、子供の安全対策についてはさらに手厚くと思う日々であります。

今回、文部科学省から登下校時における幼児・児童・生徒の安全確保についての取りまとめが出ております。1、通学路の安全点検の徹底と要注意箇所の周知徹底、2、登下校時の幼児・児童・生徒の安全管理の徹底、3、幼児・児童・生徒に危険予測回避能力を身につけさせるための安全教育の推進、4、不審者等に関する情報の共有、5、警察との連携、以上5項目にわたっておりますが、これらを踏まえ、当町のさらなる取り組みについてお尋ねいたします。

次に、男女共同参画社会推進についてであります。政府は年末の12月27日、男女共同参画社会の実現のために、2006年度からの5年間に取り組むべき具体策を盛り込んだ第2次の男女共同参画基本計画を閣議決定いたしました。女性の指導的役割の拡大や雇用機会の均等をさらに進めることを掲げております。今回の改定作業では、ジェンダー、社会的性別をめぐる議論がマスコミをにぎわせましたが、大事なことは、日本が人口減少社会に突入した現在、男女ともに社会において個性と能力を十分に発揮できる社会を実現することが、結果的には少子化対策につながるということを改めて強調し、また認識していかなければならないということでもあります。

この第2次の計画の主なポイントとしましては、政策・方針決定過程の女性の参画の拡大として、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%になるよう期待し、各分野の取り組みを推進しますとあります。また、新たな分野への取り組みとして、1、男女のニーズの違いを考慮した防災対策、2、女性が参画した地域づくりの優良事例の普及、3、環境保全分野での女性の参画の拡大、5、男性にとっての男女共同参画、6、男女共同参画を推進する教育・学習の充実、7、女性に対するあらゆる暴力の根絶などが列記されております。これらを踏まえ当町としてどのように推進を進めるのか、お尋ねいたします。

また、国におきましては、男女共同参画担当大臣が誕生し、男女共同参画社会が大きく前進しようとしているこのときに、当町の今回の予算編成におきましては事業費がか

なりカットされております。これについては時代と逆行と思いますが、町長は男女共同参画社会の推進の重要性についてどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

また、各地におきましては男女共同参画条例を制定し、大きく推進がなされております。昨年6月にも条例制定の大切さを私は一般質問で訴えております。今回、町長も新しく石田町長にかわられております。再度当町の見解をお尋ねいたします。

次に、都市基盤についてです。土取り跡地の活用についてであります。住民から土取り跡地の活用はどうなっているのか、聞かれます。財政が厳しいことを住民が熟知していることもあって、企業誘致への期待をかけ質問されるものであります。特に今回の予算書には、大阪府の受託事業としてインフラ整備の費用が計上されております。また、今月末には、土取り跡地利用に係る企業視察として茨城県に行く聞き及んでもあります。企業誘致の状況など具体的な計画についてお尋ねいたします。

次に、第二阪和国道早期延伸推進についてであります。住民から「第二阪和国道早期延伸について、いつになったらできるんですか」とよく聞かれることがあります。交通渋滞がひどいときには生活道路までが侵される状況に、早く開通をと待ち望む日々でもあります。

一昨年、和歌山市と連絡協議会を設置し、昨年3月25日に深日ランプまでが整備区間、大谷ランプまでが調査区間と大きく推進がなされております。また、従来からの整備区間であった阪南市箱の浦ランプから淡輪ランプに向けてつち音が響くのも時間の問題といった状況下にあります。このときを逃さずに一気に推進すべきであると思います。国土交通省の主要な部署に関西勢が配置されているといった、タイムリーなこの状況を逃さないことが大事と、議会も精力的に早期延伸を推進するために取り組んでおります。行政としてもさらなる取り組みをお願いしたいわけですが、幸いなことに今回機構改革が示されておりますが、第二阪和等プロジェクト推進課が設置されると聞き及んでもあります。大変うれしいことでもあります。対外的に見ても必死に取り組んでいると見える姿勢が大事ではないでしょうか。今後のさらなる取り組みとしてどのようにアピールしていくのか、お尋ねいたします。

次に、環境対策ですが、最近大きな社会不安となっているアスベストの健康被害の救済に関する法律が今国会で成立し、施行される予定です。石綿による健康被害者等の迅速な救済を図ることが目的であります。当町にもかつて石綿工場があったと記憶しております。工場従業員の実態など、調査はどうなっているのでしょうか。また、以前に実

態調査をお聞きしておりますが、その後の進捗状況、また法律制定による今後の具体的な取り組みについてお尋ねいたします。

次に、環境運動としての「もったいない運動」についてであります。環境分野で初めてノーベル平和賞を受賞したケニアのワンガリー・マータイ副環境相が、平成17年2月に京都議定書発効記念行事に参加するため来日し、日本には資源を有効に活用する言葉として「もったいない」という言葉があることを紹介され、その言葉に感銘、世界に広めていきたいと提案しております。

日本の精神文化である「もったいない」の心が生きている社会は、物を大切にす、人や自然を愛するなど、心の豊かさや生活の質を重視した賢いライフスタイルが文化として定着した社会であります。また、自然の生態系等に配慮することを優先することによって、自然と人が共生する社会が実現します。さらに、地球資源に限りがあることを認識し、資源の消費を抑制することはもとより、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rの推進を通じて、適正な資源循環が確保されたごみのない社会を目指すことも目的の1つであります。そうした環境住民を育てるために、「もったいない」を合い言葉に、その運動と啓発活動に積極的に取り組むべきと考えますが、どうでしょうか。また、小さいときから教育現場で自然との取り組みを学ぶ環境教育が大事と思います。当町の見解をお尋ねいたします。

質問は以上であります。再質問につきましては自席にてさせていただきますので、よろしく願いいたします。

和田博之議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。中口部長。

中口総務部長 川端議員の1点目の行財政改革についてということで、質問に答えたいと思います。

行財政改革につきましては、先ほど町長より18年度の施策方針の中でありましたように、特に重点を置くべき最重要課題が行財政改革の断行を行うことであるというように位置づけられておるところでございます。そのように進める中で、本町の財政は、町税収入の大幅な減収傾向と高齢化に伴う介護特会等への繰り出しや過去の公共施設整備の際に起こした地方債の償還額の増加により、歳入歳出のバランスが崩れ、この歳入不足額を補うため各種基金の取り崩しをももって財政収支の均衡をとる状況にあるわけでございます。この基金残高も、今年度当初予算での取り崩しにより底をつくこととなりまして、今後の財政状況を考慮すると、なお一層の行財政改革を進める必要があるとい

うふうに考えております。

このような厳しい状況下にある中、今後の本町の行財政改革の方針は、行財政改革プランに基づき着実に改革を進めることとし、その方針を踏まえ、今年度の予算編成を行うことといたしました。この行革プランでは、改革を進める際の基本方針として、行政評価制度の視点からすべての事務事業を見直すこととしておりまして、この行政評価に基づき、今後必要とする事務事業を選択し、本町が誇れる特色ある事業に限られた財源を集中する、選択と集中を行うこととしております。

この行政評価の第1段階として、平成16年度に事務事業評価の試行を、その後平成17年度にすべての事務事業を対象に評価を行い、その評価結果を平成18年度当初予算に反映させる予定で進めてきたところでございますが、評価作業の一部に遅れが生じまして、評価結果を公表し、その内容を当初予算に反映することが十分にできない状況となりました。そのため、当初予算におきましては財政収支の不均衡を補うため、やむを得ず一部の経費に一律カットを実施することにより、新規事業の財源を確保したところでございます。

こうした財政状況の中、選択と集中の議員が言われたメリハリであります。一例といたしまして、少子化対策を企画し、総合的に実施する子育て支援課の設置を、また介護保険制度の改正に基づく地域包括支援センターの設置など、住民が安心して住み続けられるまちを目指しまして、これに必要な経費を計上したところでございます。

今後も、必要な事務事業の選択と集中を行うに有効な手段となる行政評価制度の問題点を見直しまして、この評価制度を軌道に乗せることにより、本町が実施しなければならない事務事業を、本町が誇れる特色のある事務事業を選択の上、実施してまいりたいというように考えております。

また、将来、本町が財政再建団体に転落するのではという懸念につきましては、さきにご説明したとおり、行財政改革プランを着実に推進することにより、再建団体転落を阻止する計画でございますので、この改革の推進に当たっては職員一丸となり改革を押し進めるとともに、議員各位を初め住民の方々のご理解を得ながら行財政改革を進める所存でございます。

次に、行財政改革プランを推進するに当たっては、参画と協働のまちづくりを進めるということで取り組んでおります。また、NPO、ボランティア活動の活性化などにより、同プランの円滑な推進を図ることとしております。今後もこうした方針に加え、さ

きに紹介いただいた埼玉県志木市行政パートナー制度やアドプト制度の拡大の検討などとともに、さらに行政サービスを行政側が独占するのではなく、企業や住民でも担える制度に組みかえを検討してまいりたいというように考えております。すなわち、官から民へだけでなく、官と民がパートナーシップを形成し、新たな視点、発想から行政サービスを創造し、推進することも検討を行うことにより、行財政改革を円滑に進めてまいりたいというように考えております。

以上です。

和田博之議長 男女共同参画社会も。

中口総務部長 それでは、引き続きまして、第4番目の男女共同参画社会について答弁したいと思います。

男女共同参画社会の円滑な推進についてお答え申し上げます。本町における男女共同参画社会を推進するための取り組みについてですが、議員もご存じのように、平成15年3月に男女共同参画社会を実現するための施策の指針となる岬町男女共同参画プラン、ウィッシュプランを策定しております。現在ウィッシュプランに基づき、15年度スタートする前期5年の実施計画を遂行しているところでございます。

ウィッシュプランの中では、前期5年の実施計画に基づき、3年後、5年後に進捗状況を公表することとしており、18年度の早い時期に推進状況を取りまとめ、公表したいというように考えております。

また計画では、前期5年の実施計画終了後の平成20年度において、有識者、民間団体、住民で構成する、仮称でございますが、進行管理委員会を設立いたしまして、本プランの推進状況について評価を求めるとともに、その結果を後期5年の実施計画に反映させることとしていますが、男女平等など人権尊重の意識を深く根づかせる社会づくりを効果的に実施するためには早期に外部の意見を取り入れる必要があるというように考えております。したがって、先ほど申しました20年度に設置する委員会を前倒しして設置するか、新たな常設の委員会を設置するのか等も含めまして、男女共同参画社会の実現を推進するための体制を検討しているところでございます。

国の2次の基本計画においての新たな取り組みとしてご指摘のありました6施策については、既にウィッシュプランにおいて取り上げている施策、また現行の施策体系において対応ができるものと考えておりますが、より一層の施策の充実について、今後努めてまいりたいというように考えております。

次に、施策方針決定過程への女性の参画の拡大についてでございますが、本町における各種審議会、委員会における女性委員の比率については、平成17年4月1日現在で16.8%でございます。残念ながら、いまだウィッシュプランの目標とする30%には至っておらない状況でございます。今後は企画部門とも連携し、各種審議会、委員会における女性委員の比率が30%以上を確保できるようにするための指針等を設置いたしまして、審議会等の委員改選時期に合わせ、積極的に女性委員の比率を引き上げてまいりたいと考えております。

次に、男女共同参画関係事業費が削減されており、時代に逆行するのではないかとご指摘についてでございますが、厳しい財政状況の中で、事業費そのものだけを見れば削減ということになりますが、男女共同参画関係の施策についてはより一層前向きに実現していかなければならず、また施策展開できるのではないかと考えております。すなわち、今後は町が行うあらゆる施策に男女共同参画の視点を組み入れ、職員1人1人の意識改革をより一層積極的に行ってまいります。

例えば、1つの事業を行うに当たっては、担当課のみがすべてを担うのではなく、全町挙げての取り組みであるとの認識を職員に浸透させ、その中で男女共同参画の視点をもって事業、施策を検証させてまいりたいというように考えています。また、住民から公募したパートナーシップの方々の参画を得て、町が行う各種講座等の企画運営などを行っていくとともに、住民の方々と手を携えた男女共同参画社会づくりのプログラムの開発なども今後視野に入れ、検討してまいりたいというように考えています。このような総合的な取り組みを行うことによりまして、男女共同参画社会を実現してまいりたいというように考えております。

最後に、男女共同参画推進条例の制定についてであります。平成11年6月に男女共同参画社会基本法が成立いたしまして、その中で、地方公共団体には男女間の格差を積極的に解消する責務が規定されており、平成18年2月末現在では、大阪府内では10市町が男女共同参画に関する条例を制定しております。本町におきましても、このような法の趣旨及び本町における状況を踏まえ、だれもが性別にかかわらず個性と能力を發揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現のため、取り組みを進めるための根拠となるその条例の制定について、今後引き続き検討してまいりたいというように考えております。

和田博之議長 芦田部長。

芦田住民福祉部長兼保険年金課長 私の方からは、川端議員の質問の、健康福祉部門の4つの質問、それから教育文化の食育にかかわる問題で、保育所、保健センターでの取り組み、それから最後の環境対策についてご回答申し上げます。

まず、健康づくり推進条例の制定であります。健康は住民1人1人が自分らしく生きるために必要な要素であり、社会の活力や子供の成長、高齢者介護など、社会全体に大きく影響するもので、健康づくりを単に個人の問題とすることなく、地域を構成するすべての人が主体となって地域全体で取り組むことが大切だと考えます。

健康づくりに関する法令整備としましては、健康増進法が制定され、国民、国、地方自治体等のそれぞれの努力義務等が課せられ、平成15年5月から施行されています。また、国においては「健康日本21」という計画を定めてそれを推進しているところであり、岬町においても「健康みさき21」を平成14年3月に策定し、その推進に努めてきたところであります。来年、平成18年度は、この健康みさき21の中間評価を行う年度になっております。岬町の住民の皆さんの中で組織的な活動として行っているのは、食生活改善推進委員会の皆さんが挙げられます。現在40名まで達しており、ボランティアとして、健康長寿まつりへの参加や子供の食育、高齢者の栄養改善を目的とした数々の教室開催にかかわるなど、幅広く活動されています。

今後は、食育等に限定せず、広く健康づくり運動に町とともに取り組んでいただける、ご提案の健康づくり推進委員さんの養成を図ることも町として必要ではないかと考えております。いずれにしましても、来年度に「健康みさき21」の中間評価を行う際に、全町的な健康づくりへの取り組み体制について再検討してまいります。その際に議員ご指摘の推進条例の制定についても、その効果、その必要性を議論していきたいというふうに考えております。

2点目の乳幼児医療費助成制度拡充の問題であります。乳幼児の通院にかかわる医療助成につきましては、岬町では平成12年度から実施し、大阪府の制度プラス1歳を原則として、平成16年の11月からの自己負担導入時に4歳未満まで拡大してきたところであります。就学前までの拡大というのはその自己負担導入の際にもご要望を受けてきたところであり、岬町が今後力を入れるべき子育て支援事業のメニューの1つとして考えられることは、担当部局として認識しているところであります。

また、町としては、その他の子育て支援策としまして、保育所や学童保育での時間延長、子育て中のお母さんたちの自主的な活動と連携した講座やイベントを行ってきまし

た。町としては、子育ての分野として、子育て支援課を独立させるのを初め、要保護児童対策地域協議会の有効活用、18年度中に設置する子育て支援センターにおける事業展開を今考えているところであります。

今後、川端議員ご指摘の平成20年度から受診時の2割負担が就学前まで拡大されるという保健医療制度改正案を踏まえ、町の行財政改革の進捗状況を見据えながら、さらに検討してまいりたいと考えております。

なお、乳幼児、高齢者、障害者、ひとり親の4つの医療費助成制度で、来年度から改善される点があります。平成16年度から導入されました1医療機関当たり1日500円で月2日分、すなわち月1,000円を限度とする自己負担限度の導入につきましては、導入当初から複数の病院に通わざるを得ない対象者の負担が大きいとのご意見がありました。大阪府と府下市町村で合同の検討会を昨年立ち上げ改善策を検討してきたところですが、その結果、平成18年7月診療分から、1カ月に多くの医療機関を受診せざるを得ない場合、その自己負担限度額が2,500円を超える分について、さらに助成する制度を府下市町村一斉に立ち上げることになりましたので、ここであわせてご報告させていただきます。

3点目の、第3子以降の出産祝い金制度であります。近年、少子化の急速な進行のみならず、核家族化、都市化、女性の社会進出、ライフスタイルの多様化など、子供や子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化してきています。本町におきましても、岬町次世代育成支援行動計画を昨年3月に策定し、次代を担う子供たちの健やかな成長を支援し、また、子供を持つこと、育てることの喜びや大きな価値を感じることの、社会総体からの支援の実現に向けて、町全体が総合的な施策を進めていくことにしております。具体的には、来年度開設する地域子育て支援センター事業を初め、平成21年度までに実施すべき事業について、既に計画で具体的な数値目標を定め、財政状況を踏まえつつ、その達成に努めることにしております。

町としましては、少子化対策を実りあるものにしていくために、子供を安心して育てられる環境の整備に向けて、個人的給付事業よりも支援的事業を重視し、必要な助成やサービスが真に必要な人や家庭に届くよう実施していくことが、今重要だと考えております。そのような意味から、第3子以降の出産祝い金制度につきましては、支援体制を確立した上でなおそれが必要かどうかということが問われるものと考えており、現段階では慎重に対応していきたいというように考えております。

障害者自立支援にかかりましてのさまざまな3点の質問について、ご回答申し上げます。

まず、新制度の周知であります。平成18年4月からの障害者自立支援法の施行に伴い、現行の支援費制度及び精神障害者居宅生活支援事業に係る支給決定者については、新たに手続きが必要であることから、現在対象者87名に対しまして申請用紙、制度周知のパンフレットを既に送付してきたところであります。また、その送付の際にも2市1町で行いました泉南ピアセンター主催の障害者自立支援法の学習会の案内も同封してきました。また、町内におきましては、既に岬だより3月号に掲載をして、広く住民に周知を図っているところであります。今後は窓口での対応はもとより、町ホームページを活用するなどして、一層の制度の周知を図る予定であるとともに、岬町の場合は非常に人数が限られておりますので、個別ケースの相談にも積極的に対応していくという考えであります。

次に、精神障害者のプライバシー問題であります。精神障害者を取り巻く課題は人権の擁護と社会復帰の促進です。障害者自身の自己決定により地域社会でのサービスを選択することによって自立し、安心して暮らしていけるような地域社会を実現する必要があります。そのためには、福祉と保健・医療の両面から、人権やプライバシーに配慮するとともに、精神障害に対する差別や偏見の解消を図るため、あらゆる機会を通じて精神疾患及び精神障害に対する正しい知識の普及・啓発に努めることが肝要であると考えています。今後とも、窓口対応において十分配慮することはもとより、相談室での活用、各種申請書類の厳重な保管など、精神障害者のみならずすべての福祉サービス利用者のプライバシーの保護に努めてまいります。

就労支援の充実につきましては、障害者を持つ方の就労支援は大きな課題であると認識しています。採用者側では、障害者を募集してもなかなか採用実績が上がらない、障害者雇用のノウハウがない、どのように採用活動を進めたらいいのかわからない、仕事をどのように教えていったらいいのかわからない、職場に溶け込めるのか、仕事がきちんとできるのかといった雇用管理の不安の面から、企業や事業所においてはどうしても第一歩を踏み出せないケースが数多くあると思われれます。

現在、厚生労働省では、ここ数年、障害者雇用促進法の改定を行い、法定雇用率を達成せず指導後も改善が見られない企業名の公表、障害者就業生活支援センターの拡充など障害者の雇用の促進に力を注いでいます。あわせて、平成18年4月施行の障害者自

立支援法においても、一般就労へ移行することを目的とした事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障害者が一般企業で働けるよう福祉の側から支援する取り組みが予定されているところであります。本町においても、平成17年度から障害者の職業準備訓練から就職、職場定着に至るまでの相談、援助を一貫して行うための大阪府障害者就業生活支援センターステップアップ事業として、泉佐野市以南3市3町でNPO法人ホップに委託を行い、本町の障害者の就労支援をサポートしているところです。

また、昨年10月には泉南青年会議所主催の、毎年知的障害者を中心に実施していただいているスポーツイベント、ファンファンピックの開催時に泉南市と阪南市と合同で障害者雇用に向けた企業相談会を初めて実施してきました。また、町内の施設の就労活動に対しても相談や依頼に応じ、活動がスムーズにいくよう行政としてサポートをしてきたところであります。これまでの取り組みを踏まえ、今後とも障害者の就労を支援していく所存であります。

次に、環境対策として、町のアスベスト対策の問題であります。

町の緊急的アスベスト対策につきましては、昨年12月6日に岬町保健センターで泉佐野保健所との共催で緊急肺がん健診を実施しました。21名の受診者があり、うち8名の方が医師による個別相談を受けられています。21名の受診結果については、そのうちの1名が要精密検査となっておりまして、その方については精密検査を受けたところ、1年後の精密検査、さらに1年後の精密検査という結果が出ております。さらに2回目として、2月27日には泉南市保健センターで追加実施し、岬町からは3名の方が受診されたというふうに聞いております。

アスベスト関連の相談や問い合わせについては、内容に応じて専門機関等を紹介しています。町としては今後も健康不安に対しては、保健所との連携により情報提供を行うほか、早期発見・早期治療のため肺がん健診受診の定着が進むよう啓発してまいりたいと考えています。

また、石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、被害者等の迅速な救済を図るため、石綿による健康被害救済に関する法律が制定されており、労災に係る救済給付の支援申請の受け付け開始は今年20日から始まる予定ですが、具体的な運用は現在国・府において準備を進めているところであると聞き及んでいます。町としましては、救済制度等の把握に努め、関係住民からの問い合わせに適切にお答えしていきたいというふうに考えております。

それから、ごみ問題の啓発、一般住民を対象としました啓発についてであります。本町におきましては、平成17年度より事務所、会議室での適正冷房28度の徹底と軽装の奨励による省エネの推進を通じたエコスタイルキャンペーンに取り組んできました。

ごみ減量化リサイクル推進対策としましては、新たなごみの分け方、出し方のポスターを現在作成中でありますけれども、その内容を住民の皆さんにわかりやすくして分別に協力してもらうことにより、美化センターでの焼却炉の減量化の一端につながるものと考えております。

さらに、住民への啓発事業としまして、環境セミナーにおいて家庭で出る廃油を利用した石けんづくり、婦人会を初めとした各種団体や小学生を対象とした美化センターでの環境教育にも通年で取り組んでおり、今後ともごみ分別の意義の啓発や環境講座を通じて環境を守る行動意識の育成に努めてまいります。

それから、食育推進における保育所の取り組みです。保育所におきましては、平成17年度の年間保育テーマに「食に関心を持たせる」を既に掲げております。食材の名前を覚える、しかも現物を見せて、その現物を見せた上で名前を覚えさせるということも保育中にやっております。あるいは保育中の遊びの中で、料理と食材を結び合わせる、すごろくを使って料理名に必要な食材の書いてあるすごろくを持ってこさせる等の企画も既に実施しております。

年2回行われますバイキングでは、栄養3分野をカラー表示し、その中から1つずつ自分の好きな料理を取って栄養バランスのある給食を食べるという試みを実施してきました。また、「野菜ばりばり元気っ子」という朝の体操を全保育所で実施しております。また、保育中には、保育士が手づくりの紙芝居やエプロンシアター等で朝食の大切さをお話ししてきているところです。

保健センターでは、平成16年度に食の健康づくり補助事業を活用しまして、先ほども説明しましたけれども、食生活改善推進委員さんの第3次の養成連続講座を開催してきました。また夏休みには、多奈川小学校生を対象にした元気っ子教室、中学校3年生の家庭科調理実習にも積極的に保健センターから赴いているところです。さらに、男性高齢者に対する栄養連続教室も開催をいたしました。

平成17年度には保育所、淡輪幼稚園、4歳児の家庭を対象にした食生活実態アンケート調査を9月に実施してきたところで、現在分析中であります。また、淡輪幼稚園のご協力を得て、幼児の食生活についての6回にわたる連続講座を9月からこの1月に

かけて実施をしてきました。また、男性高齢者栄養教室もことしも開催する予定であります。

平成18年度の予定では、全保育所で、大阪府立大学とタイアップをして大学生による紙芝居による授業で、食育の問題を子供たちに易しく説明してもらおうということを計画しております。また、虚弱高齢者に対する介護予防事業の中に栄養改善指導というものも含まれていますので、それを活用して、高齢者に対する食育を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

和田博之議長 田中教育長。

田中教育長 教育の方から、教育、文化の3点と、環境対策の環境教育の現状ということでご答弁いたします。

まず、文字・活字文化振興についてでございますが、昨年7月に公布された文字・活字文化振興法は、国民の活字離れや学力低下が指摘される中で、活字文化の振興は学問や文化の発展の原動力である純粋な探究心や情熱を取り戻す契機になるというねらいのもとに施行されましたのは、議員ご指摘のとおりでございます。同法にうたわわれています基本理念では、学校教育においては教育課程全体を通して、読み、書きの力と言語力の涵養に十分配慮されなければならないことがうたわれています。

教育委員会といたしましても、基礎、基本の学力を重点目標にしております、施策として読書活動と図書館教育の充実を挙げています。学校においても、子供たちにとって、文字文化に親しむため読書の習慣づけをすることは、生涯にわたって学び続ける生きる力の基礎となるものであると認識し、さまざまな取り組みを進めているところでございます。

各学校における具体的な取り組みでございますが、まず小学校では全学年、全クラスで図書室の使用時間を、時間割の中に各クラス1時間ずつ設定し、図書の時間を確保するとともに、図書室を調べ学習の場としても活用することや、始業前に朝学習として読書タイムを設け、また各学期に読書週間を設定し、中学校や公民館から団体貸し付けを受けております。子供たちが保育所や幼稚園に出向いての読み聞かせの活動も行っています。小学生の貸し出し冊数は平成16年度1人当たり月2.96冊から、平成17年では3.31冊にふえています。

中学校におきましては、平成9年度に開設されましたラーニングセンターに図書館司

書1名を町単費で配置し、非常勤嘱託職員とともに、生徒に人気のあるさまざまな本や学習の進度に合わせた資料の充実、生徒の作品展示など図書館運営を担うとともに、休み時間の子供たちの活動と憩いの場としても活用されています。貸し出し冊数も月平均1人当たり18.4冊となっておりまして、大阪府平均5.4冊と比較しても大幅に上回っています。このような取り組みが認められまして、平成15年度に文部科学大臣賞を受賞したところでございます。

次に、環境施設面においてですが、深日小学校においては平成16年度に図書室を2教室分に広げ、バリアフリー化をいたしました。町内3小学校には畳のスペースを設けるなど、子供たちにとって自由に本を楽しめる空間となっています。

学校図書の整備といたしまして、毎年度図書購入費を計上しておりまして、平成18年度には各小学校1校当たり36万円、中学校においては72万円を計上して整備を図ってまいります。蔵書数では、小学校では2万9,300冊、中学校で1万8,000冊をそろえています。

さらに、幼稚園におきまして、給食後などに年齢に合わせた読み聞かせを行い、玄関ホールには絵本、童話、図鑑等1,600冊を並べ、自由遊びの時間に1人で読むことができるようにしております。また、保護者には、家庭での読み聞かせもお願いするとともに、保護者対象の絵本の楽しみ方について講演会を催すなど取り組んでおります。子供の読書活動の推進法が平成13年に施行され、平成14年度には基本計画が閣議決定され、読書に親しむ機会の提供や諸条件の整備等がうたわれました。また、平成13年に学校図書館法及び学校図書館司書教諭講習規定が改正されまして、司書教諭の必置が義務づけられました。本町では各学校に司書教諭の資格を取得するよう講習を受講してもらったなどの結果、中学校では7名の司書教諭有資格者が、小学校には図書館司書の資格を持つ教諭1名以外に図書教諭有資格者は7名となっております。

さらに、平成12年度から立ち上げました地域教育協議会、すこやかネットに活動の一環として、岬絵本とお話を楽しむ会の地域ボランティアの方々が各小学校を訪問し、読み聞かせを実施しています。教育委員会といたしましては、府の特別非常勤講師の枠を活用し、実施しているところでございます。その結果、児童・生徒、教職員、保護者とも読書に対する関心を高め、基礎学力を培っていくためにも読書は大切だとの理解を深めることができっております。また、このボランティアの方々は、公民館やアップル館等で読み聞かせの講座を担っていただく一方で、多奈川小学校にすこやか文庫を開設

し、毎月1回、土曜日に、小学生はもちろん就学前の幼児と保護者の参加を得て読み聞かせの実施の手づくり紙芝居講座を開催しております。子供たちに文字・活字文化に触れる機会を提供していただいております。今後はさらに、いつでもだれでも活用できる地域の文庫として充実させていきたいと考えています。

次に、学校における食育についてでございますが、食育基本法は議員ご指摘のとおり、21世紀を展望し、子供たちが健全な心と体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、国民すべてにおいても心身の健康の確保と、生涯にわたって生き生きと暮らせる必要があるという観点から、何よりも食を重要視し、家庭、学校、保育所、地域などを中心に国民運動として取り組むことを目指しております。

現在、学校園で、議員も心配されているように朝食をとらないで登校する児童・生徒がおり、授業に集中できず気分が悪くなったりという子供、中には空腹のため暴力的になったりという現状があります。その対応に窮することも起こっています。日によって異なるものの朝食抜きの登校は習慣化していることが多く、これらの子供の数としては、現在小学校12名、中学校5名を把握しています。特に家庭の問題が挙げられますが、学校としては対応に苦慮しています。また現在、生活習慣病の発症につながる高脂血症等の子供の把握はできませんが、肥満傾向としての目安とされる日比式調査による肥満度が20%以上の子供については、小学校14%、中学校13.8%となっています。

学校においては、生きる力の育成や学力向上のため、知・徳・体のバランスがとれた教育を目指すことは言うまでもありませんが、加えて、それを支える食は、単なる食品、食材の問題にとどまらず、食文化をどのように受け継ぎ、確かにしていくか、また病気の予防の面についても取り組む重要な課題となっています。このような取り組みの中核的な役割を担う職員として、文部科学省では平成17年4月から栄養教諭制度の配置を創設し、学校教育法及び標準法にも栄養教諭が明記され、栄養教諭を置くことができることとされたところです。

栄養教諭の配置等については、大阪府では今年度、9つの小学校をモデル事業として取り組み、効果を検証した上で必要な施策を講じると聞いております。本町におきましては現在、給食センターで勤務している栄養職員に栄養教諭免許を取得するよう本年度講習を受けてもらっています。

学校における食育推進に当たっては、学校の教育課程に位置づけ、総合的に取り組むことが重要であります。このような観点から、学校では食育実践記録としてまとめています。一方、保護者や地域との連携では、新1年生の保護者を対象にした食育と子育てをテーマに、栄養職員が講和を毎年行っていますし、教員も泉佐野保健所で開催される研修会等に参加し、食育のための教材開発を行っています。また、PTAにおいても食育をテーマとした講演会を開いております。

大阪府では、食育基本法を受け、平成18年度、食育基本計画の策定に向け諸準備をしていると聞いております。岬町教育委員会といたしましても、国・府の動向を踏まえて研究、検討をしてみたいと思っています。また本町におきましても、申し上げましたように、子供の健やかな成長の基本に食は重要であることを認識しておりますので、来年度におきましては小中学校園での「早寝早起き朝ご飯運動」をPTAとの協力のもと実施していきたいと考えています。できれば保育所、私立幼稚園にも呼びかけ、全町的に進めてみたいと考えております。

次に、子供の安全対策でございますが、登下校時における幼児・児童・生徒の安全対策についてお答えいたします。

子供たちが犯罪の被害に遭う事件が多発しているため、地域が一体となって子供たちを見守っていく必要性が問われている中で、授業中はもとより登下校時、放課後等における必要な措置を講じ、学校内外における幼児・児童・生徒の安全確保及び学校の安全確保を進めることなど、安全対策を推進するための体制整備が重要と考えております。

そこで、子供の安全を守るための対策として、学校、保護者を初め各種団体の地域住民、警察の皆様の協力によりまして、「子ども110番」活動や毎月8日を「子ども安全デー」と位置づけ、通学路の巡回等を実施してきたところでございます。さらに、平成16年7月には、岬町学校安全ボランティアを公募し、平成18年2月末現在、94名のボランティアの方々により、日々、登下校時の通学路で巡回活動等に取り組んでいただいているところでございます。

また、本年1月には各小学校安全マップをPTAや地域の方々の協力のもとに作成し、各小学校、幼稚園、各保育所、そしてボランティアの方々に配布し活用していただいているところでございます。また、本年の取り組みの総括として、3月25日に地域安全大会を開催し、不審者の出没に関する情報等について警察と連携しながら、学校と保護者、地域各種団体の共通理解を図っていく所存です。それに先立って、学校では安

全ボランティアの方々や駐在さんへの感謝の気持ちをあらわす集会を持っております。

今年度も、子供がみずから身を守る力をつけるために、人権教育の一環であるキャンプ事業を継続し、実施しております。また大阪府では、平成18年度に地域安全マップ共有システム事業として、電子地図システムを構築し、市町村における地域の安全情報の共有化を進めることになっております。なお、子供の安全確保推進事業として「地域の子供は地域で守る」をスローガンにした啓発看板を府内全小学校へ配布されることになっております。岬町教育委員会といたしましては、今後におきましても文部科学省からの通達を踏まえながら、子供の健全育成のため、学校、保護者、地域社会との連携、協力により子供の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

最後に、環境教育の現状ということでご質問がされましたので、もうしばらくご辛抱願います。

環境問題を解決するためには、子供のころから環境に関する知識、興味、関心を培うことが必要でございます。環境教育の大切さを認識しているところでございます。また、生活科、社会科で取り上げる教科書の中にも環境をテーマにした記述が多くなっており、鳥インフルエンザ、BSE、災害や気象異常、地球温暖化、オゾン層減少、クールビズ、ウォームビズなどの流行等々に見られますように、環境問題に対する国民の関心は高まっております。

学校では理科の実験等で、水や気体の性質、二酸化炭素と酸素などを取り扱ったり、熱の伝導等々、環境を構成している物質の基礎学習をするとともに、生活排水の流れ、酸性雨の調査、地球温暖化など公害についての学習、町の環境諸施設、美化センター、し尿処理場、逢帰ダム、上下水道の様子を見学や聞き取りをしています。また、各小学校では、PTAと協力してアルミ缶回収を実施するなど、環境問題への喚起をしております。中学校では社会科で地球温暖化、砂漠化の学習、京都議定書や地球温暖化に関する法律の学習、また理科では酸性雨、リサイクル、水質検査等の調べ学習、家庭科ではごみ処理の方法、ペットボトルのリサイクル等の学習をしております。

特に多奈川小学校では、平成15年度に財団法人社会生産性本部エネルギー開発環境教育情報センターからエネルギー教育実践校として指定を受けまして、4年生が中心となって保護者や地域に呼びかけ、牛乳パックを集め古紙回収業者へ出すことにより、トイレットペーパーにかえる取り組みをしております。また、5年生が新聞社の見学に行き、新聞紙という資源をどのように有効活用するかを学んでおります。また、電器工場

では乾電池づくりを体験し、省エネの学習をしております。等々、単に地域にとどまらず体験等を通した実験を重ねております。

また、自然観察としてビオトープが深日小学校、多奈川小学校にできています。子供たちはメダカの観察、ヤゴ取り、固有の植物などの観察を初め、親しんでおります。岬自然愛護会の方々の協力によって、ビオトープで育てたメダカを川に放流する取り組みを初め、自然薯クラブの方々も支えてくださっております。また、淡輪小学校では、学校林があり、PTAや地域の方々や森林組合の協力を得て、植林から20数年、立派な木に育っております。今後とも本町においては、環境教育が生き方を問う学習としての人権教育の観点から取り組まれるよう、学校への支援、指導をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

和田博之議長 松永事業部長。

松永事業部長兼事業課長 それでは、私の方から都市基盤の2点についてお答えさせていただきます。

まず、土砂採取地の活用ということでございますが、土砂採取地の活用につきましては、昨年の5月に7,000万立米の土地の土砂の搬出が終わりまして、現在ベルトコンベヤーなどの土砂搬出用設備の撤去とともに、跡地の利用ができるよう用地の造成工事を行うなど順調に進んでおります。本年の夏前ごろには撤去工事と造成工事が完了する見込みであります。また、跡地へのアクセス道路となる府道木ノ本岬線からの進入路の整備も、現在着々と工事を進めている状況であります。

今後のインフラ整備につきましては、議員お示しのとおり、平成18年度においては町が受託事業として園内の道路整備と排水路整備を計画しておりまして、事業費は6億円の予算を予定しております。この事業につきましては、本来なら大阪府が直接事業実施するところ、本町の財政状況と地域の活性化のために、大阪府の財源をもとに町が受託事業として取り組むこととしております。また、19年度以降についても引き続き園内道路整備、排水路整備、多目的広場、緑地等の整備など計画しておりますが、現在詳細設計中であり、今後においても大阪府と町の役割分担の中で精力的に取り組んでまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

次に、多目的公園の具体的な整備方針でございますが、今までの公園は公共が行うものといった概念がございましたが、この多目的公園につきましては民間も整備のパート

ナーとなって、共に作り上げていくという方針を立て、公共と民間が協働で創造する多目的公園という基本コンセプトを策定しております。

整備に当たりましては、協働、環境、健康を三本柱としており、まず1点目の協働の観点からは、行政、事業者、府民、NPOが協働でつくる空間とし、また民間の事業活動が作り出す空間であることを定義としており、地元の雇用促進や地域振興にもつながることを目的としております。

2点目の環境につきましては、生命、環境、食を学べる空間と水循環、資源循環が実践される空間とし、限られた資源である水の再利用に努め、また事業活動に伴い発生する廃棄物も極力資源として再利用に努めることとしています。

3点目の健康の観点からは、公園や事業所の整備に当たって、緑の復元、せせらぎ整備などを行い、ここに来る人がいやされ、憩うことができる施設整備をし、ウォーキング、スポーツが楽しめ、元気になれる空間づくりとし、園路や広場を設けることにより健康に資する施設を整備するものです。

以上の基本コンセプトを柱に、行政、事業者、府民、NPOそれぞれが役割分担を担うこととし、行政としては基本コンセプトの実現を目指し、プランナー、コーディネーター機能を担い、道路、水路などのインフラ整備や緑地の整備を行い、これらの施設管理を行います。事業者は、進出に当たっては地元の一員となって、新しい里山の空間、多目的公園整備に努め、事業活動に際して資源循環に取り組んでいただくとともに、安心・安全な食の生産確保に努め、開かれた事業活動を展開する中で、施設についても積極的に開放していただけるよう計画しております。府民、NPOにはアドプト手法により、植樹活動や緑地管理への参加をお願いし、ピオトープなどを活用し、自然生態の保護活動や観察学習活動を行っていただく計画としております。

以上が多目的公園の基本コンセプトでございます。

次に、企業誘致の状況についてでございますが、現在、多目的公園としてのイメージコンセプトに沿った事業活動が期待できる果樹農園や果樹加工、鶏卵生産加工事業など、農・食に関連のある複数の事業者と協議を重ねているところであります。特に昨年来、茨城県に施設のある鶏卵生産加工事業に関連する企業と具体的な条件面の交渉を進めており、議員お示しのとおり、この3月に議会議員を初め、多奈川財産区、多奈川区長会、水利組合の代表の方々に進出する企業の理解と施設の安全性を深めていただくために現地視察を予定しているところでございます。また、果樹農園や果樹加工関連企業

についても、現在大阪府ともども条件面などの具体的な交渉を進めており、今後具体的な内容がまとまり次第公表してきたいと考えております。本町にとってはこの跡地の利活用が最重要課題であり、早急に跡地利用者を決定し、地元の雇用の創出や税収の増、また地元商業のメリットや地域振興が図れるものとして精力的に取り組んでおりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第二阪和国道の延伸についての部分でございますが、まず初めに現在の取り組み状況について報告させていただきます。

第二阪和国道につきましては、議員お示しのとおり、17年3月に岬町淡輪ランプから和歌山市大谷ランプの区間が調査区間に指定され、そのうちの岬町淡輪ランプから岬町深日ランプの区間につきましては整備区間に指定され、岬町域における事業化区間は1.7キロメートルから3.9キロメートルとなりました。事業区間のうち、現在淡輪ランプまでの早期供用に向け事業が進められているところであります。阪南市境界から淡輪ランプ間の進捗状況につきましては、阪南市域から番川までの区間において精力的に用地買収が進められており、買収率といたしまして、平成18年2月末現在、面積ベースで95.7%となっております。また、用地買収が完了した区間においては文化財調査も行われております。番川以西の区間については用地買収に向けた境界確定作業が進められておるところであります。今後は、用地買収等が完了した区間から準備工事に着手すると聞いております。以上のように早期供用に向けて事業が進められているところであります。

以上が現在の取り組み状況でございますが、第二阪和国道の早期延伸は岬町の悲願でもあり、これまで早期延伸に向けて精力的に取り組んできたところであります。今後、第二阪和国道事業は、阪南市境界から淡輪ランプ間においては、準備工事及び本体工事着手、さらには深日ランプまでの早期供用に向けた調査設計という重要な時期に差しかかっており、より一層精力的に取り組む必要があると考えております。

また、議会におきましても平成16年度に和歌山市岬町第二阪和国道延伸連絡協議会が設立され、岬町・和歌山市間の南進北進同時着手という活動も精力的に行われております。平成18年度は第二阪和国道事業において非常に重要な時期であると考えており、今後より一層、第二阪和国道の早期延伸に向けて取り組んでいく必要があると考えております。

議員お示しのとおり全員協議会において報告させていただきました機構改革案によ

り、本町のまちづくりの根幹となる第二阪和国道の推進のため、第二阪和等プロジェクト推進課を設置する案となっております。今後は事業主体である浪速国道工事事務所とさらなる連携を図るとともに、地元自治体として岬町一体となり第二阪和国道の早期延伸に向け事業推進に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

和田博之議長 川端議員。

川端議員 時間もだんだんとあれやから要望ということにしておきますけども、先ほど行革のところ、ボランティアの意気を高揚するための表彰制度を設けるというところで回答がなかったので、これについても、またこういうことも検討してほしいということの要望ということにしておきます。

それとあと、乳幼児の医療費助成制度拡充についても、やはりできるだけ努力してほしいということをお願いしておきます。

それとあと、健康づくり推進条例も、先ほど部長は全町的に考えると言うてくれたはず。やっぱりいろんな健康につながる施策を一本化にして、してほしいなと思います。ところによれば朝ご飯条例をつくってやってるところもありますので、そういうところを、先ほど教育の方でも「早寝早起き朝ご飯運動」ということも言っていると思いますので、そういうとにか健康につながる施策を一本化して、健康づくり推進条例を制定することによって、またこのことによって医療費が削減されたら財政の軽減につながっていきますので、何とかこれをしてほしいなと思います。

それとあと、キャップの方なんですけども、やっぱり子供の安全対策を、何といても子供さんに24時間ついて回るといふわけにいかへんで、やっぱり自分の中から自分を守っていくというためのこのキャップ、キャッププログラムというたら非常に大事です。

私も何年か前にもこれを取り上げて質問したんですけども、理想的には就学前プログラム、小学生プログラム、中学生プログラムと、1人の子供さんが最低でも3回学習するのが理想なんです。それとともに、また保護者の方もともに学習し子供さんをフォローするという、そういう体制をつくるということが理想なんです。当町におきましては4年生で1回するというところをお聞きしてるんです。できるだけこれを就学前、小学生、中学生、また保護者の方もできるというようにまた検討していただきたいなと思います。

それとあと、読書、司書教諭なんですけども、やっぱり専任の司書教諭がきちっとは配置されてないと思いますので、その辺もまた充実していただくということと、また読書ボランティアの方が地域で頑張るのに十分また配慮していただきたいなということをよくお願いします。

あと、男女共同参画についてだけちょっと町長にもお尋ねしたいんですけど、結局言うたら今現実に本庁の中でも、本庁の中の女性職員の数というのが20%を切ってるんですね。そしたら今回のいう機構改革でかなり、兼務の方もあるかもわからへんけども、かなり機構改革をもって幹部職に登用していくときに、そしたら本庁の中で女性の管理職に登用できるのかといったときに、今すぐといったら本当に厳しいなという状況かと思うんですね。かなと私は思うんです。それで、やっぱりそういうことを見据えて、雇用の仕方とかも今後考えていただかないと、今現在管理職6人いてるとお聞きしたんかな、それで結局その6人というのは、言うたら保育所関係、幼稚園関係なんで、本庁の中でやったら教育の先生お1人だと思います。

だから、さっと女性の人を管理職に登用できないというのは、やっぱり今までからずうっとそういう下準備をしてないからできないんであって、町長は今ずっと、先ほども町長の施政方針の中にありましたように、ずっと区長さんの意見を聞いて歩いて、それを生かしていくって、それで私もずっと現場を回ったときに、今回石田町長はずっと歩いてはるって。で、お金はないけども、とにかく厳しいところからお話を聞いて、厳しいところから手を打っていくという思いで歩いているという、すごいなということ、住民さんからもそういう声を聞いてます。

私はやっぱり町長、話があちこち行くんですけども、やはり女性の視点というのは生活者の視点ですので、やっぱり女性の声を大事にするところに町の繁栄というのもあると思いますので、その辺で町長、今後についてどのようにこの男女共同参画に力を入れるかということ、ちょっと町長にだけ回答いただいたら私の質問は終わりたいと思います。

和田博之議長 石田町長。

石田町長 ただいまの川端議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、男女共同参画につきましてですが、先ほど中口総務部長の方からご答弁させていただいたように、各審議会委員等における比率、これは積極的に女性委員の比率を引き上げたいという形に考えておりますし、ますますそういった形の総合的な取り組みの

もとで男女共同参画社会を実現してまいりたいと思っております。

そしてまた、最後ご質問ございました当職員のことでございますが、確かに議員ご指摘のように、出先機関の職員が66名中52名という形で、率にして78.8%と非常に高くなっており、それに反しまして本庁に勤務する職員は112名中、女性職員19名という形で、率にして17%しかいないというのが現状でございます。

ただし、私が昨年10月に就任して以来、すべての職員さんの面接を行いました。その結果、私は現在の本庁に勤務している女性職員の中で、管理職に値する者が私はあるという判断をいたしております。また、今までそういった形で職員の資質も上がってきていると思っております。したがって、今回の機構改革で予定しております人事につきまして、何名かは女性の管理職が出てくるというふうに考えておりました、またそうせざるを得ないといえますか、そうするべきだというふうに考えておりますので、ご期待いただきたいと思います。

以上です。

川端議員 ありがとうございました。

和田博之議長 公明党、川端啓子議員の代表質問が終わりました。

これをもって会派代表質問を終わります。

お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

休憩します。4時5分から再開します。よろしく申し上げます。

(午後3時55分 休憩)

(午後4時 5分 再開)

和田博之議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続きまして、会派に属さない議員の大綱的質疑を受けたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。出口議員。

出口議員 済みません。18年度の町政運営方針について、町長にちょっと一言お聞き

したいと思います。

「自然を生かして、いきいき魅力満載のまち」という形の中で、有害鳥獣の件がございます。その有害鳥獣の件に関しまして、18年度も引き続き駆除を実施していただくという形になっておりますけども、今現在の町長が有害鳥獣に関するどういうところまで把握されてるか、そして今のこの形の中であれば、あくまでも人頼みで、行政、町としてどういうふうな形で方向性を持っていくのかなということをちょっとお聞きしたいと思います。

和田博之議長 石田町長。

石田町長 出口議員のご質問にお答えさせていただきます。

ただいま私が認識しているところでは、協議会の皆さん方に多大なご負担をおかけして実施していただいているという状況かと思えます。そしてまた、一番現在問題になっておりますのが、捕獲した特にイノシシ等の処理の問題でございます。これにつきましては、それを町の機関で処理できないかというご質問をいただいております、いろいろ検討している段階でございます。

まず、現在一番問題になっておりますのが、火葬場での犬、猫等の焼却炉での焼却という点につきましては、現在のところやはり野生のイノシシにつきましては非常に油分が多いというところで、かまがもたないという判断をいたしております、あと残された方法としましては、焼却炉の方で焼却すると。ただ、当町の焼却炉の構造からしまして、下の部分が非常に狭くなっておりますので、頭蓋骨等がきれいに焼け切らなかったらそこで詰まってしまうという問題等が出ておまして、ある程度の大きさに切っておればそれを投入して焼却することができるんじゃないかという形で、現在検討いたしております。この辺につきまして協議会の皆様と、できるだけご負担をかけなくて済むように今後も鋭意お話し合いを進めていって、いい方向を模索できないかなというところで協議していく段階に来ておるといって現在認識しております。

以上でございます。

和田博之議長 よろしいですか。出口議員。

出口議員 今の町長の回答では、まあ捕獲後という形ですけども、実際に今現在私も2年間そのメンバーとして動いておりますけども、これから先2年たって、約1年半、半年ほど前からもう動きが鈍くなっております。実際にその捕獲にかかわる方々はほとんどはもう動いておりません。特に4名の各地区の担当者の方に動いてもらっております

けども、実際は農業委員会さん、実行組合さん、もうほとんど動く方はおられません。そういう中で、その前にもありましたけども、南条池のコイとか田の畦畔とか、そういうものはイノシシの被害に対して、何ぼ田の畦畔、池の堤を補修してもとても間に合わない状態であるということ認識をしていただかないと、なかなかこの仕事はできないと思います。

だから実際に行政の方、特に松永部長は現場も確認してもらって、この仕事の大変さということも00認識しておりますけども、やはりもっと本当に住民の方々のことを思う、もしくは農業関係の方々のことを思うのであれば、もっと町が力を入れて本腰になっていかないことにはとてもこの有害鳥獣駆除の対策はできませんわ。それを特に声を大にして私は要望いたしますけども、幾ら取ってもイノシシは減りません。それをもっと実際に町長も本当に、今川端議員がおっしゃったように町長になってから各区を歩いたというのはなかなかご立派だと思うんですけども、もっとも自分の体で本当にイノシシの怖さというのを体験しないことには、みさき公園の上の14区の方々は玄関の前まで、夜5時になったらもう何頭も出没します。そういう中で被害があった後から、特に人間に被害があった後からそういうふうなことがまた陳情があった場合には遅いと思いますので、もっとも本当に有害鳥獣に関しましては、農業の後継者もおられますので、もっと力を入れていただきたいというふうに思います。

ちょっと松永部長にお尋ねしたいんですけども、特に今まであまり皆さんには知らされてなかったですけども、少し今までの経過もこの場でお話し願いたいというふうに思います。やはりまた議員の方々にも特に協力してもらわないとできることではございませんと思いますので、よろしくをお願いします。

和田博之議長 松永部長。

松永事業部長兼事業課長 有害鳥獣対策協議会の今までの経過というような形でございます。私が一昨年の2月ごろにちょうど担当、地域振興課長をして半年、1年たつところでしたんですが、出口議員と竹内議員のお話で、イノシシが今おっしゃったように14区の家の前を、ごみをあさりに出てくるというようなことでございまして、いろいろと何とか駆除するために方法はないのかということで、その当時、もうお亡くなりになりました淵原登さんが農業委員会の会長さんでございまして、一緒に協議させていただいた中で、農業委員会と町とで資金を出し合って有害鳥獣対策協議会を立ち上げて、その中でイノシシを駆除していこうということで当時、今もそうですが、深日

の川端さんがイノシシを飼っておられて、なおかつ捕獲の方法についても長けておられて、ご協力をいただきながら、淡輪で南原さん、深日で川端さん、多奈川で西田さん、それから孝子の的羽七郎さんという4人の方をお願いして始まったということでございます。

岬町の取り方はよその取り方とちょっと違いまして、よそは有害鳥獣対策協議会というのはございませんで、大体普通は鉄砲で追い回して捕獲すると。阪南市なんかは猟友会に頼んで年に何回か出動していただいております。ただ、それですとほんの数頭しか取れないということでございまして、岬町の場合はオリを設置しまして、小さいものは三六板ぐらいの大きさの四角いオリなんですけど、大きいものになりますと20畳ぐらいはありますかね、そのぐらいのオリで深日の棟合のあたりでは捕獲しているということで、かなりの頭数を捕獲しております。

そして、初年度にかなりの頭数を捕獲したんですが、またかなりこれで減るやろうという予測をしたんですが、次年度、昨年度におきましてまた同じような頭数が取れたということで、イノブタに多分なってるんでしょうけど、1回の出産頭数がイノシシだと1頭~2頭の話なんですけど、イノブタですので5~6頭を1回に産むというようなことで、全然イノシシの頭数は減っておりません。ですので、毎年同じだけ取れてるという状況でございますので、その処分についても有害鳥獣対策協議会、今は川島淳吾さんが会長をしておられて、ご相談にもお見えになられまして、住民部長とも話をしながら、処分の方法について何とかしたいというふうに考えているところでございます。

18年度におきましても、協議会の委託金としまして81万4,000円のお金を計上させていただいて、今後の運営についても一緒にやっていきたいということで、非常にご迷惑をおかけしてご協力いただいているわけでございますが、今後ともひとつご理解していただきまして何とか、根絶というのは非常に難しいと思います。ですけども、続けていかないとどんどん農業被害がふえるという状況でございますので、今後とも頑張ってもらいたいと。私たちも頑張ってもらいたいということで、ご協力をお願いしたいということでございます。

以上でございます。

和田博之議長 よろしいですか。出口議員。

出口議員 今、松永部長から最初の有害鳥獣の構成から現在まで説明してもらいましたが、実際に一番負担のかかっている方は、今の川端さん、西田さん、そして孝子の的

羽さん、それで南原さんと、4名なんです。一応81万円の予算は組んでもろておりますけども、実際に年間にその4人の方々にプラスアルファ、エサ代が年間約300万からかかってきます。後の処理も特に汚物の業者に出したりという形で、その方々にたくさん負担がかかっております。その辺もよく町の方々もご理解していただき、また議員の方々もご理解していただいて、とにかく農業の後継者づくりと、また町の心のために特に協力願いたいというふうに思います。

以上です。

和田博之議長 要望でよろしいですか。

出口議員 はい、結構です。

和田博之議長 ほかに質疑ございませんか。はい、田島議員。

田島議員 ちょっと出口議員に関連するんやけど、今の説明で松永部長ね、かなりの数取ってますと、かなりの数を取ってると。そして、この予算書を見たら前年度は94万7,000円、本年度当初予算では814万、減額が13万3,000円と。減額するということは捕獲も成功したんかなと、僕はそういう考えのとらまえ方をしていたわけですね。そして、人員が足りないとか、いろいろ問題が生じているので、去年の決算委員会でやっぱりこういうことを言うておくべきと思うんです。なぜかというたら、決算というのは次年度の当初予算にやっぱり反映するために、決算の時点でこういうぐあいに人員も足らんしエサ代も足らんと、こういうことやから当初予算というのはこういうぐあいに組んでくれと。やっぱり決算委員会で言うべきであって、そして当初予算、今回減額されてるんでね。

そういうことで、頭数、事務局の方おるかな、駆除の事務局の方に聞きたいんやけどね、前年度の頭数についてどれだけ捕獲していただいて、そしてあちこちに出没してるということについては、地域、全町からどういう苦情が出ていると。そういうふうなものやはり数字的に出しておかないと、当然こういう駆除に対してのお金を執行するに当たって、毎年度毎年度、決算の時期においてやはり予算の成果の評価をせないかんと思うんですわ。これを踏まえて、これから頭数がふえてるんで、そしたら予算についてもどの程度要るかということ算出すべきと思うんで、これから、本年度も様子を見て、そして昨年ではどのぐらいの頭数が出没して捕獲して、そういうふうな作業の成果評価もしていただかんと、かなりの数でといたら僕らもどの数かわからんし、当然やはり従事されてる方は大変と思うんで、もしそのメンバーで追いつかなんたらまた何ら

かの対策をとるべきと思いますので。やはり今ご苦労されてる駆除の方のあまり負担にならないように。

どうしても頭数が多くて、やはり危害が加わるようになれば、農作物以外に人体に危害が加わるようになれば当然やっぱり町としても責任を追及されますので、ひとつ頭数については今この場で説明できなかつたら、また頭数についても実態把握して、駆除の頭数、そしてイノシシというのはどの程度ふえるかと、そういうのは一遍データを出してもらって、今年度の決算のときにはまた僕が質問させていただきますので、やはりデータを出さんと、かなりの数とかエサ代が何ぼ要るかではやっぱり予算も組めんと思いますので、決算の時期には当然そういうデータを出せるようにひとつ要望しておきます。

和田博之議長 田島議員、今回の付託委員会の中、田島議員は事業民生と違うんですけども、そこで出してもらって、それでよろしいですか。

田島議員 結構ですよ。

和田博之議長 はい、そういうふうに出してもらおうようにします。

田島議員 やはり議員さんが全部把握してもらったら。

和田博之議長 それで、付託委員会の中に出してくれますか。そういうことでお願いします。そういう措置でよろしいですか。

田島議員 結構です。

和田博之議長 ほか。はい、竹内議員。

竹内議員 済みません。ここの町長の町政運営方針の1ページ目の中ほどなんですけれども、「私たちに課せられた責務をどのようにして果たしていくのか、また、限られた財源の中で、自治体経営をどのように進めるのか、これまでも増して「自律し得る自治体」としての経営感覚が問われています。」と、その次なんです。「但し、経営感覚だけが先行し、採算の取れない事業はすべて行わない」、そこまではまだいいんですが、その後の「という姿勢は私たちはとるべきではない」という形のことが載っておりますので、言葉の綾だと思うんですけども、これを読むと採算の取れない事業でもするのかと、まして町長の公約の中に住民に負担をかけないというような公約がありますので、その辺のところはどういう形で考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

和田博之議長 石田町長。

石田町長 ただいまの竹内議員のご質問にお答えいたします。

事業という言葉の中には多々あると思います。よく私が民間の経営をしているということで、すべて民間の経営感覚を持ち込んで行政ができるのかというお言葉をよくちょうだいいたします。それにお答えするところが、例えば福祉の事業につきましては、これは幾ら採算をベースに考えて、どれだけお金かけた分、どれだけ負担するのかという形、これは当然採算が合わなくても我々はしていかななくてはいけない事業があると思いますし、また町政運営方針の中でも述べましたように、ごみの有料化も検討いたしておりますが、これを例えばごみの今現在かかっている経費をすべて今のごみの量で換算して、例えば1袋、それが経費500円になってしまったと、そしたらその500円をすべて有料にするのかという形は到底考えるべきではない。そういったところであえて、コスト意識はもちろん大切ではございますが、採算ばかりを考えてすべての事業を考えるべきではないという形で、あえて入れさせていただいた文言でございます。ご理解ください。

和田博之議長 竹内議員。

竹内議員 よくわかりました。それ以上話を進めると、また後の条例のことにもなると思いますので、この辺で打ち切りたいと思います。

和田博之議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

---

和田博之議長 日程25、議案第20号「工事請負契約中変更の件（公共下水道污水管埋設工事（20-5）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程25、議案第20号、工事請負契約中変更の件（公共下水道污水管埋設工事（20-5））でございます。

提案理由といたしまして、本工事は現在施工中でございますが、この現場は祇園橋の手前、畑山線を走りまして祇園橋の手前の山側に行く町道大日美崎苑線において、今現在工事施工しておりますところでございます。工事内容の一部変更により契約金額の変更が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約金額の変更がございまして、変更前においては4,725万円のところ、変更後5,006万8,200円の請負契約の変更でございます。変更額が280万7,800円ということでございます。

契約の相手方は大阪府泉南郡岬町多奈川谷川2326番地の12、芳山建設株式会社、代表取締役芳山龍二でございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。中原議員。

中原議員 済みません。この変更なんですけれども、前もって予測できなかったのかどうかということと、どういった変更内容なのか、ちょっとわからないので、ご説明いただきたいと思います。

和田博之議長 末原部長。

末原上下水道部長兼水道課長 それでは、変更の理由について説明させていただきます。

先ほどの場所については、淡輪の祇園橋から水道道というか、大日美崎苑線を通りまして、フジ住宅にかける下水道の施工になります。この場所について実施設計を行っており、今回の変更理由につきましては、ガス管とか水利組合が管理する道路の中に埋められた管渠がございます。この管渠については事前に実施設計のときに把握しているわけなんですけど、実際に工事を始めまして試験掘りをしますと、若干その位置がずれておったりとか高さが変わったりということがありました。また、その管を保護するための巻きコンといいまして、コンクリートを巻いていると、そのような状況の中で、管の深さを一部深くしなければならぬということが生じました。これが約200万ほどかかっております。

また、宅地の中に基本的にはますを設置する予定になっているんですが、家の方から道路上に設置してほしいということがありましたので、道路上に設置しますと当然、車が走ったりしますので鉄ぶたにかえると、そのようなことで約10万円。そして、本管の布設延長が4メートルほど、これも地権者の理由で延びましたので、これについて約30万。また、間口の大きい家がございまして、その場合には2つつける権利もございまして、それで5カ所追加となりまして、合計40万、これで約280万の追加となりました。

以上です。

和田博之議長 中原議員、よろしいですか。

中原議員 はい。

和田博之議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第20号「工事請負契約中変更の件(公共下水道汚水管理設工事(20-5))」を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第20号は可決されました。

---

和田博之議長 お諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、この際延長いたします。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 ありがとうございます。

---

和田博之議長 日程26、議案第21号「損害賠償の額の決定及び和解の件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。事業部長、松永英三君。

松永事業部長兼事業課長 日程26、議案第21号、損害賠償の額の決定及び和解の件についてご説明いたします。

町道畑山線で発生した車両損傷事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり議会の議決を求めるものです。

提案理由といたしましては、町道畑山線で発生した車両損傷事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、1、損害賠償及び和解の相手方、大阪府阪南市舞4丁目11番18号、木塚雅嗣氏であります。2番、損害賠償の額でございますが、5万9,000円でございます。3、事故の概要でございますが、木塚雅嗣氏は、平成17年12月23日に町道畑山線から町道美崎苑西線へ左折する際、道路側溝に設置しているグレーチングがはね上がり車両後部バンパーを破損したものでございます。

本件につきましては事業民生委員会に付託と聞き及んでおりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業民生常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。鍛冶議員。

鍛冶議員 最終日の町長の専決処分事項を指定する件に関連するかもわかりませんが、こういう事故が発生しますね。今のこの本件の損害のように。といいますのが、町道でいろいろ家を建てられたり、そのほかもろもろ建築した場合に設備、水道、ガス、電気は上ですからあれですけども、その場合にせっかくきれいになってる町道をほじくり返して、また復旧はされますけども、その復旧程度の大小によってこういうようなことが絡んでくると思うんです。そういう点で後の検査ですかね、復旧した後業者が、その辺の基準、どういう程度でやっておられるんか、参考までに聞きたいんです。

和田博之議長 松永部長。

松永事業部長兼事業課長 大きくは開発の接続関係で大きな管を入れる場合と、住宅を建てるときに水道管を目の前のところから50センチ程度穴を掘って埋めるというものまでいろいろとございますが、大きな開発につきましては開発指導要綱の中で指導して、その影響範囲に基づいて道路を全面復旧するとかいろいろな方法で指導はしているところでございます。水道なり、ガス管というのはほとんどございせんが、水道管なんかを埋める場合は埋め戻しの基準というのを水道課で設けておまして、その基準に基づいて直していただいているというふうに判断してるところでございます。走っておりまして、あまりひどいところについては業者を特定いたしまして、再度やり直しという

ふうな指導もしてるところでございますが、なかなか埋め戻すのに、普通の土で埋め戻しますとどうしても沈んでしまうということがございまして、今は水道課の方では採石を埋め戻して沈まないようにするという形でやっておりますので、かなりましにはなっておりますが、昔は土を埋め戻して、ちょっとしたらすぐに引っ込んでしまうというようなこともございまして、そういうことのないように努めているようにしているところでございます。

以上でございます。

和田博之議長 鍛冶議員。

鍛冶議員 説明でわかりましたけども、水道の方でチェックされる大体のポイントですね、これは後日で結構ですから文書でいただきたいと要望します。

和田博之議長 委員会付託なんですけど、委員会に入っていないんですけども、委員会の方で資料を出したらよろしいですか。

鍛冶議員 そうですね。

和田博之議長 委員会付託ですから。

鍛冶議員 はい、お願いします。

和田博之議長 そしたら委員会の方でその資料をまた出していただけますか。そういうことでお願いします。

ほかに質疑ございませんか。田島議員。

田島議員 もう少し詳細に事故の概要を教えてほしいんですけどね、「左折する際、道路側溝に設置している」と、これはそのグレーチングというのは道路に並行してあるものか、それとも道路をまたいでグレーチングがあったのか、この点確認したいのと、そして、この事故発生から今日に至るまでの取り扱いというんですかな、運転手が直接こっちに来られたんか、警察の方へ届けしたんか、そして賠償額の査定ですな、どういう金額になったのか、そして車両はどんな車両か、ちょっと教えてほしいですけど。まずこの点について。

和田博之議長 松永部長。

松永事業部長兼事業課長 お答えさせていただきます。

グレーチングでございますが、畑山線の南海の高架下でございますね。そこからアララギ歯科へ抜けるところから左へ曲がる道があります。線路沿いに左へ曲がる道。そのところに畑山線沿いに側溝がございまして、それをグレーチング、ふたで入るよう

に、全部ふたをして、ずうっと道ですから当然ふたしているんですが、その一番端が、これぐらいの切れ端になっておりまして、なおかつボルトとめとかというような形じゃなしに、上へパッとふたするようなグレーチングでございまして、その多分端を踏みはったんやと思うんですけども、それが跳ね上がって、バンパーのところへかんだみたいですね。それで、バンパーがベリッとめくれたような状況になりまして、割れております。それを修理して、この5万9,000円というのは修理した施工業者からの請求書の額が5万9,000円ということでございまして、この点について保険会社と協議して、内容について精査したところ保険で満額保障できるという形でございますので、5万9,000円の賠償額とさせていただきます。

それで、車につきましてはちょっと私、現物は見ておりませんで、ここに写真がございしますが、多分普通乗用ではないかなというふうに思うんですが、直接私どもの方へお話がございました。

以上でございます。

和田博之議長 車についてはまた委員会の中で付託されていますので、そのときでよろしいですか。

田島議員 はい。

和田博之議長 田島議員。

田島議員 そのグレーチングの部分については、側溝というたらこれは生活用排水路になるのかな。道路と違うわな。

松永事業部長兼事業課長 いや、道路に。

田島議員 一部に指定してるの。一応道交法上道路というのは、側溝は道路と言えへんわな。路側帯のぎりぎりから側溝までが、ぎりぎりまでが道路といいますんよ。側溝からこっち、50センチなら50センチが路側帯、そこから車道になるわけです。ですから、側溝の上というのは、これは道路じゃないわけですな、僕の解しているのは。ですから、そしたら道路外のところを通過して跳ねたという形になると思いますけども、泉南の事故の方とは全然関知してないの。自損事故になると思うんですけども、この方。管理責任を問われりゃ結局町としては賠償責任がありますよ。しかし、道路になるのであればそれは当然自損事故になる。道路と違ったら結局管理責任を問われることもないと思うんですけども、僕の個人的な意見では、ここの見解、どんなものですか。

和田博之議長 松永部長。

松永事業部長兼事業課長 お答えします。

側溝は道路側溝でございますが、道路の構造物の一部であることは間違いありませんが、なおかつ、今回の場合は車が走ると並行にある側溝ではございませんで、畑山線とは並行にあるんですが、こっち側に入る道の、横断してる側溝になってるわけです。

田島議員 左折に沿った側溝やな。

松永事業部長兼事業課長 T字型に道路がなってます、そのT字型のところに沿って、畑山線沿いにずうっと縦に側溝がありまして、その上を渡らないとこっちの道に入れないという、そういう側溝でございますので。ちょっと説明がわかりにくいと思いますが。

和田博之議長 部長、委員会のときにまたその図面をつけるようにお願いします。それでよろしいですか。

田島議員 それやったら道路です。

和田博之議長 ほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 ないようですから、これをもって質疑を終結します。

ただいま議題となっております「損害賠償の額の決定及び和解の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業民生常任委員会に付託いたしたいと思いません。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会に付託することに決しました。

---

和田博之議長 日程27、議案第22号「阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置に関する協議の件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。住民福祉部長、芦田貴志雄君。

芦田住民福祉部長兼保険年金課長 日程27、議案第22号、阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置に関する協議の件について説明いたします。

提案理由といたしまして、障害程度区分認定審査会事務を2市1町共同で処理するために、地方自治法の規定により議会の議決が必要なため、議会の議決を求めるものでご

ざいます。

議案をお開きいただきまして、共同設置規約（案）の概要について説明申し上げます。

第1条については、共同設置する阪南、泉南、岬の名称を規定しております。

第2条で、この審査会の名称を阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会と、名称を名づけております。

執務場所につきましては、旧尾崎保健所であります。現在は阪南市立保健センター分室となっております。これは現在、介護保険の認定審査会もこの会場で行っています。

委員の定数については25名以内とするのが第4条の規定です。

第5条では、委員の任命方法については、関係市町の長の協議によって、阪南市長が任命をするということになっております。

各市町村がこの認定審査会の費用に係る負担について、どういうふうに負担をするかというふうに定めているのが第6条でございます。

この審査会の予算については、第7条で阪南市の予算で一般会計を使用するという規定でございます。

第8条、決算報告については、阪南市長は、この決算が阪南市議会で認定されたときには、それ以外の泉南市長、岬町長に報告をしなければならない義務を課しております。

第9条については、審査会の事務の管理及び執行に関する条例規則その他の規定について、阪南市の例によっております。

第10条について、委員に関する条例、規則その他の規程について、阪南市が規則を制定あるいは改廃する場合には、他の2市町と協議をするという定めでございます。

この認定審査会の庶務については、第11条で阪南市において行うという規定をしております。

第12条が規則への委任、第13条については補則でございます。

なお、附則としまして、この規約は、平成18年4月1日から施行するとなっております。第2に泉南市長、岬町長が、この9条の事務に関する条例、規則その他の規程について、阪南市の次に掲げる条例等を公表しなければならないという義務を課しております。

ご存じのように介護保険制度については認定審査会、同じく2市1町で行っているところで、今回、障害者自立支援法の施行に伴い、障害者が福祉サービスを受ける際に障害者の程度区分の認定を受けなければならないということから、2市1町で同じように共同で認定審査会を設けようというふうにしたものであります。

なお、平成18年度につきましては、阪南市がその事務局を担い、以後3年ローテーションで、次に泉南市、次に岬町、そしてまた阪南市に戻ってくるというようなローテーションを考えております。そのため、この審査会の庶務、第11条で阪南市から泉南市あるいは岬町に切りかわった場合については、この規約の改正が必要になるということとであります。

なお、本議案につきましては事業民生委員会に付託の予定と聞いておりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業民生常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置に関する協議の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業民生常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会に付託することに決しました。

---

和田博之議長 日程28、議案第23号「町道路線の認定の件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。事業部長、松永英三君。

松永事業部長兼事業課長 日程 28、議案第 23 号、町道路線の認定の件についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、道路法第 8 条第 2 項の規定によりまして町道路線の認定を行う必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしましては、次ページ、新規町道路線認定調書をごらんください。裏面でございますが、1202、美崎苑 1 号線、これは今先ほどの事故のあった、ちょっと向こうに行ったグンゼの保養所跡のところの道路でございます。

1203、御陵南 2 号線というのは、柴崎商店、キリンビールの配送所のちょっと向こうにあった、今も建物が建っておりますが、開発の跡でございます。

2234 の深日港 5 号線から 2236 の深日港 7 号線までの 3 路線は、深日港の前の新正水産の跡の開発でございます。

2237、灰吹池西 1 号線、これは灰吹池グラウンドの下の、3 戸ほど開発があったと思います。その開発の道路でございます。

5032 の望海坂 3 丁目 1 号線から 5036 の 3 丁目 5 号線までの 5 路線につきましては、望海坂 2 工区の部分でございます。

以上、新規町道認定調書に記載の計 11 路線でございます。いずれも宅地開発により開発者より町道として移管を受けたものでございます。

本件につきましては事業民生常任委員会に付託と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業民生常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「町道路線の認定の件」については、会議規則第 39

条第1項の規定により、事業民生常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会に付託することに決しました。

---

和田博之議長 お諮りいたします。日程29、議案第24号「岬町国民保護協議会条例を認定する件」から日程30、議案第25号「岬町国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例を制定する件」までの2件を一括議題にいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、日程29、議案第24号から日程30、議案第25号までの2件を一括議題にすることに決定いたしました。

それぞれ提出者から提案理由の説明を求めます。事業部長、松永英三君。

松永事業部長兼事業課長 日程29、議案第24号、岬町国民保護協議会条例を認定する件についてご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、平成16年9月に施行されました国民保護法に基づき、武力攻撃などの事態が起こった際に、岬町における住民等を保護する処置を迅速に実施するため、国民保護計画の策定を都道府県及び市町村に義務づけておりまして、これに先立ちまして、住民等を保護するための処置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会を設置する必要があるため、本条例を制定するものでございます。

今回の条例制定につきましては、国民保護法第39条第1項におきまして、市町村の区域に係る国民保護のための処置に関し、広く意見を求めるため、市町村に市町村国民保護協議会を置くことが規定されておりまして、また、同法第40条第8項の規定により、国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項は市町村の条例で定めることと規定されておりまして、

それでは、お手元の議案書に沿ってご説明いたします。次のページをごらんください。

まず、第1条でございますが、本条例の目的を定めております。

第2条では協議会の委員及び専門委員について、第3条では協議会の会長の職務代理について、第4条では協議会の会議について、第5条では協議会の幹事について、第6条では協議会の部会について定めております。

第7条では協議会の雑則について定めており、この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めるとしてしております。

なお、附則では、本条例は公布の日から施行することとし、関係条例であります非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、委員及び専門委員の報酬を月額7,500円とすることを定めております。

続きまして、日程30、議案第25号、国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例を制定する件についてご説明いたします。

提案理由といたしまして、武力攻撃及び武力攻撃に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した場合に、避難住民等の誘導、避難後の住民等の生活の救援及び武力攻撃に伴う被害を最小限にとどめる目的で対策本部を設置し対処する必要があるため、本条例を制定するものであります。

今回の条例制定につきましては、武力攻撃事態等の危険が認められ、国において事態認定がなされた場合、市町村は市町村国民保護対策本部を設置しなければならない旨が国民保護法第27条第1項に規定されており、同法第31条におきまして市町村対策本部に関し必要な事項は条例で定めることと規定されております。

なお、国民保護法では、国民保護対策本部等に係る規定は緊急処理事態対策本部等について準用することとされており、緊急処理事態対策本部に関し必要な事項も、同一条例の中であわせて定めております。

それでは、お手元の議案書に沿ってご説明いたします。

まず、第1条では、本条例の目的を定めております。

第2条では国民保護対策本部の組織について、第3条では国民保護対策本部の会議について、第4条では国民保護対策本部の部について、第5条では国民保護対策本部の現地対策本部について定めております。

第6条では国民保護対策本部の雑則について定めておりまして、この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は本部長が定めるとしてしております。

第7条では国民保護対策本部に係る規定について、緊急処理事態対策本部に準用することを定めております。

最後に附則で、この条例は、公布の日から施行することと定めております。

以上2件につきましては、事業民生常任委員会に付託と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業民生常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第24号「岬町国民保護協議会条例を制定する件」から議案第25号「岬町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例を制定する件」までの2件については、会議規則第39条第1項の規定により、事業民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

和田博之議長 日程31、議案第26号「岬町海釣り公園条例を制定する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。事業部長、松永英三君。

松永事業部長兼事業課長 日程31、議案第26号、岬町海釣り公園条例を制定する件につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、岬町海釣り公園を整備するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、本条例を制定するものでございます。

今回の条例につきましては12条から構成されております。それでは、お手元の議案

書に沿ってご説明いたします。

まず、第1条では、公園の名称及び位置も含めて、岬町海釣り公園の設置について定めております。

次に、第2条では、公園の施設並びに付属施設について定めております。

第3条では、指定管理者による管理について定めております。

第4条では、指定管理者が行う業務について、第5条では、指定管理者の管理の期間について定めております。

第6条では、公園の開園時間や休園日について、規則への委任を定めております。

第7条では、公園の利用料金に関することについて定めております。

第8条については、釣り桟橋への入園制限等について、第9条では、海釣り公園内における禁止行為について、第10条では、公園内での秩序維持について定めております。

第11条では、損害賠償について、第12条では、規則への委任を定めております。

附則では、施行期日を平成18年4月1日からと定めております。

また、別表の利用料金については、今後の管理運営経費の算定に基づき定めることとし、料金が定まり次第、再度一部改正案を提出させていただきましてご審議願いたいと考えております。

説明については以上でございます。

なお、本件につきましては事業民生常任委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業民生常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。和田勝弘議員。

和田勝弘議員 この岬町海釣り公園条例を制定する件について、この件については事業民生委員会の所管ですので、私は委員でありませんので、大綱的質問をさせていただきます。

岬町海釣り公園条例を制定する件については、私は賛成をする1人ではありますが、この件について4点ほど質問いたします。

1点目は、昨年12月の議会ですか、誠意をもって地元と話し合いするようお願いしたのですが、この3月までに何回話し合いに行かれたのか。また、だれとだれが行かれたのか。また、どのような話し合いになったのか、1点お聞きしたい。

2点目は、先日の新聞報道によりますと、維持管理の採算性は、コンサルト会社に検討を依頼し、ある程度の確証を得たとなっているが、どのような計画になっているのか、お聞きしたい。これが2点目です。

3点目は、海釣り公園条例を制定するに当たって、地権者の強制収用が可能になるのかわからないのか、その点お聞きしたい。これが3点目です。

4点目は、小島、地元の話し合いの中で、一部の方とボタンのかけ違いというんですか、ボタンのかけ違いから話し合いがこじれているが、このままで条例制定をすると後ほど難しくなる懸念をいたしますが、この点について、4点目については石田町長に真意をお聞きしたいと、こういうことでございます。

この4点についてお願いいたします。

和田博之議長 事業部、よろしいですか。松永部長。

松永事業部長兼事業課長 和田勝弘議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、昨年12月にご質問がございまして、それから大阪府空港対策室と、それから土地開発公社、それから岬町の三者で話し合いに3回程度出向いておるということでございます。そして、いろいろと採算性等のことについてご質問があったというふうに聞き及んでおります。採算性ですね。つくったら赤字になれへんのかとか、皆さん議会議員さんも同じようなことでございますが、住民の方もそういうふうに同じように採算性について大丈夫なのかというようなことのご質問があって、そのあたりについてはある程度確証を得ているというようなご説明をさせていただいている。また今後、金額提示等をしてしながら誠意をもって交渉させていただきたいというふうに考えております。

続きまして、維持管理の経費についてでございますが、先般の空港対策特別委員会で資料をお出しさせていただきましたご説明をさせていただいたんですが、料金等、下津の海釣り公園の料金をもとにしまして、あと漁業センサス等で釣り客の人数等も推計いたしました上で計算したところ、悪くても多少の黒字になるんじゃないかというような形の経費計算が成り立っておりますので、維持管理経費も含めまして大丈夫ではないか

なというふうに考えております。

次に、条例制定で強制収用は可能かどうかという件でございますが、この条例制定を現在この議会で行わしていただきますというのは、棧橋等の撤去なり不必要なところの撤去なりとか、それから今は開発公社なりが施設を持っているいろいろとやっておるわけです。それが事業の完了とともに、その施設の引き渡しを受けるために、岬町がこの条例を制定しないと引き渡しを受けられないということがございますので、今回この時期に制定させていただいているということでございまして、強制収用につきましては、この条例を制定したから強制収用ができるというものではございませんで、土地収用法に基づき事業認定、今年度予算を上げさせていただきまして、新聞等に事業説明書の掲載もさせていただきまして、事務を進めておるわけでございますが、事業認定がございましたら基本的には土地収用が可能にはなるんでございますが、これはあくまでも地権者さんの税控除を目的として、土地収用法の方をかせさせていただかないと税控除ができないということでございますので、かせさせていただいておりますので、その辺はご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

和田博之議長 石田町長。

石田町長 それでは、お答えさせていただきます。

この時期に条例を制定することによって、ポタンのかけ違えがというご質問でございましたが、逆にこの時期にきちりした条例をつくった方が、どういったものを我々は目指しているのかというのがかえって明確になるかと思っておりますので、その辺は問題ないかと思っております。

以上でございます。

和田博之議長 和田勝弘議員。

和田勝弘議員 1点目の何回行ったんか、3回程度って。程度ってどういう意味。何回行ったと、だれとだれとが行ったとはっきり言ってくださいよ。行った人ね、言うてもらわんとぐあい悪い。

それと、2点目は、維持管理についてはコンサルタントがと言って、話だけではわかりにくいんで、私がこういうことを言ったらなにですが、そういう資料があればまた、私は事業民生の委員でないですけど、また委員会の方へもし出せたら出していただきたいと、そのように思います。

次に、3点目の税対策というのはわかりましたので、ああ、そういうことやったのかなというので、1点わかっています。

ただ、もう1つちょっと聞いておきたいのは、税はいいんですが、強制収用にも可能になるということですか。これをやりますと可能になると。はい、わかりました。

次に、4点目の、石田町長と私とちょっと考え方が違うようで、あの棧橋についてはもともとやはり土取りのときは借地で、更地に返すということで進んで、返すということで契約がしてありますので、それを更地にもせず返しもせずということで、この条例をつくった方がやりやすいというのは、ちょっと私は合点いきません。ただ、真意を聞いていただければ、別に私がこうせえとかああせえとかいうことはいたしません。とりあえず私の考えはやはり更地にして返すんだと、前にも言いましたが、そういう気持ちで早く話し合いに行ってくださいと言っているのです。それにもかかわらず、この制定したら4月18日からもう条例制定ができるんやと。土地を持ってる方、あまりそういう借地人さんの話をすると、私はあまりしたくないんですが、どういうふうに相手さんは、町長さんみたいにええように勘定してくれたらええんやけど、向こうはやはり気分があんまりいいことじゃないんかなと私は思います。それで町長、もし私が、これやっぱり条例をこしらえたけど、何とかまたどないかするとか町長の考えがあったら言うてくれたらええですけど、何も私からそういうふうには言えとは言いません。とりあえず私としたらこの条例制定するとあとあと難くなるんじゃないかということだけ言っておきます。

以上です。

和田博之議長 だれが行ったと。ただ、個人名じゃなくて役職名で、済みませんが、それでお願いします。できるだけ、本会議ですから役職名という形で何回行った、3回程度で3回か、ほんまは4回行ったんか2回かという、その辺のところを明確にさせたいと思います。

それから、先ほどの資料につきましては、これは委員会の方に資料を出すようお願いしたいと思います。

それと、もう1点は、町長の方からもし補足がございましたらお願いしたいと思います。

それでは、だれか。本会議場ですからできたら個人名は避けたいと思いますので。

亀崎まちづくり推進室長 地権者の方とのお話なんですけども、ことしになってから4

回ほど代理人の方とお会いしております。それで、当事者である息子さんに委任したという形をとられまして、その息子さんと代理人が会っております。それで、町では私と担当の理事と係長等々が面談しております。それで大阪府では、その対策の課長、参事及び主査が同席しております。そしてまた、土地開発公社が今現在借地しております。それに関連して、今用地係というのがこれから買収にかかるのでございます。その担当が2名同席して交渉に当たった経緯でございます。

以上でございます。

和田博之議長 町長、補足ございますか。石田町長。

石田町長 補足させていただきます。

この条例で例えば9条を見ていただきますと、こういった者がどんな行為をしてはいけないとか、あるいは8条のように小学生は同伴者がなければいけないとかいう形で非常にこの施設についての使われ方、またその周りの環境に対することも規定されておりますので、もしその地権者の方が自分の土地にそういった分があって、それが非常に違った使われ方をすると、やはりそんなところにはということが出てこようかと思えますけども、逆にこういった条例をもちまして非常に安全に管理されるなということを認識していただければ、またスムーズに事も運ぶんではなかるうかと思って、かえってこの時期に条例制定の方が適切かなという判断をいたしております。

以上でございます。

和田博之議長 和田勝弘議員、3回目ですから。もうなかったら要望というふうに切りかえてくれたら結構ですよ。

和田勝弘議員 できるだけ、亀崎君も頑張ってくれてるんやと思うんですけど、先日の答弁は松永君がして、「私が誠心誠意行ってきます」と言うた松永君がいっこも行かないという、これもちょっと私はおかしい話やなと。亀崎君が頑張ってる、悪いと言うてるんと違うんやで。行ってるけど、やっぱり松永君が行ってもらわんと、せっかく前に言うたんが何言うたんかわかれへんようになってくる。まあ。おがりたくないし、静かに話しさせてもらいます。

それともう1点は、町長は全然、この条例を制定する、この中身を言ってるんやと思うんですけどね。これはいいと思うんですけど、地権者というのは土取りからつながってる方だろうと思うんですわ。だから、その方がまだ返してくれ返してくれて言うるときに条例を置きに行くんですからね。条例の中身がどうであろうとこうであろう

と、あこを指定するということは、今も松永部長が言うてましたけど、強制収用もできるんやというあれがあるんですわ。そやから、土地を持ってる方にしたらどんな気持ちかなと、それだけ言っときますわ。

結構です。

和田博之議長 要望ということでよろしいですか。

和田勝弘議員 はい。

和田博之議長 それから、1点ちょっと見解が間違ったところは、この条例を制定したから強制収用ができるということじゃないんやね。松永部長、その点だけ訂正しておいてくれる。今言うてるように、この条例ができたことによって強制収用ができるということじゃないということ。先ほど答弁したのでね。

松永事業部長兼事業課長 この条例を制定するから強制収用ができるというんではございませんで、別の事業認定、土地収用法に基づく事業認定というのを今現在事務を進めておりまして、それをしないと、土地収用法の事業認定をしないと税控除が受けられないということで、土地収用法の事業認定は今進めております。それは先般の12月議会で、新聞の掲載用の予算とかを上げさせていただきまして、役場で説明会を開催、1月の24日でしたか14日やったか、ちょっと日にちは定かでございますが、説明会を開催させていただいて、その件で事務は土地収用法の件は進めております。それはあくまでも税控除を目的としたものでございますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

和田博之議長 ほかにございせんか。和田勝弘議員は3回やりましたから。これは委員会付託ですから。もう3回ですから。田島議員。

田島議員 それでは、和田勝弘議員の関連でまた。

和田博之議長 はい、どうぞ。

田島議員 先ほど和田勝弘議員が土地収用法の関係で部長に質疑してるんですけども、まだちょっと答弁に対して理解、納得できてないと思うんで、もう一度私に説明していただきたいんですけど。

和田博之議長 松永部長。

松永事業部長兼事業課長 海釣り公園条例を制定するというのは、海釣り公園を開設するために必要なもので制定する。それで、この海釣り公園条例を制定することによって土地収用法が可能になるということではございませんで、土地収用法に基づく事業認定

をいただいたら土地収用法の土地収用が可能になるという、その事務を進めていることは間違いございません。それは進めないと税控除の方もできないので、それは進めさせていただいておりますが、この条例が制定されたことによって土地収用法ということではイコールでは、別次元の話で進んでると。ただ進めておるのは間違いございません。

和田博之議長 松永部長、強制収用を今する予定がある、それを大分和田勝弘議員が言うてるようですからね。現時点で。

松永事業部長兼事業課長 強制収用は土地収用法に基づく事業認定がありますと、できます。確かにできるんですが、税控除を目的として強制収用、あくまでも最初から強制収用するために事業認定を取ったというのではないです。

和田博之議長 そういうことでよろしくお願いします。田島議員。

田島議員 部長、一応理解したと思うんですけども、後日そういうペーパーをひとつ委員会なり和田勝弘議員にちょっと説明、ペーパーでしてあげてほしいんよ。土地収用できるかできないとか、そういうちょっとノウハウを資料請求しておきますので、ひとつ和田勝弘議員あてに資料提出を求めます。

そして、僕は1回損したけども、これは過日特別委員会の空対委員会で僕、実は傍聴させてもらっている、この条例案が出てくるとは思ってなかったわけですね。その中で、いろいろ担当課が説明の中で、この委員会の中でも委員さんも質問してるんですけども、どうも質問と答弁が合わん感じが、僕は傍聴議員やから発言がないから黙って聞いておったんですけども、もう一度さかのぼってこの場をお借りして、僕なりにちょっと前回の委員会の流れをお聞きしたいと思います。

まず、この新聞で、最後の方に「採算性はコンサルト会社に検討を依頼し、ある程度  
の確証を得た」と、ここの部分、これは新聞の報道が正しいんか。ということはなぜか  
というと、前回の特別委員会で、これは案件の2の中で海釣り公園整備についての説明  
を亀崎さんがしてるわけですね。その中で、こういうシミュレーションについては当町  
独自でやったのか、それともいずれかのいろんなデータを出したんかと、ある委員が質  
問したと思いますんやけどね。専門的にやってないけども、空対室の方からのシミュ  
レーションですという答弁をした記憶があると思うんやけどね。議事録がないからわか  
らんけども、その中で、それやったらこれが出てるということは空対室関係なしにコン  
サルにもう委託してるような感じの書き方ですね、新聞紙上は。あくまで空対室からの  
シミュレーションのもとに当町で今回のような流れをつくったのか。ここを確認したいん

ですけどね。

でない、これは後で質問するんですけども、採算性の問題を、僕は維持管理とかそういうふうなことを心配してるわけですね。釣り公園に反対じゃないんですよ。その点についてこの新聞記事は本当に事実を報道されたんかされてないか、この点を一遍詰めんといかんで、それは。そして、前回の空対委員会ではあまりこの条例を出すとか、こういう維持管理とか店じまいの仕方が僕なりに傍聴しておって、どうも何か中途半端に終わったんと違うのかなと思うんですわ。

だから、まず確認したいのは、この条例案の中で2条の施設の部分について、この事業費の原資というか事業費と、そして将来的に維持管理費、この部分については町単独であるかそれとも大阪府との共同の事業費であるのか、まずこの点についても1点、ご答弁願いたいのと。

そして、委員会のこの資料の中で、資料番号2の中で2ページ目で採算性の検討と、そして2番目が、3の2が採算性の検討結果ですね。こういう流れの中でシミュレーションされたと思うんですわ。ここで1のケース、2のケース、3のケースがありますな。この中でシミュレーションすると下表の結果が得られるが、経営の工夫が大前提と。この中でケース3でも若干の黒字と結果が出てますわな。そして、事業採算上おおむね良好と推定される。そしたら3のケースで2万2,000人ですか来た場合に、3以下になった場合はこれペイできないようになってしまっただ赤字になってしまいますわな。ここの部分ですわな、維持管理の。この部分をどういうコンサル会社がどういうあれでこういうことを書いたんかということを確認したいのと、コンサルに委託しておった場合ですよ。大阪府空対室が言うてるんやったら空対室の方に、今度僕、一般質問があるから、その方にここへ来てもらって答弁してもらってもええから。そして、参考資料の中で、これも採算性の検討結果のケース、2万2,000人確保できなければ赤字となると思うんです。

そして、5の13で、これ近郊の6つの釣り公園の過去の年間利用者の推移ですわな。平成10年度から平成16年度の部分、この中で全部右肩上がりで違ってます。みんな右肩下がりですわ。この岬町の近場の和歌山の北港の場合、平成10年のときは11万ぐらいあったと思うんですな。11万から今16年度では7万に減ってるわけですね。神戸の須磨では9万から4万8,000。だんだんお客さんが減ってるんです。過去のデータからいくと。

そして、減ってる中でこの下津ピアランドの部分で同じような設定してますわな。年間利用客が2万4,000何がして、岬町も2万何がして。そしたら3のケースの場合は収支決算したら211万の黒字ですと、そういうことをコンサルがやってるんですかな。下津の場合は太平洋側で、魚種もいろんな魚種があって、釣りのお客さんというのはかなり行きますわな。プロもアマチュアも。しかし、当町の場合は大阪湾であって、魚種というたら限られますわな。そこで下津と同じように集客力があるんですかな。そこを、コンサルの方がこれやってるんですけども、こういうコンサル結果をこうして委員会で報告して、そして委員会でどうも店の閉め方が僕なりにきっちり閉まってなかったと思うんですわ。

そこで、これをうのみにしてやってしまった場合に、もうちょっと時間をかけてこういうふうなシミュレーションなり、コンサルにいろんなやっていただかんと、これをもし条例制定して、そしてゴーした場合は、もし最悪の赤字になった場合は、その会社に対して担保というか補償の確約をしたんですかな。つくれ、つくれ言うて、よっしゃわかった、こんなデータがあったらつくるわって、あかなんだと言うたら、それは努力が足りまへんのやないかと言うたら、それで終わりですな。

こういう財政がしんどいときに、これはつukらないかんとおもいます。しかし、つukるに当たって、この前の委員会と2回ぐらいの委員会では説明してないですわな。それで、本会議場で今度条例制定するというのは、ちょっと早急過ぎると思うんですけども、3のケースは確実に確保できますか。今言うた.....。

和田博之議長 田島議員、済みません。これはまた委員会に付託していますので、この本会議だけと違いますから、そのつもりで質問してくれませんか。

田島議員 はい、わかっています。

和田博之議長 できるだけ簡潔にお願いします。

田島議員 答弁、丁寧に長くお願いします。

和田博之議長 それでは、答弁の方、お願いします。松永部長。

松永事業部長兼事業課長 まず1点目の、コンサルでしたのかというご質問でございますが、岬町と大阪府で委託料を出し合ってコンサルへ委託しておりまして、そのコンサルで算定しております。まず1点目。

済みません、事業費でございますが、事業費は総計の実施計画をご説明させていただいた中にも載っておりますが、3億1,000万円を予定しておりまして、財源内訳とし

ましては、まちづくり交付金という交付事業がございまして、これで8,400万円程度を考えております。で、地方債で9,450万円、その他の特定財源は宝くじ助成事業で1億円を考えております。岬町の一般財源が3,150万円でございます。合計3億1,000万円、現在予定しております。18年度につきましては1億5,300万円を上げさせていただいて、その後、19年度以降にはまたその半分、倍ほどの1億5,700万円ほどを予定させていただいてるということでございます。これにつきましては補助をいただきながら、交付金をいただきながらやっていきたいというふうに考えております。

それから、シミュレーションでございまして、一定下がってきてるというのは、確かにこの数字を見ますと16年度は特にガタッと下がっているという部分もございまして、この16年度にガタッと下がっておりますのは台風で、この大きく下がっているところは台風で施設が利用できなかった期間が2カ月、3カ月ですかございましたので、利用がかなり下がってるというのはございます。で、ほかの施設につきましては大体一定の率でだんだん下がってきてるというのはこの図表では読み取れるんでございまして、今後検討の中では団塊の世代が大量に退職して高齢者がふえてくるという、言い方は悪いかわかりませんが、お仕事をなさらない方がたくさん出てくるということもございまして、釣りの人口自体は関空等でイベントをしますとものすごい人が集まってくるということでございますので、それなりの人数は潜在的にいるというふうに考えています。

それで、岬町の場合でしたらあそこは結構、魚の定置を置いているぐらいの場所でございますので、魚の漁獲については多分大丈夫ではないかな。なおかつ、漁礁を沈めまして魚を定着できるようにしながら運営していきたいということでございます。それで、2万2,000人は、これは下津も見ていただいて下津と同程度の、うちは下津よりも棧橋が長いので定員も多いのでございますが、下津と同程度としても200万円程度の黒字にはなるのではないかとこのように考えております。

以上です。

田島議員 維持管理は町単独でやりますか。

松永事業部長兼事業課長 済みません。維持管理は今考えておりますこの200万円の収支の中で、年間1,100万円程度でしたか、ちょっと細かい数字は忘れましたが、1,100万円程度を基金に積み立てていって、それで維持管理できるような考え方で、な

おかつこの数字の黒字が出るという形でシミュレーションできております。ですから、収益から維持管理経費を積み立てて、それで維持管理をするという形でございます。

和田博之議長 コンサルの補償。

松永事業部長兼事業課長 済みません。コンサルは空対室から直接発注しております。うちはお金を出して資料を出せというふうにして、直接コンサルとうちとは会議とかはしておりませんので、コンサル名は私とここではちょっとわからないので、申しわけございません。

和田博之議長 事業民生委員会の中でまた出しておいてくれたら。それでよろしいですな。3回目ですよ。田島議員。

田島議員 当町でやっぱりそういう事業をしようと思ったら、大阪府もかんでもらわな  
いかんけども、コンサルの部分について岬町と大阪府でコンサルに出すと、一応コンサル会社もわからんと。ピンからキリまでありますわね、コンサルといいましても。そやから我々は大切な税金でこういう事業をして、住民のために事業をしていただくんやから、やはりどの程度のランクのコンサルか。そして、もう少し説明せんと、これ2万4,000人年間入ったら、1人1匹釣っても2万4,000匹、小さいガシラでも釣ってしもたら、あの狭い区域でガシラがなくなってもたら、育成をどうするんかと。それが一番大事ですよ。

これ、下津にしてもどこにしても魚種が絶えたら次、来ませんよ。釣り荒れてもたら。1人1匹絶対釣ると思うんや。2匹釣る人もおるんです。だから年間2万4,000匹おりますか、あそこに。そこを僕は心配してるんですよ。コンサル会社はそこへ潜って行って現地調査したんですかな。恐らく机上の計算したと思うわ。よそから引っ張り出して集めて1つのものに。コンサル料、幾らか知りませんよ。

ということで、やっぱり下津は太平洋側やからいろいろ回遊魚が来ますからね、育てんでええんですわ。大阪湾はこれは根魚というて、根の魚と書いて定着してるんですわ。お父さんかお母さんかどっちか釣ったら子供が生まれませんねん。2万4,000匹も。これをどうするんかって、そこまでコンサルにいろいろせんと、もっと委員会でうちちょっとやっていただきたかったなと僕は傍聴で思うんですけど。ひとつ、反対ではないんですけど、心配してまだ賛成はしかねると、そういうことですので、ひとつ委員会でよろしくお願いします。

和田博之議長 今、討論じゃないから要望だったら要望、質問だったら質問にしておい

てくれますか。

田島議員 いや、質問ですよ。

和田博之議長 今の質問は、どんな質問かな。

田島議員 反対はせえへんけども、今の質疑の中でもうちょっと資料、答弁をいただいたら僕は。

和田博之議長 できるだけ資料を委員会に出せということですか。

田島議員 そうそう。でないと討論はできません。

和田博之議長 そういうことですね。そういうことで田島議員の方は終わりましたので。

田島議員 委員会でひとつよろしくお願いします。

和田博之議長 委員会に資料を出すようにお願いします。できるだけ資料をね。コンサル等についての。

ほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 ないようですから、これをもって質疑を終結します。

ただいま議題となっております「岬町海釣り公園条例を制定する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業民生常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会に付託することに決しました。

お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思えます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

休憩します。45分から再開いたします。よろしく申し上げます。

(午後5時35分 休憩)

(午後5時45分 再開)

和田博之議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

和田博之議長 日程32、議案第27号「岬町事務分掌条例の一部を改正する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程32、議案第27号、岬町事務分掌条例の一部を改正する件につきまして、ご説明いたします。

内容の説明に入る前に、上程に至る背景等を説明させていただきます。

本町では、これまでに効率的な行政運営と行政サービスの向上を目指し、数次にわたって行財政改革計画を策定し、平成17年7月に岬町行財政改革プランを策定して、現在改革に取り組んでおるところでございます。同プランの中に組織機構の見直しも推進項目として提案しております。これまでの見直しの主な実施内容といたしまして、平成11年度に水道部と下水道部の統合、平成13年度に消防組合の設立による消防防災課の廃止、平成16年度には直轄課の廃止及び住民部と健康福祉部の統合、平成17年度には収入役の見直しを行い、助役が事務兼掌を行うなど、組織機構の見直しを進めてきたところでございます。

さらに、業務内容及び業務量を精査した上で、社会経済情勢の変化及び住民ニーズの多様化に即応した行政サービスを総合的・機能的に展開するために、これまで以上に問題解決機能及び政策形成機能を発揮することができる組織に改善するとともに、関連する業務を再編、統合いたしまして、住民にとってわかりやすい組織構成とする組織の見直しを行うこととしたところでございます。

そこで、提案理由といたしまして、住民ニーズに的確に対応するとともに、町政の課題に速やかに対処できる機能的な組織とするため、本条例に所要の改正を行うものであります。

主な改正ポイントを説明いたします。総務部を2つにということで、総務部と企画部に分けましたのは、総務部ではこれまで財政、企画、人事と1つに集中しておりまして、これらの権限を分散させることにより相互チェック体制を確立する必要があったこと。で、今後の総務部においては、過日の入札による不正行為を防ぐことを初め、各種施策において法令順守を徹底する必要があること、それで契約業務の見直し対応を行うと、それで予想される東南海、南海地震や国民保護法関係の住民の安全・安心なまちづくりに対応などが求められるという状況がございます。

また、企画部の創設ですけれども、本町においては昭和53年をピークに人口は減少を

続けております。特に泉南郡全体では平成7年から平成17年にかけて人口増であります。本町だけが人口減であります。人口を増加させ本町を再生させるためには、魅力あるまちづくりを図るための諸施策を企画していく企画力の充実を図る必要がございます。この企画力の充実を図るために企画部を創設するものでございます。今後の企画部においては、住民主体のまちづくりを中心に進めるための各種企画を行ってまいりたいというように考えております。

次に、住民福祉部ですけれども、法改正や権限移譲などにより介護保険や次世代支援サービス等の窓口業務、相談業務などを課しております。また、子育て支援に関するニーズの高まりなどから、住民部と福祉部に分けて、住民ニーズに的確に対応することとしたものでございます。住民部においては住民さんからの視点で直接窓口業務を行うというもので、税務課を総務部から住民部へ、国保、年金等の対応を考えております。

また、福祉部においては、先ほど言いました子育て支援等の対応、地域福祉課での保健センターの充実、子育て支援センターの配置等々を行うものであります。

事業部においては、事業課においては土木係と建築係の2本に、町営住宅関係は建築係の方で対応するものでございます。まちづくり推進室を新しい名称で、第二阪和国道の促進とプロジェクトの事業の推進や土取り地等の企業誘致等を担当してまいります。

上下水道部は従前どおり、会計課も従前どおりでございます。

教育委員会においては、指揮命令系統を明確にするため教育部を設けるものでございます。なお、給食センターにつきましては、今後の少子化等の対応や施設のあり方を検討する必要がございます。

また、配置といたしまして、各部においてはできるだけ同一フロアで対応しようということで、現状においては総務部と事業部においては1階と2階に課が配置されている現状を解消しようという考えであります。

今後、今般の組織機構の見直しにより、職員の意識改革をさらに進める必要があるのではないかと認識しております。

以上がこのたびの事務分掌条例の一部改正のポイントでございます。

第1条中、総務部、住民福祉部、事業部、そして上下水道部の4部を、総務部、企画部、住民部、福祉部、事業部、そして上下水道部の6部に改めるということで、全体組織といたしましては、6部局18課43係を改めて、8部局22課43係というようにするものでございます。なお、各部の所掌事務につきましては、岬町事務分掌条例の一

部を改正する条例新旧対照表をご参照願います。

第2条の各部の分掌事務でございますが、総務部においては5番の危機管理の総合調整及び企画に関すること、6番、地域防災及び防犯に関することを総務部の方で行うと。で、企画部の方で、3番、職員の人事及び給与に関すること並びに5番、町政の企画及び総合調整に関すること。それで、裏面を見ていただきまして、住民部におきましては、6番、町税の賦課徴収に関すること、7番、国民健康保険に関すること、8番、国民年金に関すること、福祉部におきましては、1番、地域福祉に関すること、4番、児童福祉に関すること等、明確にしております。事業部におきましては、11番、町の重要施策の推進に関することと定めております。

以上が岬町事務分掌条例の一部を改正する件に関する説明でございます。なお、本件につきましては総務文教委員会に付託の予定と伺っておりますが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。福田議員。

福田議員 総務委員に属していませんので、ちょっとここで大綱的に聞かしていただきたいと思ひます。

前に行財政改革委員会ですか、これで私、町長に直接質問させてもらったことがありますけども、今の時代の推移から見てちょっと逆行してるんじゃないかと。そのときは我々行財政改革の、これから財政改革、当然行政改革もやっていかないといけない。その中で当然、行政改革の場合は機構改革まで入ってくるだろうと。これはだれもが予想してるんですけども、この中で我々が想像してるには、昨年11月に部長が大挙して退職された。こういう機会を利用して何とか人件費の削減にも寄与できるように、部長制度は我々は少なくして廃止、私は部長制度廃止論、これを唱えるうちの1人ですけども、これを町長にお聞きしたところ、いや、逆や、まだ2人ふやすんだということで、きょう初めて私はこの表をもらったんですけども、案の定2人ふえてるわけです。

ね。当然、部長が2人ふえるということは課長も4人ほどふえてると。これ、行政改革にちょっと逆行してるんじゃないかと、こういう懸念を持ってるんですけども、こういうところで人件費とか諸経費とか、そういうところはどれくらい違ってくるのか、ちょっとわかれば教えてもらいたい。

和田博之議長 石田町長。

石田町長 それでは、お答えさせていただきます。

次にご提案させていただきます日程33、議案第28号の方で、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件というのを上げさせていただいてるんですけども、これにつきましては、例えば今の副理事と部長、これは8級でございますので、給与は一緒。そして7級の参事、課長、課長代理、これも同じ給与でございます。そしてまた、6級の主幹、係長も同率でございますので、例えば係長から主幹になったところで給料は変わらないという形がございます。確かに副理事から部長に上がりますと、現在管理職手当、減額しておりますけれども、それでも8,000円の増額はあります。ただし、この議案28号をお認めいただきますと、またこれは給与が下がりますと、平均4.8%の減となってまいりますので、暫定期間がございますけれども、トータル的には人件費はさらに削減という形になろうかと思っております。

ただ、この時期になぜそしたらふやすのかというところがございますけれども、先ほどの総務部長の説明に補足いたしまして、現在総務部では企画、財政、人事、この3つを一緒に持ってるわけですけども、この3つの権限が集中するということがちょっと問題があるかなと。これをできるだけ分散して各部でチェック機能を持たせる方が、先般の事件等々も起こりにくいかなという点も1つございますし、いろんな意味からでもこの総務部の分散ということが必要かと考えております。

そしてまた、企画部の必要性は、先ほど総務部長から説明したとおり、この岬町がただ一つ人口面では負け組になってしまっているというところ、これは企画力の低さという気がいたしておりますので、この辺の充実というのを図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

和田博之議長 福田議員。

福田議員 別に部長が多いとか少ないとかの問題じゃなくて、やっぱり財政、緊縮していかないといけないときに、今はまだ数字も出てませんが、今4%と言うたのか、

何%か削減できるんじゃないかという。それよりもまず構造的にですね、私が数年前に大分県の臼杵市に行ったときに22人の、市長がある製薬会社の社長がかわって、臼杵市というのは九州で一番財政状況が悪い、当時。それを改善して九州で一番の、ご承知のようにバランスシート制を全国で初めて取り入れた市なんですけども、その製薬会社の社長が機構改革をやるのに、逆に向こうは5人部長をふやしてるわけです。22人の課長の中で、指示命令系統がはっきりしないので5人の部長をふやしたと、こういう例もあるんですけども、今の岬町において8人の部長、今8人だけじゃないと思いますけども、11人ですか、それをちょっと多いんじゃないかと僕は思うわけです。だからこの辺で、できなかったんかどうかということを知りたいだけですので、一応、今後もしこういう機会があるんだったら部長というものを少し減らして、もっと命令系統をはっきりさせるような組織にまたできることを考えてやっていただきたいということで、ちょっと要望しておきます。

和田博之議長 要望ということですね。わかりました。

ほか、ございませんか。出口議員。

出口議員 石田町長が町長選に出馬する際に、福島県の矢祭町をよく例に挙げておりました。そういう中で、矢祭町も実は部課制を少なくし、ある程度合理化した中で財政の緊縮を図ったという事例がございます。そういう中で、私もずっとこれ計算してもらったんですけども、課長がまた何人か新しく、副理事ですか理事ですか、その中で給料は変わらないという形でおっしゃいますけど、実際にこれだけの課長を、課をつくって、今計算しましたら大体あとの1課当たり平均5名の部下がつくという形になるんですけども、福祉とかそういうところへ職員が張りついた場合に、実際に課長1人、職員1人という形の中で、課として本当に存続するのかなと、また、それだけの機能を果たすのかなという部分が懸念されますね。

と同時に、これを見てますとまた再度、今も総務部長の話の中では部制を引きまして、その中を仮に階を変わずに1階なら1階でその部をまとめたいというふうな形とともに、それをやっていきますと、また必要以上に電話代とかいるんなそういうものの必要経費がまた余分にかかってまいりますね。そういう中で、こういうふうな行財政改革をやっていく中で、逆に言うとまたこれをどんどん進めてまいりますと、町民の方々に受益者負担がだんだんふえてくるんじゃないかということも懸念されます。そういうことで私は、ある私の有権者の方も話をしておりましてけども、先ほど福田議員からも

話があったように、ちょっとこの機構図の内容は本末転倒してるんじゃないかなというふうにも考えます。そういう中でやはりもう少し、我々はそのままでいいんですけども、もう少し考える余地があるんじゃないかというふうにも私は考えます。これも私の要望でよろしいけども。

以上です。

和田博之議長 要望でよろしいですか。

出口議員 はい。

和田博之議長 わかりました。

ほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 ないようですから、これをもって質疑を終結します。

ただいま議題となっております「岬町事務分掌条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教常任委員会に付託することに決しました。

---

和田博之議長 日程33、議案第28号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程33、議案第28号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

改正の背景でございますが、昨年8月に人事院は、平成17年度に係る給与勧告とともに、平成18年度以降の国家公務員給与制度の全般について、抜本的な構造改革を図る内容の勧告をあわせて行っております。この勧告を受けまして、平成17年度に係る勧告内容については、昨年11月の臨時議会において、勧告内容に準じた条例改正を行ったところであります。

平成18年度以降の給与構造について、人事院は次の3点を改革することを勧告して

おります。

その第1は、公務員の給与水準を地域における民間給与により反映させることであります。平成15年度以降3年間の地域別官民格差の平均値を参考といたしまして、マイナス格差が最も大きい地域の状況を踏まえ、給料表の水準を平均4.8%引き下げ、他方、民間賃金が高い地域に勤務する職員には別途地域手当を措置し、格差是正を図ることとしているものでございます。

第2に、年功的な給与構造を見直すことであります。職務給の原則をより徹底すべく、昇給カーブのフラット化や職務の級の一定の統合、枠外昇給の廃止など、職務、職責の高まりを適切に評価する昇給制度の改善等を講じることを求めています。

第3には、勤務実績を給与に一層反映することです。勤務実績を給与にきめ細かく反映できるよう、現在の1号給を4号給に細分化し、あわせて普通昇給と特別昇給とを勤務実績に基づく昇給制度に一本化するとともに、勤勉手当についても勤務実績を支給額により反映するなどの措置を講ずることとしております。

これら人事院の勧告は国家公務員を対象とするものであり、これを直ちに本町職員の給与制度に適用するという性格のものではないところでございますが、本町職員の給与についても民間給与に準拠することを基本とし、昇給や勤務手当に勤務実績をきめ細かに反映させるべき点などにおいて、国家公務員給与制度と考え方を共有するものでございます。こうした観点から本町といたしまして、国と本町の相違点を踏まえつつ、人事院の給与構造改革の具体的な項目に即し、本給与条例に所要の改正を行うものであります。

主な改正内容でございます。まず1点目、給料表の見直しはまず第1点目でございます。別表第1及び第2表がそれぞれでございます。人事院が示す新たな行政職給料表は、若年層に対する配慮を講じつつ、年功的な昇給要因を一定見直しし、勤務実績をきめ細かく反映できる構造にしようとするものであり、本町の一般職給料表についても人事院が示す新たな行政職給料表に準じたものへと改正するものでございます。また、教育職給料表についても、一般職給料表との均衡を考慮しまして、職務の級及び号給構成、給料水準の見直しを図ることとしております。なお、主な改正内容は、現行の1級及び2級を新1級に、4級及び5級を新3級に統合いたしまして、8級制から6級制に変更し、現在の1号給を4号給に細分化するものでございます。

2点目、昇格及び降格した場合の号給取り扱いの見直しについてでございますが、第

8条及び第9条関係でございます。新給料表の号給の細分化に伴いまして、昇給した職員に対する号給決定の取り扱いを明確化するため、新たな号給対応表を規則で定めるとともに、降格となった職員に対する号給決定についても、その取り扱いを明確化するための見直しを行うこととしております。

3点目、勤務実績に基づく昇給制度の導入ということで、第10条関係でございます。人事院の給与構造改革では、現行の号給を4分割し、普通昇給と特別昇給とを勤務実績に基づく昇給制度へと統合するとともに、昇給時期を年1回に統一する等の環境整備を図っているところでございます。

また、新たな昇給基準といたしまして、良好である場合に適用される昇給号給数を4号給とすることを基本としております。なお、勤務実績が極めて良好や特に良好である場合、また反対にやや良好でないや良好でない場合における具体的な昇給幅は、規則で定めることとしております。

あわせて、現行の55歳昇給停止措置について、中高年齢層についても勤務実績をより適切に給与に反映させるよう、これにかわる55歳昇給抑制措置を導入するとともに、年功的な給与制度見直し、各職務の級における職務、職責の違いを明確にするため、枠外昇給制度を廃止するなど、勤務実績をより重視した給与制度へ転換することとしております。なお、今回の昇給制度の見直しとあわせて、勤勉手当についても勤務実績を反映し得る制度構築を予定しておりますが、その内容は規則で定めることとしております。

4番目、地域手当の新設でございます。第13条の2関係でございます。人事院は給料表水準を全体として平均4.8%引き下げた上で、全国共通に適用される給料表を維持し、他方、地域ごとに民間賃金水準の格差を踏まえ、地域間調整を図るための措置といたしまして、地域手当を創設することとしております。

この地域手当は、現在の調整手当にかえて創設されるものでありますが、調整手当が賃金、物価及び生計費の地域差に着目したものであるのに対し、地域手当は主に地域における民間賃金の水準を考慮して支給されるものでございます。

また、支給区分及び支給割合については、人事院は、民間賃金が特に高い地域については18%の支給割合を設定し、以下、15%、12%、10%、6%、3%の6区分を定めており、本町の地域手当については、人事院は3%の支給率を勧告しておるもので、この勧告内容に準じまして改正するものでございます。

5番目として、住居手当の見直しでございます。職員に支給する住居手当を一律1,000円引き下げることとしております。家賃を支払う職員に対しては、負担する家賃に応じまして計算された額に「4,000円」を加算しておりましたものを「3,000円」に、住宅を持つ職員に対しては「6,800円」を「5,800円」とするものでございます。新築または購入の日から5年以内の職員に対しては「7,300円」から「6,300円」に、その他の職員に対しては「4,000円」を「3,000円」にそれぞれ支給額を引き下げるものでございます。

6点目として、この実施時期と経過措置であります。実施時期、附則第1項といたしまして、この条例は、平成18年4月1日から施行するというものでございます。

新旧及び号給の切り替えについては附則第2項から第4項に記載してありまして、切替日にすべての職員の給料月額を、新たに設ける切替表に基づき、新給料表に切り替えるものとしたします。

次に、減給保障ということで、附則第5項及び第8項まで記載しております。新たな給料表に基づく給料月額が、平成18年3月31日に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、その達するまでの間は新旧給料月額の差額を支給することとし、当該差額を加えた額をもって給料月額とすることとしております。

次に、地域手当の特例でございますが、附則第8項及び第9項でございます。切替日から平成21年3月31日までの間、地域手当の支給率3%を5%に読み替え、適用する経過措置を設けております。この経過措置は、現行の調整手当の支給率は10%を適用しておりますが、人事院勧告に準じまして本年4月から地域手当の支給率を3%に改正することは、職員の給料7%を削減することになり、現行の町独自の給料カット5%と合わせると12%のカットになりますので、その影響は相当大的なものと考えられ、また大阪府職員の地域手当の支給率は府下統一の10%の実施が予定されていることと、近隣の市町村においても地域手当の支給率に経過措置を設けていることなどを踏まえまして、現行の町独自の給料カットを本年3月までで廃止いたしまして、本年4月から平成21年3月まで地域手当においてその給料カット率を地域手当に置きかえ、支給率を引き下げる経過措置を講ずることといたしました。この経過措置によりまして、引き続き給料カット相当分の財政効果が生じるとともに、職員に係る給与総額の削減による影響が緩和されることとなる予定であります。なお、この経過措置内容が他の自治体職員の給与水準や民間事業所の賃金水準と均衡を失しないよう必要な見直し措置を講ず

ることとしております。

最後に、その他関係条例の改正といたしまして、附則第11項から第17項まで述べております。改正の主な内容である「調整手当」を「地域手当」に改めること、また、昇給に関する関係規定等の見直しに伴い、職員の懲戒及び考課に関する条例ほか6件の関係条例に所要の改正を行う必要が生じているため、今回附則においてもその改正を行うこととしております。

以上が一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する内容でございます。なお、本件につきましては総務文教委員会に付託の予定と伺っておりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。岡本議員。

岡本議員 僕も長いこと公務員してまして、人事院勧告はもう出たんですか。国の人事院勧告。

それと、もう1点、職員組合と意見調整して同意してるんですか。その2点、ちょっと質問したいと思います。

和田博之議長 答弁、白井副理事。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 お答えいたします。

今回の給与条例に関する内容につきましては、まず人事院勧告の問題でございますけれども、今先ほど部長の方からご説明申し上げましたとおり、昨年8月に人事院勧告が出ております。勧告は2つの内容を勧告しておりまして、平成17年度に関する給与勧告、それと今回改正を行います平成18年度以降の給与勧告、その2つが勧告されておきまして、17年度の内容につきましては昨年の11月の臨時議会におきまして議決いただいたわけなんですけれども、今回積み残しとなっております平成18年度以降の改正内容につきましては、今回ご提案申し上げます内容でございます。

それと、もう1点、職員組合との交渉の問題でございますけれども、これにつきまして

でも相当いろいろ問題点を抱えていたわけなんですけども、最終的に提案させていただきました内容によりまして合意に達しております。

以上でございます。

和田博之議長 岡本議員。

岡本議員 それで、一般職員平均でどのぐらいのカットになるんですか。先ほど聞いてたら5.8%とか聞いているんですけども、実質どのぐらいのカットになるか、ちょっと教えていただきたい。

和田博之議長 金額ですか。

岡本議員 いや、パーセント。

和田博之議長 パーセントで、白井副理事。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 今回の給料表の改正に伴いまして、さきに説明させていただきましたとおり、平均4.8%の引き下げとなるところでございます。しかし、ここで経過措置が設けられておりまして、切り替えによりまして、その切り替えた給料月額が現行の給料を下回るものについては現行の給料を保障するという減給保障制度が設けられておりますので、職員にとりまして3月31日現在の給料と4月1日現在の給料については、引き下げの効果というのですか、給料が下がったということは全くございませんので、経過措置によりまして減給保障がされております。そういう内容の改正を予定しているところでございます。

和田博之議長 よろしいですか。

岡本議員 はい、結構です。

和田博之議長 ほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教常任委員会に付託することに決しました。

---

和田博之議長 日程34、議案第29号「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程34、議案第29号、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案の説明をさせていただきます。

並行して、お手元に職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらんいただきたいと思えます。

今回の改正に当たりまして、改正の背景といたしまして、国家公務員の退職手当については、昨年の臨時国会において国家公務員退職手当法の一部を改正する法律が成立いたしました。本年4月1日から施行されることになりました。

今回の退職手当法の一部改正は、在職期間中の貢献度をよりの確に反映し、人材の交流や在職期間の長期化にもよりの確に対応できる制度となるよう構造面の見直しを行うものであり、地方公務員の退職手当制度においても所要の措置を講ずる必要があると考えられるため、今般、国の退職手当法の改正内容に準じまして、本条例に所要の改正を行うものであります。

主な改正の概要でございます。退職手当額の構成見直しとして、新旧対照表の、全部で26ページあるんですけども、その1ページから2ページをごらんいただきたいと思えます。条例第2条の3ということで、改正前の条例では、退職した職員の退職の日における給料月額に退職理由別、勤続年数別支給率を乗じまして得た額をその職員の退職手当の額としていたところですが、改正後の条例では、退職日給料月額に退職理由別、勤続年数別、支給率を乗じて得た額を、まず退職手当の基本額ということにいたしまして、これに退職手当の調整額を加えて得た額を一般の退職手当の額とする旨の改正を行うものでございます。

次に、退職手当の基本額、先ほど言いました基本額でございますが、支給率の見直しがございます。第3条から第5条ということで新旧対照表2ページからごらんいただきたいと思えます。中期勤続者、勤務期間が約16年から25年程度の職員を言うわけですが、その職員の支給率を引き上げまして、長期勤続者の支給率を少し減ずるものでございます。段差の少ない緩やかな構造となるよう支給率の見直しを行うものでございます。

次に、自己の都合による退職等の場合、第3条関係でございますが、新旧対照表の同じく2ページをごらんいただきたいと思ひます。旧条例では第4条第1項の対象としていた勤続25年以上の自己の都合、公務外傷病により退職した職員を、新条例第3条第1項の対象とする旨の改正を行うものでございます。勤続16年から24年までの支給率を引き上げる改正を行う。それで、勤続25年以上の支給率を追加する改正を行う。それで、勤続6年から10年までの自己の都合による退職者の退職手当の基本額の減額率を「100分の75」から「100分の60」に変更する改正を行うというものでございます。それでまた、勤続16年から19年までの自己の都合による退職者の退職手当の基本額の減額率を「100分の80」から「100分の90」に変更するという改正でございます。

次に、11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合、第4条関係でございますが、2ページから3ページにわたって記載しております。旧条例では第3条第1項の対象としていた勤続11年以上20年未満の定年等による退職者を、新条例第4条第1項の対象とする旨の改正を行うものでございます。

次に、旧条例では第3条第1項の対象としていた勤続11年以上20年未満の通勤傷病、公務外死亡による退職者を新条例第4条第2項の対象とする旨の改正を行うものでございます。勤続16年から24年までの支給率を引き上げる改正を行うものでございます。勤続25年以上の支給率を削減する改正を行うというものでございます。

次に、整理退職等の場合、第5条関係でございますが、新旧対照表の3ページから4ページをごらんいただきたいと思ひます。旧条例では第4条第1項の対象としていた勤続25年以上の勤務公署の移転により退職した職員を新条例の第5条第1項の対象とする旨の改正を行うもの。また、勤続20年から32年までの支給率を引き下げる改正を行う。また、勤続33年及び34年の支給率を引き上げる改正を行うものでございます。

次に、第5条の2関係で、給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例といたしまして、新旧対照表4ページから7ページにわたるわけでございますが、退職した職員の基礎在職期間中に給料月額の減額改定以外の理由、降格とか給料表間の異動等によります、その職員の給料月額が減額された場合において、当該理由が生じた日における当該理由により減額されなかったものとした場合の給料月額のうち最も多いものが、退職日給料月額よりも多いときは、次に掲げるものということで定めた

ものでございます。

次に、給料月額減額改定により、経過措置といたしまして支給される差額の排除ということで、附則の第13項がでございます。新旧対照表23ページでございます。退職手当の基本額の算定基礎となる給料月額には給料月額減額改定により給料月額が減額されたことがある場合に、経過措置として支給された差額に相当する額を含まない旨の改正を行うものであります。

これまでは基本額でございましたが、次に退職手当の調整額でございます。退職手当の調整額、第6条の4第1項関係でございます。新旧対照表11ページから12ページでございます。基礎在職期間の初日に属する月から末尾の属するまでの各月ごとに、当該各月にその者が属していた職員の区分に応じて定める額のうち、その額が多いものから60月分の調整月額を合計した額を退職手当の調整額とする旨の改正を行うものであります。なお、職員の区分は職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度合いによりまして考慮して規則で定めることとしております。

短期勤続者等に対する退職手当の調整額ということで、第6条の4第4項でございますが、新旧対照表12ページでございます。勤続24年以下の退職者については、第1号職員区分から第3号職員区分までにあつては当該各号に定める額を、第4号職員区分に定める額にあつては0として計算した額を退職手当の調整額とする旨の改正を行うものでございます。勤続4年以下の退職者及び勤続10年から24年以下の自己の都合による退職者については、前の号により計算した額の2分の1に相当する額を退職手当の調整額とする旨の改正を行うものでございます。

もう1点、退職手当の調整額が支給されない職員ということで、第8条第2項関係でございますが、新旧対照表20ページから21ページでございます。退職手当の基本額が支給されない職員、勤続9年以下の自己の都合による退職者及びその者の非違により退職した職員で、規則で定める職員には退職手当の調整額は支給しない旨の改正を行うものであります。

その他の改正といたしまして、勤続期間の計算に係る規定の見直しを定めております。第7条及び第7条の4でございます。勤続期間の中に地方公社等の休職指定法人の業務に従事した期間を有する職員は、その従事した期間を当該職員の勤続期間として通算の上、退職手当の額を計算する旨の改正を行うものでございます。

次に、育児休業期間の特例としまして、改正附則第11項、新旧対照表25ページで

ございますが、育児休業期間のうち子が1歳に達した日の属する月までの期間については、勤続期間からその月数の3分の1を除算する旨の改正を行うものでございます。

それで、今回の改正について施行日及び経過措置でございますが、施行日はこの改正条例は平成18年4月1日から施行すると。

それで、経過措置でございますが、改正附則第2項から第4項として施行日前日額の保障ということで、施行日前日額が新条例の規定に基づく退職手当額より多いときは、施行日前日額を退職手当の額とする改正を行うものであると。

次に、施行日後3年間の抑制措置というものを設けておりまして、改正附則第4項、平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間に退職した職員についての新条例と退職手当額が、旧条例の規定に基づく退職手当の額よりも多いときは、次に掲げる退職した職員の区分に応じ、各区分に定める額を新条例等退職手当額から控除した額をその職員の退職手当の額とするという改正を行うものでございます。

その点、まず1点目、平成18年4月1日から平成21年3月31日までの退職者で、勤続期間が25年以上の職員、退職手当の調整額の100分の5に相当する額または新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額のうち、いずれか少ない額、上限10万円でございますが、そういう改正。また、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの退職者で、勤続期間が24年以下の職員、退職手当の調整額の100分の70に相当する額または新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額のうちいずれか少ない額、上限は100万円でございます。

最後に、平成19年4月1日から平成21年3月31日までの退職者で、勤続期間が24年以下の職員、退職手当の調整額の100分の30に相当する額または新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額のうち、いずれか少ない額、上限50万円でございます。

以上が職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件の内容でございます。なお、本件につきましても総務文教委員会に付託の予定と伺っておりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教常任委員会に付託することに決しました。

---

和田博之議長 日程35、議案第30号「岬町特別会計条例の一部を改正する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程35、議案第30号、岬町特別会計条例の一部を改正する件を説明させていただきます。

介護保険制度の法改正に伴いまして、平成18年度より直営で運営する地域包括支援センターが指定介護予防支援事業を実施することとなりました。地域包括支援センターが実施する指定介護予防支援事業の会計処理を明確にするため、介護保険法施行令第1条の規定に基づきまして、介護保険特別会計を保険事業勘定と介護サービス事業勘定に区分しようとするものでございまして、提案理由といたしまして、介護保険特別会計において必要な勘定の区分を定めるため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

裏面を見ていただきたいと思います。岬町特別会計条例の一部を改正する条例(案)。岬町特別会計条例の一部を次のように改正するというもので、第1条中第8号を第9号とし、第7号を次のように改めるというもので、7番に岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)介護保険事業、8番として岬町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)介護サービス事業。

附則といたしまして、この条例は、平成18年4月1日から施行するというものでご

ざいます。

以上が岬町特別会計条例の一部を改正する内容でございます。なお、本件につきまして、岬町総務文教委員会に付託の予定と伺っておりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町特別会計条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教常任委員会に付託することに決しました。

---

和田博之議長 日程36、議案第31号「岬町税条例の一部を改正する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程36、議案第31号、岬町税条例の一部を改正する件につきましてご説明いたします。

内容の説明に入る前に、上程に至る背景等を説明させていただきます。

本町ではこれまでに簡素で効率的な行政運営と行政サービスの向上を目指し、数次にわたって行財政改革計画を策定し、行財政改革の推進に努めてきたところでございますが、地域経済の低迷や地価の大幅な下落による町税収入の減少などの影響を受けまし

て、行革効果が相殺され、各種基金の取り崩しにより収支を調整するという、極めて厳しい財政状況が続いております。

このような財政状況のもとで、現在の行政サービスを維持すると、各種基金も平成18年度の予算編成に当たりましては底をつきまして、平成19年度には三たび財政再建準用団体に転落することも想定されております。財政再建準用団体への転落を回避するとともに、行政サービスの向上と簡素で効率的な行財政運営の確立を図るため、財政面を重視する行財政改革プランを平成16年に策定し、新たな行財政改革への取り組みを進めておるところでございます。

一方、国は、地方公共団体のさらなる行財政改革を推進するため、地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針、新地方行革指針を策定いたしまして、この指針に基づき具体的な改革の取り組みを、平成17年度中に集中改革プラン、この計画は平成17年度から平成21年度までの間でございますが、策定することを地方に求めてきております。集中改革プランでの取り組みが求められる内容は、岬町行財政改革プランの推進項目と重複していることから、岬町行財政改革プランを再編整理いたしまして、平成21年度までの行財政改革への取り組みをできるだけ具体的な目標を用いまして策定し、プランの公表を通して、より積極的かつ計画的に行財政改革の推進を図ろうというものでございます。それが岬町集中改革プランであります。これらのプランに基づき積極的に行財政改革の取り組みを進め、将来にわたり住民の信託にこたえる行財政の体質の改善を図ってまいろうというものでございます。

なお、この集中改革プランにつきましては、過日、1月に開催されました行財政委員会に報告、説明させていただいたところでございます。岬町集中改革プランの推進項目には、施策、事務事業の見直しに始まり、11番の住民の参画と協働によるまちづくりの11の推進項目で考え方をまとめております。当然、内容の中身につきましては、財政基盤の強化ということで、7項目目に特定財源の確保、受益者負担の適正化、町税等の徴収率の向上、新たな税源の確保等を挙げておるところでございます。国の構造改革により今後とも国からの財源が減少していくことが想定されており、自主財源の充実確保が不可避であることから、このたび改正に至ったものでございます。

よって、提案理由といたしましては、岬町行財政改革プランに基づき、財政基盤の強化に向けた取り組みとして、本条例に所要の改正を行うものであります。

法人町民税の均等割について、制限税率を標準税率の1.2倍にいたしまして、固定資

産税においては標準税率、100分の1.4を100分の1.7の税率に改正をお願いする  
ものでございます。

お手元に、岬町税条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらんいただきたいと思  
います。法人税の均等割は、法人の資本等の金額と従業者数の合計数によって、1号から  
9号の規定する法人の9段階に分かれておりまして、所得額に関係なく課税されるもの  
でございます。本表の法人等の区分の1号に規定する法人ですけれども、資本等の金額が  
50億円を超え、従業者数の合計数が50人を超える法人であります。税率においては  
旧の年額「3,000,000円」に対し、新の年額は「3,600,000円」とするも  
のでございます。以下、次に2号、3号、4号、6号、7号と表にまとめております。  
これが法人町民税の内容でございます。

次に、固定資産税は、土地家屋、償却資産の課税標準額に対しまして、現行では10  
0分の1.4を乗じていますが、この標準税率に対しまして100分の0.3の引き上げを  
お願いするものであります。よって、附則第16条の次に第17条、固定資産税の税率  
の特例として、当分の間、固定資産税の税率を、第62条第1項の規定にかかわらず、  
100分の1.7とするものでございます。

なお、附則によりまして、施行期日、町民税に関する経過措置、固定資産税に関する  
経過措置を記載しております。

まず、施行期日につきましては、第1条、この条例は平成18年10月1日から施行  
する。ただし、附則第17条の規定は平成19年1月1日から施行する。

続きまして、町民税に関する経過措置につきましては、第2条、改正後の岬町税条例  
第31条第2項の規定は、平成18年10月1日以降に終了する事業年度分の法人の町  
民税、同日以後に終了する連結事業年度分の法人の町民税及び同日以降に終了する計算  
期間分の法人の町民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の町民税、  
同日前に終了した連結事業年度分の法人の町民税及び連結前に終了した計算期間分の法  
人の町民税については、なお従前の例によると。

次に、固定資産税に関する経過措置につきましては、第3条、新条例附則第17条の  
規定は、平成19年度以降の年度分の固定資産税について適用し、平成18年度分の固  
定資産税については、なお従前の例によるというものでございます。

以上が岬町税条例の一部を改正する件についての説明でございます。なお、本件につ  
きましては総務文教委員会に付託の予定と伺っておりますが、よろしくご審議の上、議

決賜りますようお願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。中原議員。

中原議員 済みません。固定資産税のことでお聞きしたいんですけども、当分の間というのは具体的にどれぐらいの期間をお考えなのかということと、今回100分の1.7ということで、0.3ポイント上げるということなんですけれども、固定資産税の評価額が下がると思いますので、そのあたりと考えると相殺される範囲なのかどうか、実際に支払う額が。やっぱり負担が大きくなるのか、ちょっと金額面を具体的にお示しいただけますでしょうか。

和田博之議長 中口総務部長。

中口総務部長 中原議員の質問でございますが、先ほど説明の中に「当分の間」ということで、一応3カ年ぐらいをめどというように考えております。21年の3カ年と考えています。

で、固定資産税の額でございますが、一応決算額等々をベースで考えますと、平成8年から比べるとかなり下がっておりまして、一時、平成8年を100とした場合、平成11年には若干の増もあったわけでございますが、今の試算でいきますとかなりの減少でございます。平成8年に対する平成16年度の下落率が87.1%、ちなみに平成11年度に対する平成16年度の下落率が81.6%と、かなりの平成16年度の下落がありました。そしてまた、平成17年度においてもさらに減少、下落の状況がございまして、約、課税されることによって3年前の課税額が見込めるというように試算しておるところでございます。

(田島議員「議運上で」と呼ぶ)

和田博之議長 はい、田島議員。

田島議員 本日の当初予算で理事者側は、本当に親切に丁寧に説明してくれるんですけども、我々各委員会に属していますので、委員会資料もいただいておりますので、できれ

ばこの本会議場において簡潔に議案の説明をしていただきたいと思いますので、その点、各議員さんにお諮りいただいて、簡潔な議案説明で終了するようにお願いしたいと思います。

和田博之議長 議会議員に諮ります。簡潔な説明でよろしいですか。委員会できちっと説明してもらおうということで。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 そういうことで今後お願いします。

それでは、中原議員、よろしいですか、質問の方は。動議が先でございますから。ほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 ないようですから、これをもって質疑を終結します。

ただいま議題となっております「岬町税条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教常任委員会に付託することに決しました。

お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

休憩します。7時10分より再開いたします。ご協力よろしくお願いします。

(午後7時 0分 休憩)

(午後7時10分 再開)

和田博之議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

和田博之議長 日程37、議案第32号「岬町立保育所条例の一部を改正する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。住民福祉部長、芦田貴志雄君。

芦田住民福祉部長兼保険年金課長 簡潔にというご指示ですので簡潔に行きたいと思い

ますので、ご協力お願いします。

日程37、議案第32号、岬町立保育所条例の一部を改正する件。

提案理由といたしまして、淡輪保育所の保育室を昨年増築したことに伴い、本条例の定員に所要の改正を行うものであります。

裏面をご参照ください。岬町立保育所条例の一部を次のように改正する。淡輪保育所の定員を「120名」から「160名」に改めるものであります。

附則として、この条例は、ことしの4月1日から施行するということになっております。

以上でございます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業民生常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町立保育所条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業民生常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会に付託することに決しました。

---

和田博之議長 日程38、議案第33号「岬町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部の改正する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。住民福祉部長、芦田貴志雄君。

芦田住民福祉部長兼保険年金課長 日程38、議案第33号、岬町ひとり親家庭の医療

費の支給に関する条例の一部の改正する件。

提案理由といたしまして、知的障害者施設入所者に対する医療費給付が平成18年3月末をもって廃止されることに伴い、本条例に所要の改正を行うものであります。

裏面及び新旧対照表をご参照ください。当条例の一部を次のように改正します。

第2条第2項第4号中「知的障害者福祉法に基づく措置又は支援費並びに」を削ります。これは、知的障害者の入所者については、これまで支援費の中で、医療費についても支援費の中で支払われてきました。ところが、身体障害者等にはその措置はございません。今回、自立支援法が制定されるに伴い、それを統一するという事で、知的障害者だけに行っていた医療費給付を今回廃止することに伴う削除でございます。

本条例改正案については事業民生委員会に付託の予定と聞いておりますので、ご審議の上議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業民生常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部の改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業民生常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会に付託することに決しました。

---

和田博之議長 日程39、議案第34号「岬町老人医療費の助成に関する条例の一部を

改正する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。住民福祉部長、芦田貴志雄君。

芦田住民福祉部長兼保険年金課長 日程 39、議案第 34 号、岬町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する件について説明させていただきます。

提案理由としまして、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部が改正され、新たに障害者自立支援法が施行されることに伴い、本条例に所要の改正を行うものであります。

裏面及び新旧対照表をご参照ください。当条例の一部を次のように改正します。

第 2 条第 1 項 2 号中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び結核予防法に基づく医療を受けている者並びに」を「障害者自立支援法施行令第 1 条第 3 号に基づく精神通院医療を受けている者、結核予防法に基づく医療を受けている者、及び」に改めるものでございます。

この条例については附則で、平成 18 年 4 月 1 日から施行するものとなっております。

本条例改正案については事業民生委員会に付託の予定と聞いております。審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業民生常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する件」については、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、事業民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会に付託することに決しました。

---

和田博之議長 日程40、議案第35号「岬町身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。住民福祉部長、芦田貴志雄君。

芦田住民福祉部長兼保険年金課長 日程40、議案第35号、岬町身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する件について説明させていただきます。

提案理由といたしまして、先ほどのひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部改正案と同様でございます。知的障害者施設入所者に対する医療費給付が平成18年3月末をもって廃止されることに伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

裏面及び新旧対照表をご参照ください。本条例の一部を次のように改正します。

第2条第2項第3号中「知的障害者福祉法に基づく措置又は支援費並びに」を削除するものでございます。

附則としまして、この条例は、平成18年4月1日から施行するものです。

なお、本条例改正案につきましては事業民生委員会に付託の予定と聞いておりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業民生常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関

する条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業民生常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会に付託することに決しました。

---

和田博之議長 日程41、議案第36号「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。住民福祉部長、芦田貴志雄君。

芦田住民福祉部長兼保険年金課長 日程41、議案第36号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する件について説明させていただきます。

提案理由としまして、障害者自立支援法及び地方税法附則に関する法律の一部改正に伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

裏面及び新旧対照表をご参照ください。本条例の一部を次のように改正をします。

まず、給付金の条項であります第8条の2第1項第1号を次のように改めます。「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32号に規定する医療」を改めまして「障害者自立支援法第58条第1項に規定する指定自立支援医療であって、障害者自立支援法施行令第1条第3号に規定する精神通院医療」に改めます。

次に、第8条の2の2項につきましては、法律の名称を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」から「障害者自立支援法」に変えるものでございます。

附則の修正につきましては、地方税法の附則において一部削除がございましたので、条項を繰り上げております。

次に、附則の説明をちょっと追加させていただきます。附則につきましては、施行期日、平成18年4月1日からの施行という定め、それから経過措置として、この条例の施行の前に行われた医療に要した費用については従前の例によるということと、この改正後の規定については18年度分の保険料から適用し、17年度分以前の保険料については従前の例によるということとあります。

本議案につきましては事業民生委員会に付託の予定と聞いておりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業民生常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会に付託することに決しました。

---

和田博之議長 日程42、議案第37号「岬町介護保険条例の一部を改正する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。住民福祉部長、芦田貴志雄君。

芦田住民福祉部長兼保険年金課長 これは少し長くなりますので、日程42、議案第37号、岬町介護保険条例の一部を改正する件について説明をさせていただきます。

提案理由といたしまして、介護保険法の改正を踏まえ、介護保険運営協議会の組織の整備を図るとともに、平成18年度から平成20年度に係る介護保険事業の適正な運営に必要な保険料の負担を定めるため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。及び新旧対照表もあわせてご参照ください。

まず、運営協議会の組織再編であります。第3条に協議会の委員の定数等を定めておりますけれども、これを協議会の組織として、議員定数、合わせて12名から14名以内をもって組織するに換え、委員につきましても現条例の3区分から5つの区分にふや

します。具体的には、学識経験者とその他町長が定める者を新たに追加するものでございます。

次に、第5条の保険料の算定でございます。平成18年度から平成20年度の3カ年間の保険料を定めるもので、具体的には、ここに新旧を掲げておりますけれども、「22,570円」を「33,170円」、「33,860円」が2つに分かれまして、「34,500円」と「49,760円」に分かれます。次に「45,140円」が「66,350円」に、「56,430円」が「82,940円」に、「67,720円」が「99,530円」に改正するものでございます。

新旧対照表、裏面ですけれども、裏面の第9条については、先ほどの条例改正、保険料率の改正に伴い、条項を整備したものでございます。

それから、19条につきましては、法律の改正に伴い条例の整備を行ったものでございます。

なお、附則につきましては、もとに戻りまして、施行期日につきましては平成18年4月1日から施行するものでございます。

経過措置としまして、第2条につきましては、この保険料率の改定については、平成17年度以前の保険料については従前の例によるという規定でございます。

次に、第3条については、第1項と第2項につきまして、平成18年と平成19年に保険料の特例を設けております。これは具体的に言いますと、地方税法の改正が行われまして、高齢者の控除がなくなったり、あるいは年金者の控除がなくなったりしまして、それまで非課税であった方が来年度、平成18年度には課税に転換をするという方が出てまいります。そうなってきますと、これは同じ段階でもかなりの金額が上がるわけですが、それで段階がさらに上がりますとかなり急激なアップが避けられないということで、ここで附則の第3条の例えば第1号のところでは、従前の税制での所得段階が第1段階の人が、今回税制改正に伴って課税になり、第4段階に移行した場合、その場合については3年間で目標の金額に到達するように等分に分けております。

同じように、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号につきましては、第2号については第2段階から第4段階に移行する方、第3号については第3段階から第4段階に、第4号については第1段階から第5段階に、第5号については第2段階から第5段階に、第6号については第3段階から第5段階、7号については第4段階から第

5段階、それぞれについて3年間で目標の金額に到達するように均等に金額を、各18年、19年に振り分けている、そのような内容の経過措置でございます。

なお、当案件につきましては事業民生委員会に付託の予定と聞いております。事業民生委員会の資料につきましては、先ほどの介護保険料の段階が5段階から6段階にふえた、その改正内容とともに、介護保険料の先ほどの経過措置、激変緩和措置についての説明資料を提出させていただきます。

さらに今回、岬町としてはかなり大幅な介護保険料の値上げになりますので、その算定根拠資料として、高齢化率の推移、それから認定者数の推移、それから出現率の推移、それから認定者の中でも実際に介護保険を利用しているパーセンテージの推移、それから介護給付費の推移、それから平成15年度から17年度における計画と実給付額の乖離状況をグラフであらわしたものの、それと、今回算定をしました介護保険料の算定数値について、資料として事業民生委員会の方に提出をしていきたいと思っております。あわせて、今回この新しい介護保険ということで岬町が作成したパンフレットについても同様に提出をさせていただきたいと思っております。

本条例案につきましては事業民生委員会に付託の予定と聞いておりますので、何とぞご審議賜り、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業民生常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町介護保険条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業民生常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会に付託することに決しました。

---

和田博之議長 日程４３、議案第３８号「岬町営住宅条例の一部を改正する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。事業部長、松永英三君。

松永事業部長兼事業課長 日程４３、議案第３８号、岬町営住宅条例の一部を改正する件についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、公営住宅法施行令の一部改正に伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

裏面及び新旧対照表をご参照いただきたいと思います。岬町営住宅条例の一部の次のように改正いたします。

第４条第２項第４号中「第３条第３項若しくは第４項」を「第３条第４項若しくは第５項」に改めます。これは土地区画整理法の第３条中に新たな条文が追加されたことにより頂ずれが生じたので、土地区画整理法を用いている岬町営住宅条例でも頂ずれが生じたことによる改正でございます。

次に、同条同項同号中「住宅街区整備事業又は」の次に「都市開発法（昭和４４年法律第３８号）による」を加えます。これは、住宅街区整備事業の根拠をより明確化するため、根拠法令を加えるものでございます。

続きまして、同条同項第６号中「又は既存入居者若しくは」を「、既存入居者又は」に、「により、」を「その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて」に改めます。これは、公営住宅法施行令第５条の改正により、既存町営住宅の入居者の世帯構成から見て、同じ団地内で他の町営住宅へ住みかえることが適切であると町長が判断した場合は、公募によらず同団地内の他の町営住宅へ住みかえができるとの内容が新たに追加されたことにより改正をするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。

本件につきましては事業民生常任委員会に付託の予定と聞き及んでおりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業民生常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町営住宅条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業民生常任委員会に付託いたしたいと思いません。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会に付託することに決しました。

---

和田博之議長 日程44、議案第39号「岬町公民館条例の一部を改正する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。教育次長、笠間光弘君。

笠間教育次長兼給食センター所長 日程44、議案第39号、岬町公民館条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

提案理由といたしましては、社会教育法の一部改正によりまして、淡輪公民館運営審議会を廃止するに伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

裏面をご参照くださいませ。岬町公民館条例(昭和47年岬町条例第16号)の一部を次のように改正いたします。

第5条及び第6条を削除いたしまして、第7条を第5条とし、第8条から第16条まで2条ずつ繰り上げるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成18年4月1日から施行するものでございます。

次に、非常勤の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和39年岬町条例第8号)の一部

を次のとおり改正いたします。別表中の公民館運営審議会の項を削除するものでございます。参考までに新旧対照表を添付いたしております。

なお、本件につきましては総務文教委員会に付託されるものと存じますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町公民館条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたしたいと思いません。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教常任委員会に付託することに決しました。

---

和田博之議長 日程45、議案第40号「岬町財産区基金条例の一部を改正する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程45、議案第40号、岬町財産区基金条例の一部を改正する条例案について説明させていただきます。

提案理由といたしまして、財政健全化に資するため、繰替運用の規定に所要の改正を行うものでございます。

裏面及び新旧対照表をごらんいただきたいと思います。岬町財産区基金条例の一部を次のように改正するというので、第5条中「、それぞれの財産区における財政上必要

があると認めるときは」を改めまして「、財政上必要と認めるときは」に改めるものでございます。これを改めることによりまして、繰替運用の見直しにより歳計現金の不足する他会計への資金の繰り替えを行うことが可能となり、基金をより活用した財政運営を行うことができるようになるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上が岬町財産区基金条例の一部を改正する件の概要でございます。

なお、本件につきましては総務文教委員会に付託の予定と聞き及んでおりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町財産区基金条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教常任委員会に付託することに決しました。

---

和田博之議長 日程46、議案第41号「固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長、石田正弘君。

石田町長 日程46、議案第41号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件について、ご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、固定資産評価審査委員会委員、松下 博氏が平成18年3月11日をもって任期満了となりますので、同氏の再任につきまして、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

松下 博氏の学歴、経歴等は裏面をご参照ください。

以上、同意をよろしくお願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、人事に関することですので、委員会付託及び討論を略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

これより議案第41号「固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」を起立により採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第41号はこれに同意することに決定いたしました。

---

和田博之議長 日程47、議案第42号「固定資産評価員の選任について同意を求める件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長、石田正弘君。

石田町長 日程47、議案第42号、固定資産評価員の選任について同意を求める件について、ご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、固定資産評価員、山口 晃氏から、平成18年3月31日をもって辞職の申し出がありましたので、同氏の後任として中口守可氏を選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、中口守可氏の経歴、履歴につきましては裏面をご参照ください。

以上、よろしく同意をお願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

中口守可君の退席を求めます。

(中口総務部長、退席)

和田博之議長 これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、人事に関することですので、委員会付託及び討論を略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

これより議案第42号「固定資産評価員の選任について同意を求める件」を起立により採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第42号はこれに同意することに決定いたしました。

中口守可君の入場をお願いします。

(中口総務部長、入場)

和田博之議長 お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認め、本日はこれにて延会することに決しました。

各常任委員さんには、委員会付託分の審議についてよろしくお願いをいたします。

なお、次の本会議は、3月23日午前10時から会議を開きますので、ご参集いただきますようよろしくお願いをいたします。

本日はまことに長時間ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

(午後7時42分 延会)

以上の記録が本町議会第1回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成18年3月7日

岬町議会

議 長 和 田 博 之

議 員 竹 内 邦 博

議 員 岡 本 重 樹